

平成29年度第3回向日市障害者計画策定委員会次第

日 時：平成30年2月20日（火）午後1時30分

場 所：乙訓福祉施設事務組合 大会議室

1 開 会

2 議 事

- (1) パブリックコメントの結果について
- (2) 第5期向日市障がい福祉計画・第1期向日市障がい児福祉計画最終案について
- (3) 第3次向日市障がい者計画進捗状況について
- (4) 第4期向日市障がい福祉計画進捗状況について
- (5) その他

資料1 パブリックコメントの結果

- 2 第5期向日市障がい福祉計画・第1期向日市障がい児福祉計画最終案
- 3 第3次向日市障がい者計画進捗状況
- 4 第4期向日市障がい福祉計画進捗状況

●第5期向日市障がい福祉計画・第1期向日市障がい児福祉計画 パブリックコメント 市の考え方について

資料 1

No.	該当ページ等	意見の概要	向日市の考え方
1	P1 第1章 計画の基本的な考え方	向日市の障がい福祉計画で障害者総合支援法について詳述する必要はないと思いますが、障がい者施策の根幹をなす法律である以上、主な改正点や制度の構成についての記述は不可欠と考えます。	本計画は障害者総合支援法に規定する「市町村障害福祉計画」であり、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標や、各年度における障害福祉サービスの種類ごとの必要な量の見込み、地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項を定めるもので、計画に記載する事項は国の基本指針に基づいております。 本計画で定めなければならない事項を勘案する上で不可欠となる法改正やサービスの概要等につきましては、第1章及び第3章で記載させていただいております。
2	P1 第1章第1節 (2)京都府の障がい者施策の動向	京都府でも第5期京都府障害福祉計画及び第1期京都府障害児福祉計画などの策定に取り組まれています。	ご意見の趣旨を踏まえ、京都府において今年度取り組まれている障害福祉計画等の策定や、言語としての手話の普及を進めるとともに聞こえに障害のある人となない人とが支え合う社会づくり条例についての記述を加えます。
3	P2 第1章第2節 計画の基本理念	障害のある人はあらゆるバリアで生きづらさを余儀なくされています。 差別や偏見を解消する地道な取り組みがあつてこそ、基本理念である「障がいのある人もない人もいきいきと共に暮らせる ぬくもりのあるまち」となっていくのではないのでしょうか。	ご意見の趣旨を踏まえ、最終段落を次のとおり修正します。 「本計画においてもこの理念を継承し、障がいのある方に対する差別や偏見を解消する取組を進め、共生社会の実現に向けて計画を推進していきます。」
4		基本理念の説明において、「共生社会の実現に向けて計画を推進する」という向日市の立場に立つならば、共生社会の実現のために国が制定した障害者差別解消法や改正障害者雇用促進法等について、簡潔に解説することが必要であると考えます。	本計画は障害者総合支援法に規定する「市町村障害福祉計画」であり、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標や、各年度における障害福祉サービスの種類ごとの必要な量の見込み、地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項を定めるもので、計画に記載する事項は国の基本指針に基づいております。 しかしながら、全ての人が障がいの有無によって分け隔てられることなく、お互いを尊重して共生する社会を実現するためには、障害者差別解消法等で規定する差別的取扱の禁止や合理的配慮の提供は不可欠です。 そのため、ご意見の趣旨を踏まえて、最終段落を「本計画においてもこの理念を継承し、障がいのある方に対する差別や偏見を解消する取組を進め、共生社会の実現に向けて計画を推進していきます。」に修正します。

No.	該当ページ等	意見の概要	向日市の考え方
5	P27 第3章第1節 (2)精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	向日市の人口増加の割合や、他の障がい者の増加の割合よりも、精神障害者保健福祉手帳所持者の増加の割合が多くなっています。手帳取得の支援や、圏域で設置目標となっている精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、市としても、今後更なる積極的な相談支援等が必要だと思います。	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムについて、乙訓圏域で協議の場を設置し、構築に向けた関係機関との協議や連携に努めてまいります。 ご意見の趣旨は、具体的な事業や取組を行うにあたっての参考とさせていただきます。
6	第3章第2節 サービス見込み量と確保の方策 第4章第2節 サービス見込み量と確保の方策	それぞれのサービスの障害福祉サービス等提供事業所が、向日市に何か所あるのか、他の乙訓市町に何か所あるのか、現状が書かれていないのでわかりません。利用人数だけでなく、向日市や乙訓で利用できる事業所は何か所あるのかは記載する必要があると思います。	ご意見の趣旨を踏まえ、「資料編」として、向日市や乙訓圏域に所在するサービス提供事業所数を掲載します。
7	P30、第3章 P36、第2節サービス見込み量と確保の方策 P45、第3節地域生活支援事業の見込み量と確保の方策 P51、第4章第2節サービス見込み量と確保の方策 P66	「見込み量確保のための方策」は訪問系サービスや日中活動系サービス等でまとめるのではなく、サービス毎で書いておく方が分かりやすいのではないのでしょうか。	各サービスの必要な見込み量を確保するための課題や方策は、内容が共通する場合があります。例えば、訪問系サービスであれば居宅介護や重度訪問介護等のいずれのサービスであっても、支援者の確保が共通した課題であり、方策についても多くが共通しています。 そのため、「見込み量確保のための方策」は、訪問系サービスや日中活動系サービス等の種別でまとめた記載としております。
8	P32 第3章第2節 (1)訪問系サービス ②重度訪問介護	重度訪問介護は平成30年4月から訪問先が拡大され、入院中の医療機関においても利用出来るようになります。これは、本人や介護している家族にとって待ち望んでいたことだと思います。しかし、重度訪問介護の利用者以外も、入院中に介護サービスが必要な方はたくさんいます。本人や家族の状態、事情に応じて必要な支援が届くよう取り組んでいただきたいと思います。	重度訪問介護の利用者以外の方につきましては、「入院時コミュニケーション支援事業」等の活用により、必要な支援が提供されるよう努めてまいります。 ご意見の趣旨は、具体的な事業や取組を行うにあたっての参考とさせていただきます。
9	P41 第3章第2節 (2)日中活動系サービス ⑤就労継続支援A型	第5期の計画において、向日市における就労継続支援A型のサービス見込量は、順調な伸びを推計しておられます。 この事業は、障がい者が就労をして賃金を得るという障がい者の自立に関わる重要な事業だといえます。それだけに事業所が健全に運営されることは不可欠の条件であり、そのためには、行政が厳しくチェック機能を果たすことが求められることとなります。それゆえ、就労継続支援A型に項目においては、市が事業所に対して十分なチェック機能を果たす旨の記述をお願いしたいと考えます。	本計画は各年度で必要となるサービスや見込量等を定めるものであるため、そのための記載内容としておりますが、サービス利用の際にはサービス提供事業者をはじめ関係機関との連携を図り、適切に支援が提供されるよう努めているところです。 今後も事業所指定の権限を有する京都府と連携して、適切な対応に努めてまいります。

No.	該当ページ等	意見の概要	向日市の考え方
10	P44、第3章第2節(2)日中活動系サービス P63 ⑨短期入所(ショートステイ) 第3節(2)任意事業 ③日中一時支援事業	短期入所も日中一時支援事業もサービス提供事業所自体とても少ないので、ニーズは高いがサービス量が不足している、利用したいが使えない状況です。 利用人数や利用時間が「減少傾向にある」と書くと利用希望が減っていると理解してしまうので、利用が減少した理由なども含めて数字の意味を考え、障がいのある人たちの現状や本当の困りごと、大切なニーズを書き表してほしいと思います。	短期入所や日中一時支援事業は、ニーズに対して提供量が不足傾向にあるため、利用実績が減少しているサービスであると認識しています。そのため、両サービスの見込量は潜在的なニーズや方策等を勘案して増加を見込んでいるところであり、計画書においても高い利用ニーズを踏まえた設定であることを明記します。
11	P46、第3章第2節 P47 (3)居住系サービス	居住系サービスの現状がわかるように、利用者の居住地(市町村別)を利用実績に書いてほしいと思います。 向日市の福祉計画(案)を見て、障がいのある方々がどこにおられるのかさえ知らされない状況は、大変疑問に思います。	居住系サービスの利用にあたっては、乙訓圏域の整備状況に加え、利用者の心身の状況や家族の意向、利用開始の時期によって選択する事業所の立地は大きく異なります。そのため、本計画で求められる見込量の設定にあたっては、市町村別の利用者数を勘案する必要性は限定的であると考えます。
12	P48 第3章第2節 (4)相談支援	相談支援専門員の人材確保、育成、スキルアップが課題だと思います。 現状の課題を丁寧に挙げ、課題に対応した方策を検討していく必要があるのではないのでしょうか。	相談支援専門員の確保をはじめ、育成やスキルアップについても不可欠であると認識しています。 ご意見の趣旨を踏まえ、育成やスキルアップに関する記述を加えます。
13	P51 第3章第3節 (1)必須事業 ①理解促進研修・啓発事業	理解促進・啓発事業は、障がい者支援について地域住民の理解を深めて啓発していく非常に重要な事業であると考えられるところです。 単に「実績・有」「計画値・有」という雑な報告ではなく、どのような団体が、どのような内容の事業を、年間何回開催しているのか、という点まで、できるだけ具体的な記述をお願いしたいと思います。	地域生活支援事業の実施に関する事項につきましても、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本指針や国の通知「地域生活支援事業に係る障害福祉計画の作成について」に基づいた記載内容としております。
14	P53 第3章第3節 (1)必須事業 ③相談支援事業	障がい者(児)が何でも相談できる窓口を設置し、病院や施設などの紹介や相談にのっていただけるようにしてほしい。	向日市や乙訓圏域に所在する相談支援事業所(6か所)において、病院及び施設などの紹介や相談をはじめ、障がいのある方の自立や地域生活を支援するための情報提供や相談に応じています。お気軽にご相談ください。

No.	該当ページ等	意見の概要	向日市の考え方
15	P54 第3章第3節 (1)必須事業 ④成年後見制度利用支援事業	成年後見人である弁護士等による被後見人の財産の使い込みの事件報道が後を絶ちません。周囲の人から「自分の周りでも3件あった」「自分の知り合いでも1件あった」と聞いたばかりです。 残される障がいのある子のことを考えると不安でたまりませんが、親も高齢となり判断能力など衰えてくれば、制度を利用するしかありません。 被後見人や家族が安心して利用出来るように、本来の意味で「被後見人を守る制度」であり続けるように、市として利用支援事業の中に成年後見制度の隙間を埋める取り組みが必要だと思います。	成年後見制度利用支援事業は国の実施要綱等に基づき、市長による審判請求、審判請求に要する費用や成年後見人等の報酬に係る費用の助成を行っています。 いただいたご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。
16	—	親亡きあと、自宅で生活したい障がい者のための公的支援をしてほしい(例 固定資産税の減免又は免除、医療費自己負担の軽減等)。障害基礎年金と給料で何とか食べていけるようにしてほしい。	医療費の自己負担の軽減については、一定の障がいのある方に対して負担軽減を図る事業を京都府と協調して実施しています。 いただいたご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。
17	—	向日市内の就労支援施設の仕事のあっせんを公的に進めてほしい。向日市内で人手のいる仕事と施設の作業をつなぐ役割を市にやってほしい。農家の仕事、商店の作業などを紹介してほしい。	就労支援施設等の自主製品及び役務に対する優先的な発注や、施設が実施する事業を支援することにより、工賃水準の向上を図り、障がいのある方が地域で生きがいをもって活動できるように努めてまいります。 いただいたご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。
18	—	福祉的就労についていますが、賃金が安く、とても自立できません。障害年金と賃金で生活できるよう国の制度を含め改善してほしい。	
19	—	親亡き後の健康管理について不安をもっています。公的サービスとして3～6ヶ月に1回位、保健師等の専門職における訪問相談があればと思います。日常の健康管理(食事等も含め)が重要だと思います。	これまでから、ご希望や必要にあわせて保健師や栄養士が訪問し、健康管理に関する相談に応じております。お気軽にご相談ください。
20	—	障がい者が地域で受け入れられるようなサポート体制、サークル活動や旅行の企画など多彩なサービスを提供してほしい。結婚した障がい者のサポート体制(住宅、支援員の派遣など)を整備してほしい。	障がいのある方が地域でいきいきと暮らしていけるよう、いただいたご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。
21	—	公営住宅を建てかえる際、1階部分は障がいを持つ人が優先して入居できるものとし、生活支援をする職員を配置できないでしょうか。このことを市から府に要望していただきたいです。	府営住宅入居者公募にあたり、一定の障がいのある方が優先的に応募できる制度が設けられています。 いただいたご意見につきましては、機会を捉えて関係機関に伝えてまいります。

No.	該当ページ等	意見の概要	向日市の考え方
22	—	大災害のときに、障がい者(児)に必要な器具や設備を備えている避難場所を設置してほしい。	福祉避難所として、高齢者施設も含めて5つの施設と協定を結んでいます。今後も、災害時に配慮が必要な方に適切な支援が提供されるよう努めてまいります。
23	—	特別支援学級に通う子ども達にも、放課後デイのお知らせなど地域の福祉資源の情報などを配布してほしい。 中学校全てに通級指導教室がほしい。感覚過敏の子に合う教室を確保してほしい。 適応指導教室に通う子の中にも発達に支援の必要な子がいるので教育分野とも連携してほしい。学校と同様の通所日を設けてほしい(現在週3日、午前のみしか行けない)。適応指導教室の案内、教育相談の案内など周知してほしい(市の教育、福祉、医療、親の会の相談先などが載ったパンフレットの作成など)	障がいのある方を対象とした福祉制度やサービス提供事業者の一覧を掲載した冊子「障がい福祉のてびき」を作成し、担当窓口での配布やスマートフォン等でいつでもご覧いただけるようホームページにPDFファイルを掲載するなど、情報提供に努めています。 いただいたご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。
24		学校へ行きづらい状況の子どもたちにとっての向日市の適応指導教室(ひまわり広場)の現状に意見があります。 学校開業日と同じく月～金(午前～午後)まで開所してください(現在週3日、午前のみ)。 指導員を増やし、学習面での援助もしてください。 保護者の相談窓口を1つにして、市の教育、福祉、医療、親の会、放課後デイなどの情報も案内してください。又、パンフレットなども作ってください。 適応指導教室と教育相談を正しく広く市内に周知させてください。	

第5期向日市障がい福祉計画・
第1期向日市障がい児福祉計画
【案】

平成30年3月
向日市

目 次

第1章 計画の基本的な考え方.....	1
1. 計画策定の目的及び趣旨.....	1
2. 計画の基本理念.....	2
3. 計画の位置づけ.....	3
4. 計画の実施期間.....	4
5. 計画策定の手順.....	5
第2章 向日市の現状.....	7
1. 人口の推移.....	7
2. 障がい者手帳所持者の状況.....	8
3. アンケート調査の結果.....	12
4. 団体ヒアリング調査の結果.....	18
5. 事業者調査の結果.....	21
6. 現状のまとめ.....	22
第3章 障害者総合支援法に基づくサービスについて.....	26
1. 提供体制の確保に係る目標.....	26
2. サービス見込み量と確保の方策.....	30
3. 地域生活支援事業の見込み量と確保の方策.....	51
第4章 児童福祉法に基づくサービスについて.....	64
1. 提供体制の確保に係る目標.....	64
2. サービス見込み量と確保の方策.....	66
第5章 計画の推進.....	73
1. 連携体制の充実・理解の促進.....	73
2. 計画の進捗管理と評価.....	73
3. 国や京都府への働きかけ.....	74
資料編.....	75

「障がい」の表記について

向日市では、人や人の心身の状態を表す「障害」を、法律用語や固有名詞などを除き「障がい」と表記しています。

これは、「害」という字が否定的なイメージを連想させ、人に不快感や差別感を与えかねないため、互いに人権を尊重し、障がいのある人への理解を深めるためです。

第1章 計画の基本的な考え方

1. 計画策定の目的及び趣旨

(1) 国の障がい者施策の動向

平成 18 年に国連総会で「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」が採択され、我が国では条約の批准に向け、必要な国内法の整備が進められてきました。平成 23 年には障害者基本法が大幅に改正され、法の目的を「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」とし、障がい者の定義の見直しや地域社会における共生、差別の禁止、国際協調などが規定されました。

また、平成 23 年には「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が成立し、平成 24 年には障害者自立支援法が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に改正され、平成 25 年には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が成立するなど、これらの国内法の整備を経て、平成 26 年 1 月に障害者権利条約を批准しました。

さらに、平成 28 年には障害者総合支援法及び児童福祉法が改正され、障がいのある人が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等が行われることになりました。

(2) 京都府の障がい者施策の動向

京都府では、国の法制度等の整備に合わせ、平成 26 年 3 月に、すべての府民が障がいの有無によって分け隔てることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共に安心していきいきと暮らせる共生社会の実現を目指して、「京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例」を制定しました。

また、平成 27 年 3 月には「第 3 期京都府障害者基本計画」及び「第 4 期京都府障害福祉計画」を策定し、障がいのある人の自立と社会参加等を支援するため施策を総合的かつ計画的に推進しています。

さらに、平成 30 年度からの 3 年間を計画期間とする「第 5 期京都府障害福祉計画及び第 1 期京都府障害児福祉計画」の策定に向けた取組とともに、聴覚に障がいのある人となない人とが支え合う社会を実現するため、「言語としての手話の普及を進めるとともに聞こえに障害のある人となない人とが支え合う社会づくり条例」の制定に取り組んでいます。

(3) 向日市の障がい者施策の動向

本市では、平成 27 年 3 月に障害福祉サービス等の見込み量や確保のための方策を定めた「第 4 期向日市障がい福祉計画」を策定するとともに、本市における障がい者福祉施策の基本的な理念と方向性を定める「第 3 次向日市障がい者計画」を平成 29 年 3 月に策定し、障がいのある人もない人も住みなれた地域で暮らし続けることができるまちづくりを進めてきました。

また、平成 28 年 12 月には「古都のむこう、ふれあい深める手話言語条例（向日市手話言語条例）」を制定し、聴覚障がいのある人にとって暮らしやすい環境整備を図り、手話とともに障がいへの理解を広げる取組を推進しています。

(4) 計画策定の目的及び趣旨

現行計画の「第 4 期向日市障がい福祉計画」は平成 30 年 3 月をもって計画期間を終了します。

そのため、これまでの障がい者福祉を取り巻く環境の変化と国や京都府の動向を踏まえ、第 4 期計画期間における障害福祉サービス、障がい児の支援と地域生活支援事業の実績や計画の進捗状況を確認するとともに、あらためて障がいのある人のニーズや課題を把握したうえで、平成 32 年度までの必要なサービスの見込み量等を示す「第 5 期向日市障がい福祉計画」と、障がい児に対する支援の円滑な実施を推進する「第 1 期向日市障がい児福祉計画」を一体的に策定します。

2. 計画の基本理念

障がいのある人もない人も
いきいきと共に暮らせる
ぬくもりのあるまち

障害者基本法は、すべての人が障がいの有無によって分け隔てられることなく、地域や職場、学校など日常生活のあらゆる場面で合理的な配慮や必要な支援のもと、共に支え合う「共生社会」の実現を求めています。

本市においては、今後、本市が目指すべき方向性を示したまちづくりの最上位計画「ふるさと向日市創生計画」に基づき、人と暮らしに明るくやさしいまちづくりを進め、安心して暮らし続けられる共生社会の実現に取り組んできました。また、「第 3 次向日市障がい者計画」でも「障がいのある人もない人も いきいきと共に暮らせる ぬくもりのあるまち」を基本理念に、地域全体で障がいのある人の社会参加と自立を支える向日市を目指しています。

本計画においてもこの理念を継承し、障がいのある方に対する差別や偏見を解消する取組を進め、共生社会の実現に向けて計画を推進していきます。

3. 計画の位置づけ

(1) 法的な位置づけ

本計画は、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき策定する「市町村障害福祉計画」「市町村障害児福祉計画」です。

①市町村障害福祉計画

障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標や、各年度における障害福祉サービスの種類ごとの必要な量の見込み、地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項等を定めるものです。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)
第 88 条第 1 項

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

②市町村障害児福祉計画

障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標や、各年度における障害児通所支援・障害児相談支援の種類ごとの必要な見込み量等を定めるものです。

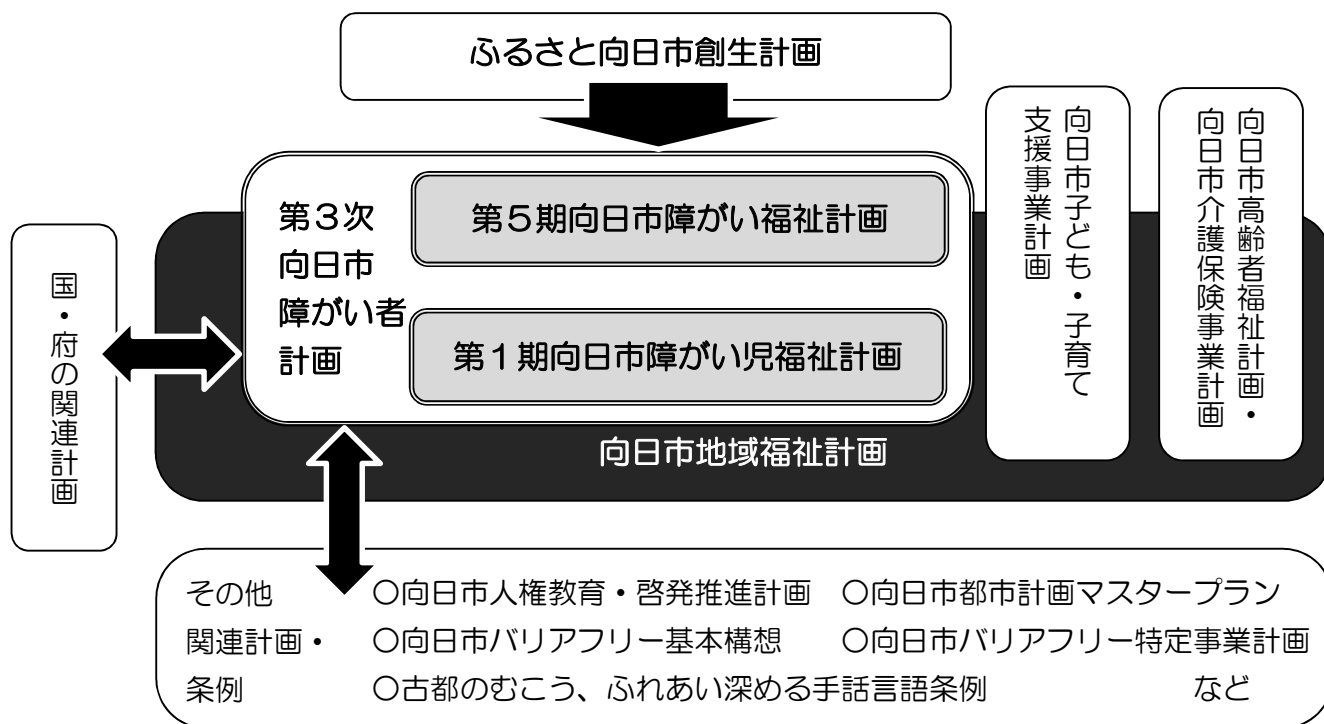
児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号) （平成 30 年 4 月施行）
第 33 条の 20 第 1 項

市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

(2) 関連計画間での位置づけ

「第5期向日市障がい福祉計画」及び「第1期向日市障がい児福祉計画」の策定においては、本市の障がい者施策の基本方針である「第3次向日市障がい者計画」との整合性を図りながら、今後、本市が目指すべき方向性を示したまちづくりの最上位計画「ふるさと向日市創生計画」や、福祉関連計画とも調和が保たれた計画とします。

■ 関連計画間での本計画の位置づけ



4. 計画の実施期間

「第5期向日市障がい福祉計画」及び「第1期向日市障がい児福祉計画」は、平成30年度から平成32年度までの3年間を計画期間とします。なお、障がいのある人を取り巻く社会情勢の変化や、法令・制度の改正が生じた場合は、適時見直しを行います。

H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35
第2次向日市障がい者計画	第3次向日市障がい者計画							
第4期向日市障がい福祉計画			第5期向日市障がい福祉計画		第6期向日市障がい福祉計画（予定）			
			第1期向日市障がい児福祉計画		第2期向日市障がい児福祉計画（予定）			

5. 計画策定の手順

本計画の策定にあたり、以下の審議・調査等を実施しました。

（１）向日市障害者計画策定委員会における審議

本計画は、学識経験者や関係団体の代表者、行政関係者等から構成される「向日市障害者計画策定委員会」において検討し、それらを踏まえて策定しました。

（２）障害福祉サービス等に対するニーズや生活実態の把握

1) アンケート調査

市内に住む身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している人を対象に、生活状況やニーズなどを把握するためのアンケート調査を実施しました。

項目	内容
調査対象者	市内に住む身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している人のうち、2,000人
抽出方法	①18歳～64歳の身体障害者手帳所持者 ②18歳以上の療育手帳所持者 ③18歳以上の精神障害者保健福祉手帳所持者 ④障がい児は悉皆調査 ⑤65歳以上の身体障害者手帳所持者は無作為抽出
調査の種類	①18歳以上対象調査 ②18歳未満対象調査
調査期間	平成29年1月23日～平成29年2月10日
調査方法	郵送による配布・回収
回収結果	①18歳以上対象調査…配布数：1,908件 回収数：925件 回収率：48.5% ②18歳未満対象調査…配布数：92件 回収数：48件 回収率：52.2%

2) 障がい児者団体へのヒアリング調査

障がい者施策に関係する障がい児者団体に対して、成果目標の達成に向けた課題や障害福祉サービス等のニーズ、生活実態を把握するため、事前にアンケート調査を実施し、その調査結果をもとに、団体ごとにヒアリング調査を実施しました。

【協力いただいた団体】

○あらぐさ会	○サークルぼちぼち
○乙訓楽苑 家族会	○ひまわり会
○乙訓障害児父母の会	○向日が丘支援学校PTA
○乙訓手をつなぐ親の会	○向日市身体障害者協会
○乙訓やよい会	○向日市難聴者協会
○京都重症心身障害児（者）を守る会	○向日市ろうあ協会
○京都府視覚障害者協会向日支部	○若竹苑利用者家族会 若竹会

【調査期間】

平成 29 年 9 月 11 日～14 日及び 22 日

3) 事業所調査

障害福祉サービス等を提供している事業所に対して、市民へのサービスの提供状況や今後のサービス展開への意向などを把握するためのアンケート調査を実施しました。

項目	内容
調査対象者	市内外の障害福祉サービス等提供事業者
調査期間	平成 29 年 8 月 25 日～平成 29 年 9 月 8 日
調査方法	郵送による配布・回収
回収結果	配布数：147 件、回収数 73 件、回収率：49.7%

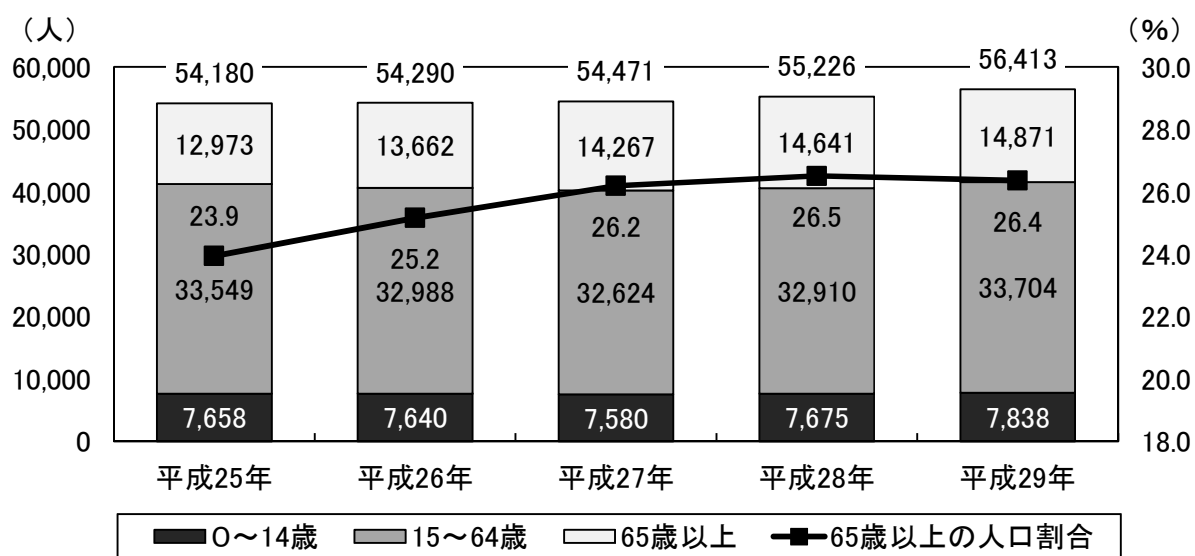
(3) パブリックコメントの実施

本計画の策定にあたっては、広く市民の意見を伺うために、パブリックコメントを実施しました。パブリックコメントの実施期間は平成 30 年 1 月 10 日～2 月 8 日です。

第2章 向日市の現状

1. 人口の推移

本市の総人口は桂川・洛西口新市街地の開発などにより増加傾向にあり、平成29年4月1日時点で56,413人となっており、そのうち65歳以上の人口の割合（高齢化率）は26.4%となっています。高齢化率は、平成25年から平成27年にかけて上昇しましたが、平成28年以降は0～14歳と15～64歳の人口が大きく増加したことから、横ばいで推移しています。

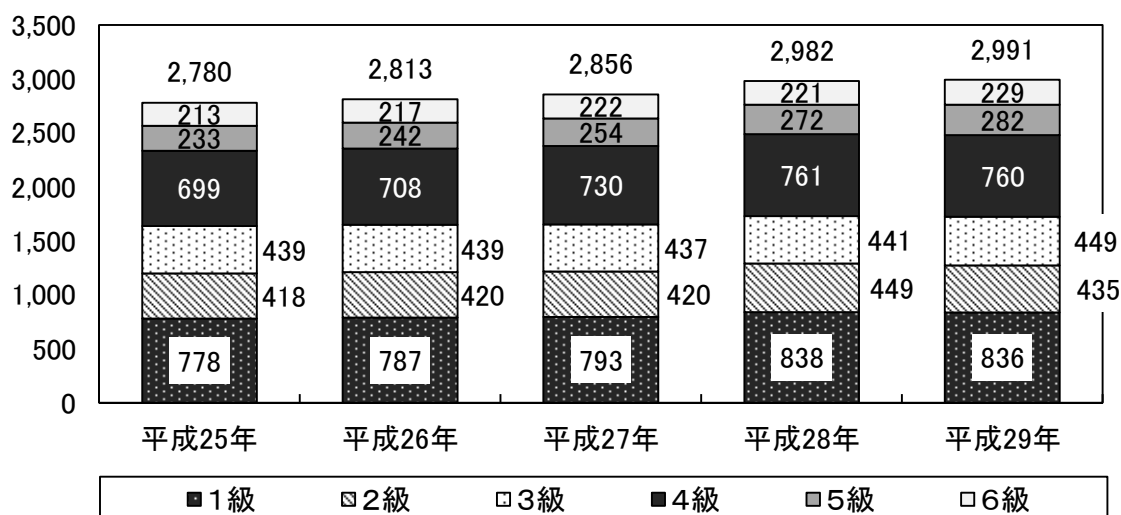


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

2. 障がい者手帳所持者の状況

(1) 身体障害者手帳所持者数の推移

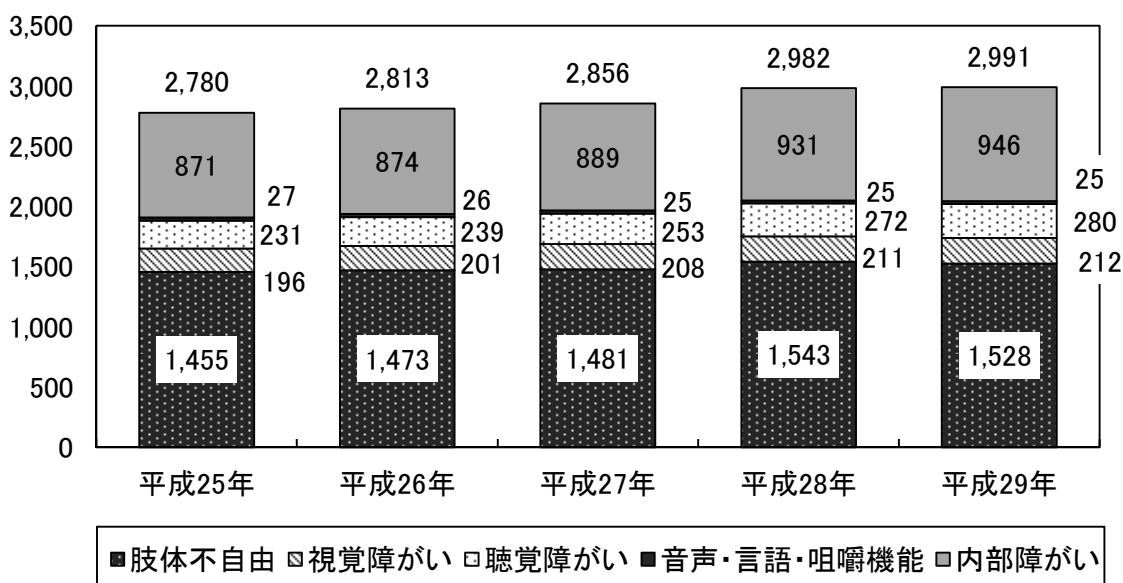
身体障害者手帳所持者数は、どの等級においても概ね増加傾向にあり、平成 29 年時点で 2,991 人となっています。等級別にみると、各年とも「1 級」が全体の約 3 割を占めて最も多く、平成 29 年では 836 人となっています。



資料：身体障害者手帳交付台帳登載者数（京都府、各年3月末現在）

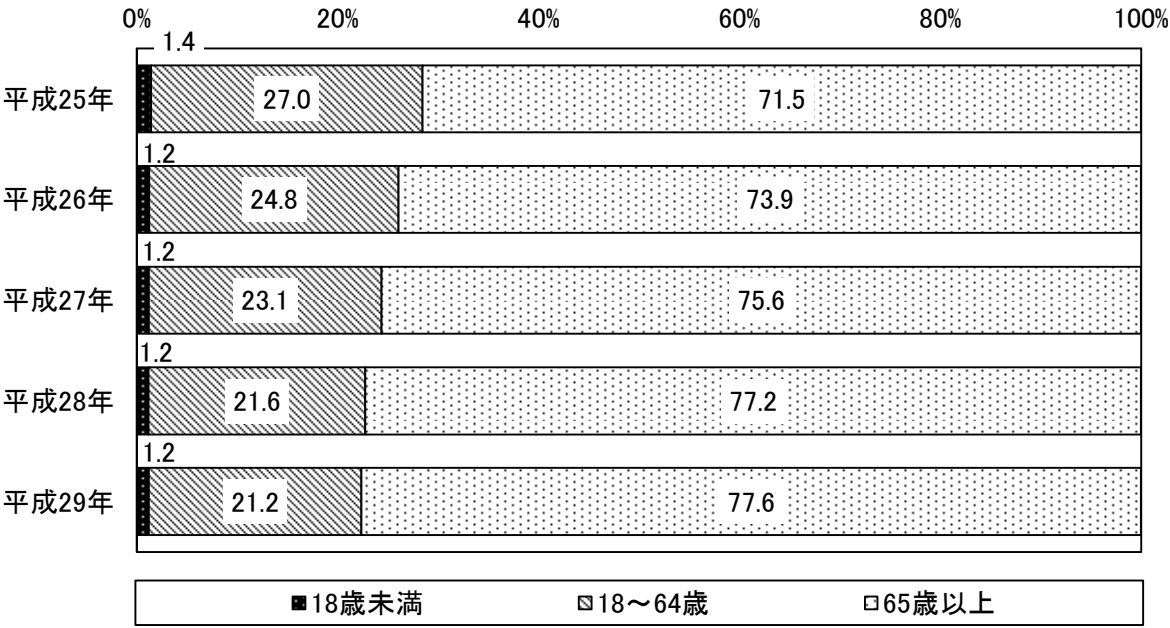
部位別にみると、各年とも「肢体不自由」が最も多く、平成 29 年で 1,528 人となっています。次いで「内部障がい」が 946 人、「聴覚障がい」が 280 人となっています。この傾向は年齢別でみても変わりありません。

(人)



資料：身体障害者手帳交付台帳登載者数（京都府、各年3月末現在）

年齢別の割合をみると、各年とも 65 歳以上が最も多く、平成 29 年で 77.6%となっています。次いで 18～64 歳が 21.2%、18 歳未満が 1.2%となっています。

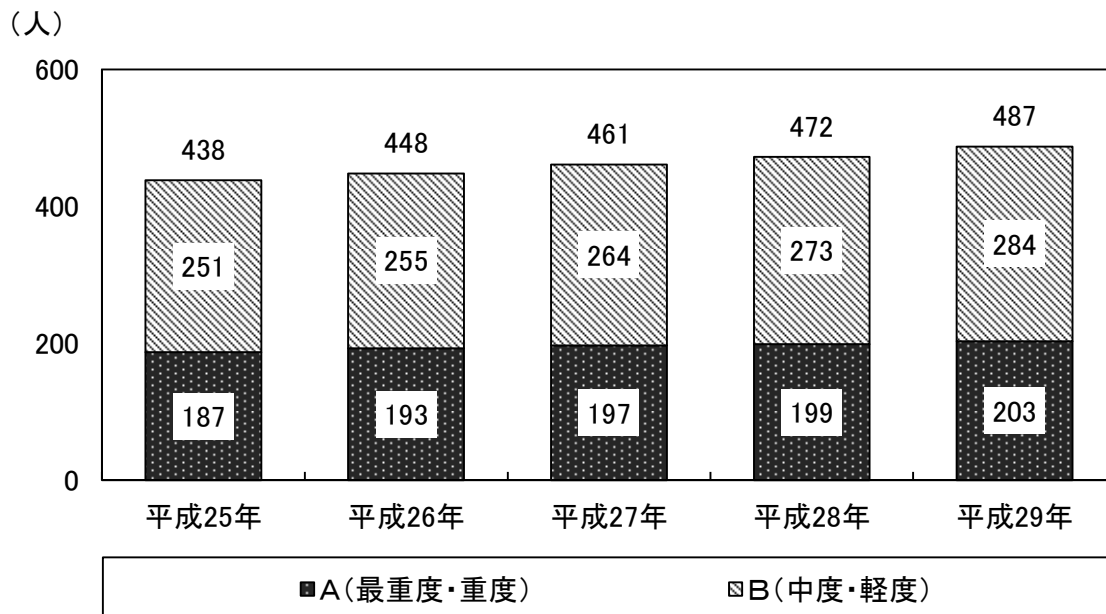


注：数値(%)は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が 100%にならない場合があります

資料：身体障害者手帳交付台帳登載者数(京都府、3月末現在)

(2) 療育手帳所持者数の推移

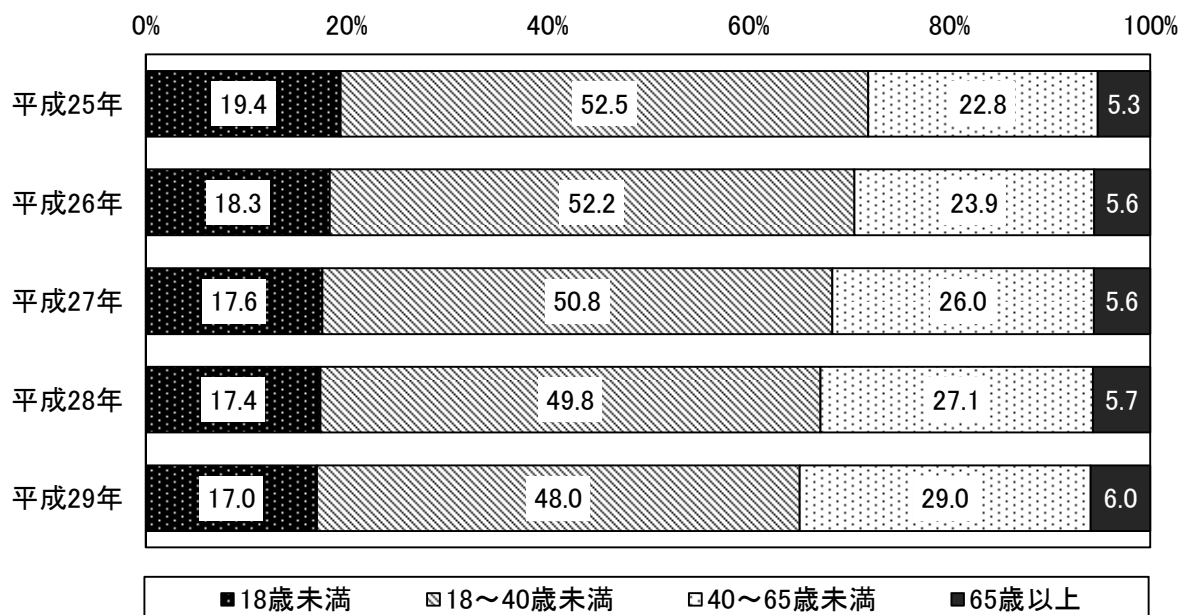
療育手帳所持者数は年々増加しており、平成 29 年時点で 487 人となっています。判定別に見ると、平成 29 年で「A（最重度・重度）」は 203 人、「B（中度・軽度）」は 284 人となっています。



資料：市町村別療育手帳保持者数(京都府、各年3月末現在)

年齢別の割合をみると、各年とも 18～40 歳未満が最も多く、平成 29 年で 48.0%となっています。次いで 40～65 歳未満が 29.0%、18 歳未満が 17.0%、65 歳以上が 6.0%となっています。

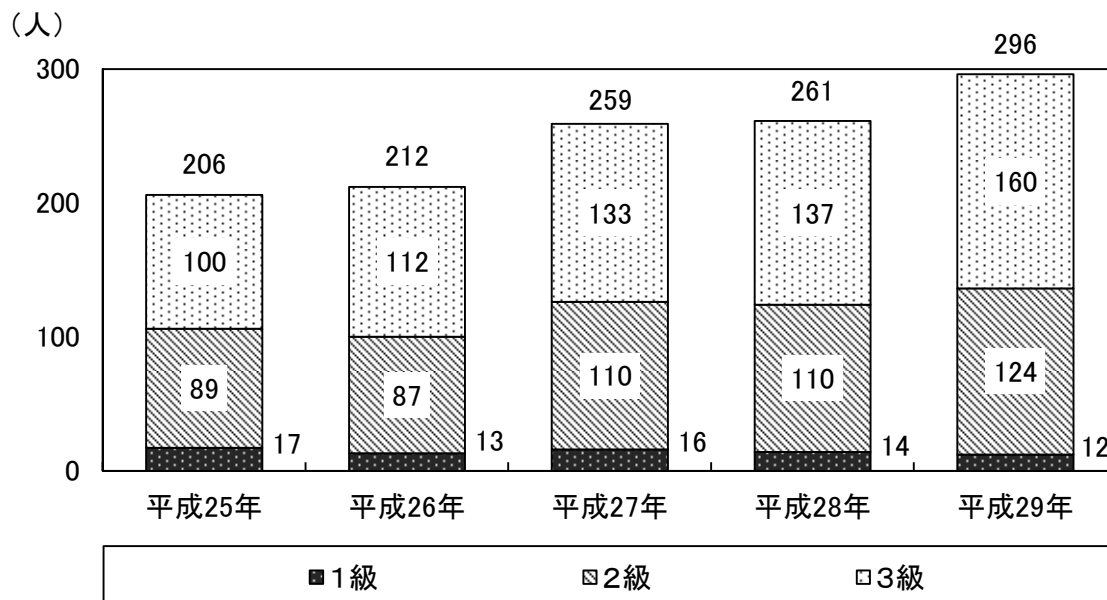
経年でみると、40 歳以上の割合が年々増加傾向にあります。



資料：療育手帳所持者年齢別一覧(京都府、3月末現在)

(3) 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

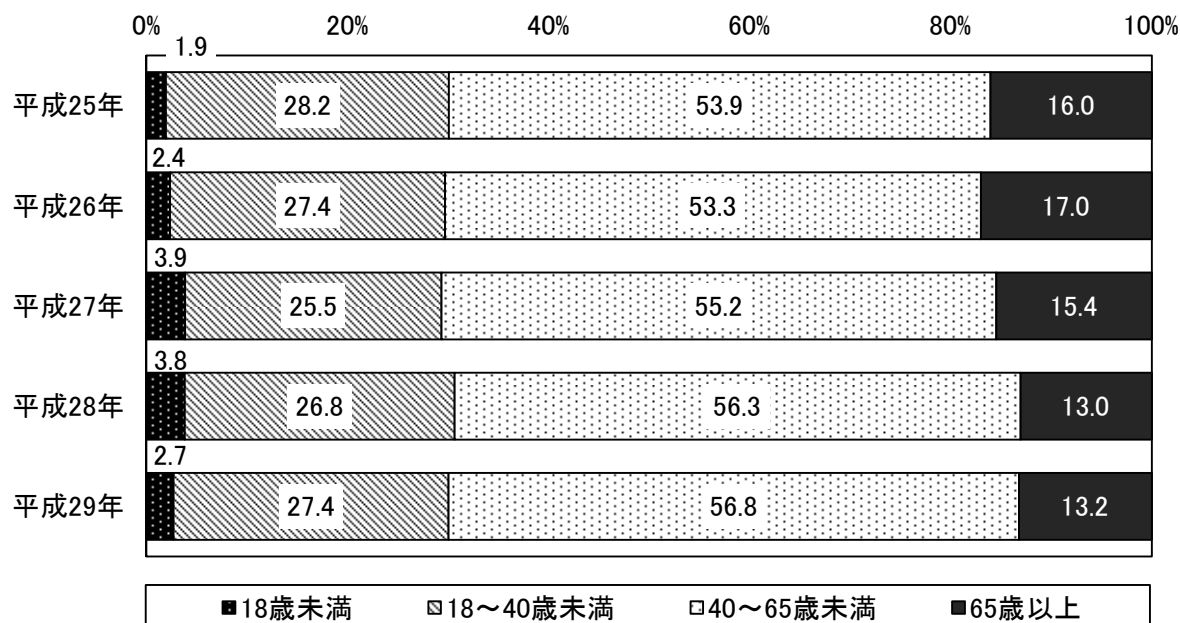
精神障害者保健福祉手帳所持者数は年々増加しており、平成 29 年時点で 296 人と、平成 25 年のおよそ 1.4 倍となっています。等級別にみると、各年とも「3 級」が最も多く、平成 29 年では 160 人となっており、全体の半数以上を占めています。



注：手帳所持者数は有効期間内の人数

資料：精神障害者保健福祉手帳交付者数（京都府、各年3月末現在）

年齢別の割合をみると、各年とも 40～65 歳未満が最も多く、平成 29 年で 56.8%となっています。次いで 18～40 歳未満が 27.4%、65 歳以上が 13.2%、18 歳未満が 2.7%となっています。



注1：手帳所持者数は有効期間内の人数

注2：数値(%)は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が 100%にならない場合があります

資料：精神障害者保健福祉手帳交付者数 年齢別内訳（京都府、3月末現在）

3. アンケート調査の結果

【留意点】

- 図表中の「n」とは、集計対象者実数（回答者数）を表しています。
- 図表の数値（％）は、すべて小数点以下第2位を四捨五入して表示しています。そのため、単数回答を求めた設問でも、比率の合計が100%にならない場合があります。
- 複数回答を求めた設問では、比率の合計が100%を超えます。
- 表・グラフでクロス集計結果を表記していますが、属性部分（表側）の「不明・無回答」を省略しているため、集計対象者数（n）の合計は回収数と一致しません。

（１）回答者の状況

■18 歳以上対象調査

単位：上段…人、下段…％

	合計	18～19 歳	20 歳 代	30 歳 代	40 歳 代	50 歳 代	60～64 歳	65～74 歳	75 歳 以上	不明・ 無回答
全 体	925 (100.0)	10 (1.1)	52 (5.6)	68 (7.4)	98 (10.6)	72 (7.8)	61 (6.6)	223 (24.1)	327 (35.4)	14 (1.5)
身体障害者 手帳	691 (100.0)	0 (0.0)	9 (1.3)	21 (3.0)	37 (5.4)	50 (7.2)	58 (8.4)	209 (30.2)	301 (43.6)	6 (0.9)
療育手帳	156 (100.0)	9 (5.8)	38 (24.4)	34 (21.8)	39 (25.0)	9 (5.8)	5 (3.2)	11 (7.1)	8 (5.1)	3 (1.9)
精神障害者 保健福祉手帳	123 (100.0)	1 (0.8)	8 (6.5)	27 (22.0)	39 (31.7)	19 (15.4)	5 (4.1)	10 (8.1)	10 (8.1)	4 (3.3)

（平成 29 年 1 月 1 日現在）

■18 歳未満対象調査

単位：上段…人、下段…％

	合計	2 歳以下	3～5 歳	6～11 歳	12～14 歳	15～17 歳	不明・ 無回答
全 体	48 (100.0)	1 (2.1)	6 (12.5)	20 (41.7)	13 (27.1)	7 (14.6)	1 (2.1)
身体障害者 手帳	20 (100.0)	1 (5.0)	2 (10.0)	8 (40.0)	7 (35.0)	2 (10.0)	0 (0.0)
療育手帳	30 (100.0)	0 (0.0)	4 (13.3)	13 (43.3)	8 (26.7)	4 (13.3)	1 (3.3)
精神障害者 保健福祉手帳	5 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (40.0)	2 (40.0)	1 (20.0)	0 (0.0)

（平成 29 年 1 月 1 日現在）

(2) 障害福祉サービス・地域生活支援事業等の利用状況と利用意向

①障害福祉サービス等の利用状況と今後3年間の利用意向

18歳未満の障害福祉サービスの利用状況及び利用意向をみると、「放課後等デイサービス」が利用状況で50.0%、利用意向で64.6%とそれぞれ最も高くなっています。また、利用意向については、「児童発達支援」が次いで高くなっています。

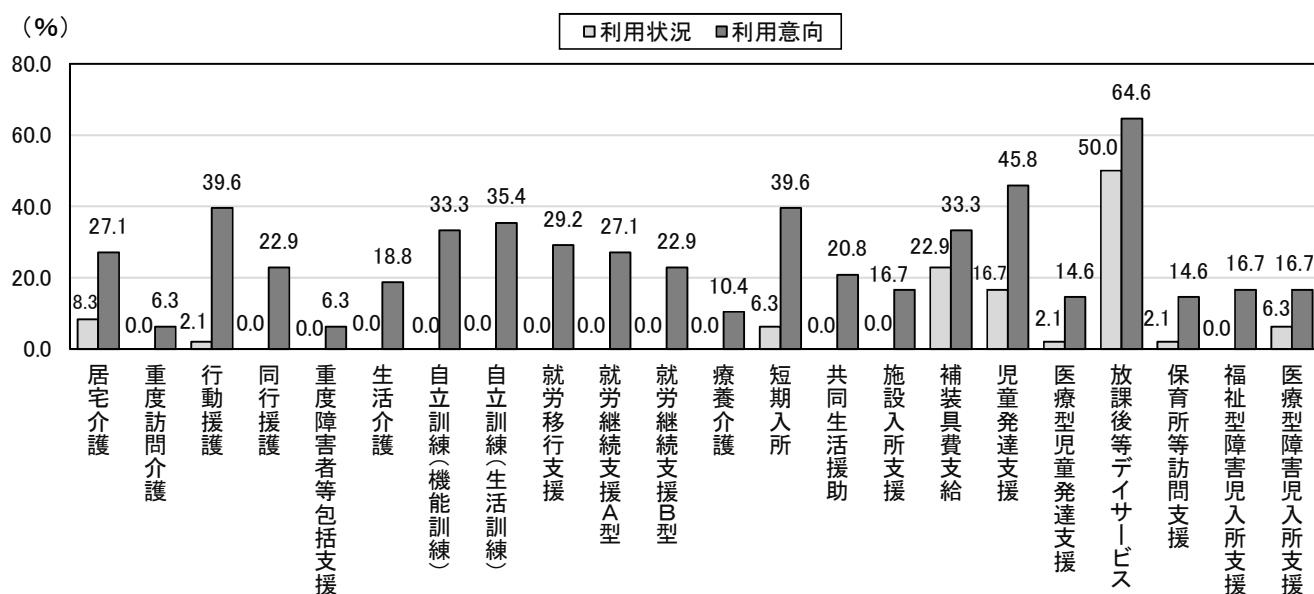
18～39歳の場合、利用状況では「短期入所」が21.5%と最も高く、次いで「生活介護」が高くなっています。利用意向では「共同生活援助」が31.5%と最も高く、次いで「短期入所」が多くなっています。

40～64歳の場合、利用状況では「就労継続支援B型」及び「補装具費支給」がともに8.7%、利用意向では「居宅介護」が17.7%と最も高く、次いで「補装具費支給」が多くなっています。

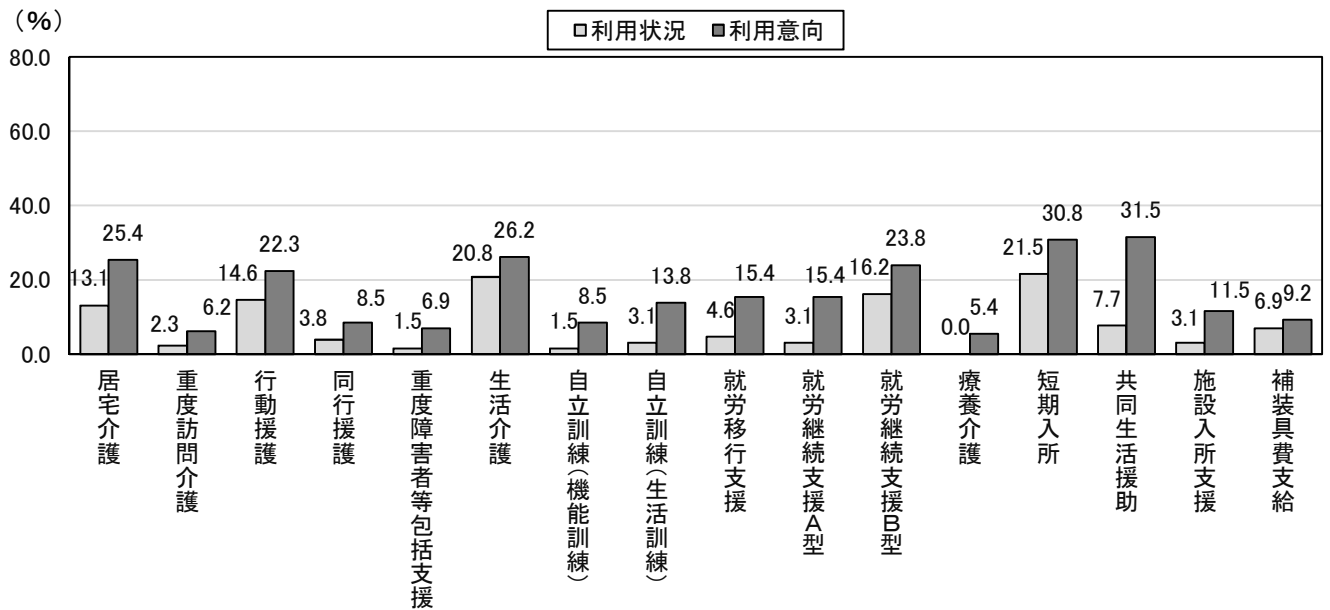
65歳以上の場合、利用状況では「補装具費支給」が10.0%と最も高くなっています。利用意向では「居宅介護」が26.0%と最も高く、次いで「短期入所」が多くなっています。

所持手帳別の利用意向をみると、身体障害者手帳では「居宅介護」、療育手帳では「短期入所」、精神障害者保健福祉手帳では「就労継続支援A型」が最も高くなっています。

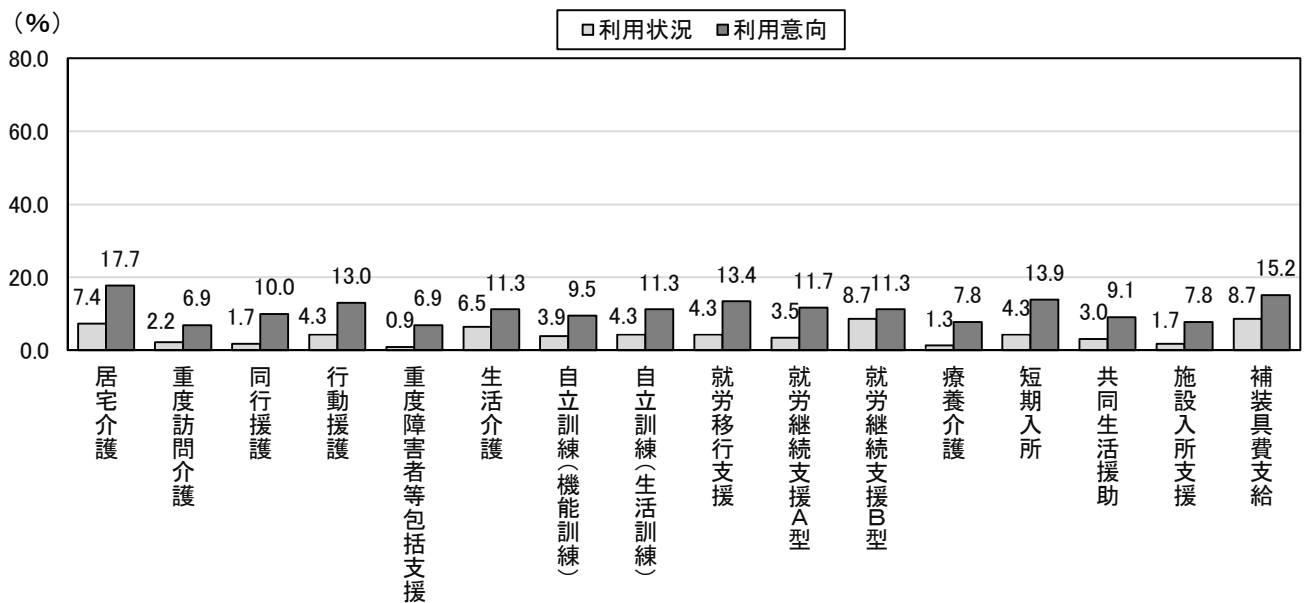
【18歳未満における障害福祉サービス等の利用状況と今後の3年間の利用意向（n=48）】



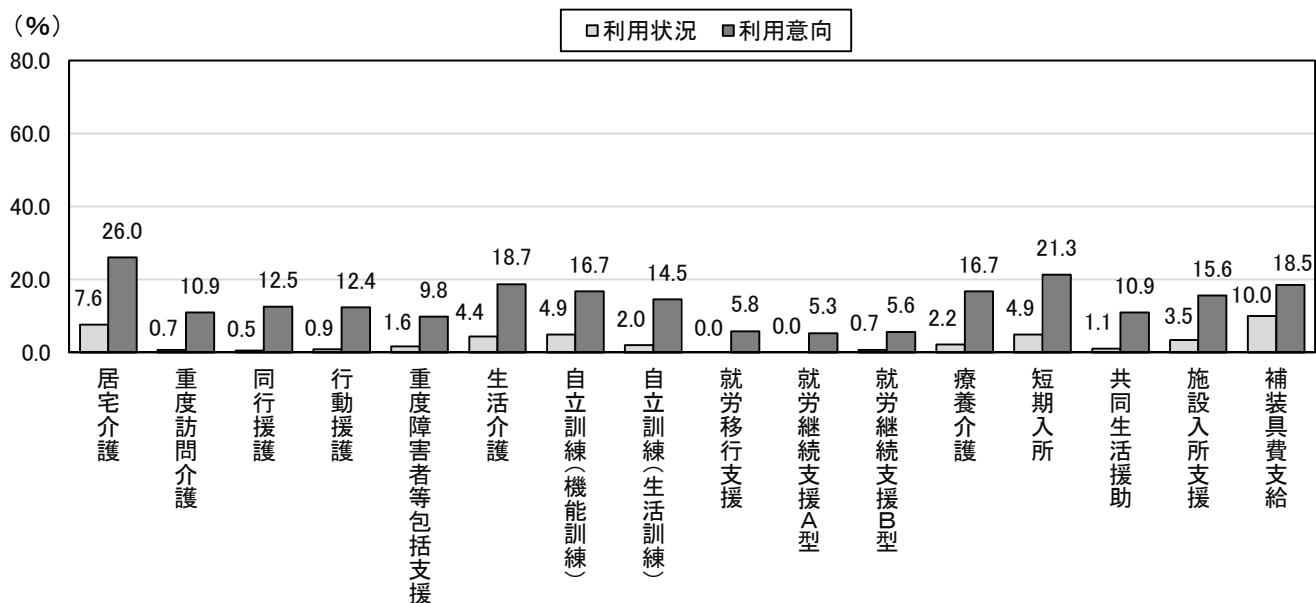
【18～39 歳における障害福祉サービス等の利用状況と今後の3年間の利用意向（n=130）】



【40～64 歳における障害福祉サービス等の利用状況と今後の3年間の利用意向（n=231）】



【65 歳以上における障害福祉サービス等の利用状況と今後の3年間の利用意向（n=550）】



【障害福祉サービス等の今後3年間の所持手帳別利用意向（18 歳以上）】

単位: 上段…人、下段…%

	n	居宅介護	重度訪問介護	同行援護	行動援護	重度障害者等包括支援	生活介護	自立訓練(機能訓練)	自立訓練(生活訓練)
身体障害者手帳	691	165 23.9	73 10.6	83 12.0	84 12.2	69 10.0	123 17.8	104 15.1	93 13.5
療育手帳	156	44 28.2	12 7.7	13 8.3	36 23.1	10 6.4	42 26.9	13 8.3	23 14.7
精神障害者保健福祉手帳	123	21 17.1	4 3.3	9 7.3	14 11.4	5 4.1	9 7.3	13 10.6	18 14.6

	n	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	療養介護	短期入所	共同生活援助	施設入所支援	補装具費支給
身体障害者手帳	691	52 7.5	44 6.4	45 6.5	99 14.3	128 18.5	75 10.9	93 13.5	138 20.0
療育手帳	156	17 10.9	13 8.3	30 19.2	13 8.3	49 31.4	45 28.8	21 13.5	15 9.6
精神障害者保健福祉手帳	123	22 17.9	24 19.5	21 17.1	5 4.1	16 13.0	9 7.3	5 4.1	7 5.7

②相談支援・地域生活支援事業等の利用状況と今後3年間の利用意向

相談支援・地域生活支援事業等の利用状況を年齢別にみると、40歳未満では「相談支援」、40～64歳では「自立支援医療」、65歳以上では「日常生活用具の給付・貸与」が最も高くなっています。

利用意向を年齢別にみると、すべての年齢層において「相談支援」が最も高くなっており、次いで、18歳未満では「移動支援」、18～65歳未満では「自立支援医療」、65歳以上では「日常生活用具の給付・貸与」が高くなっています。

利用意向を所持手帳別にみると、身体障害者手帳では「相談支援」が最も多く、次いで「日常生活用具の給付・貸与」が多くなっています。

療育手帳では「相談支援」が最も多く、次いで「移動支援」が多くなっています。

精神障害者保健福祉手帳では「自立支援医療」が最も多く、次いで「相談支援」が多くなっています。

【相談支援・地域生活支援事業等の年齢別利用状況】

単位：上段…人、下段…%

	n	相談支援	要約筆記者等の派遣 手話通訳者・	入院時コミュニケーション支援	日常生活用具の給付・貸与	移動支援	地域活動支援センター	福祉ホーム	障がい者入浴サービス	日中一時支援	生活サポート	自立支援医療
18歳未満	48	20 41.7	0 0.0	0 0.0	5 10.4	11 22.9	0 0.0	0 0.0	1 2.1	7 14.6	0 0.0	5 10.4
18～39歳	130	53 40.8	0 0.0	3 2.3	6 4.6	31 23.8	8 6.2	2 1.5	2 1.5	28 21.5	4 3.1	35 26.9
40～64歳	231	30 13.0	7 3.0	8 3.5	13 5.6	24 10.4	20 8.7	4 1.7	8 3.5	7 3.0	7 3.0	59 25.5
65歳以上	550	23 4.2	12 2.2	8 1.5	66 12.0	16 2.9	26 4.7	13 2.4	15 2.7	7 1.3	13 2.4	24 4.4

【相談支援・地域生活支援事業等の年齢別利用意向】

単位：上段…人、下段…%

	n	相談支援	要約筆記者等の派遣 手話通訳者・	入院時コミュニケーション支援	日常生活用具の給付・貸与	移動支援	地域活動支援センター	福祉ホーム	障がい者入浴サービス	日中一時支援	生活サポート	自立支援医療
18歳未満	48	30 62.5	1 2.1	6 12.5	11 22.9	26 54.2	17 35.4	9 18.8	6 12.5	22 45.8	12 25.0	16 33.3
18～39歳	130	62 47.7	2 1.5	21 16.2	16 12.3	38 29.2	26 20.0	21 16.2	11 8.5	32 24.6	24 18.5	40 30.8
40～64歳	231	67 29.0	16 6.9	24 10.4	32 13.9	33 14.3	26 11.3	17 7.4	19 8.2	17 7.4	24 10.4	49 21.2
65歳以上	550	124 22.5	36 6.5	60 10.9	122 22.2	95 17.3	87 15.8	80 14.5	80 14.5	83 15.1	96 17.5	74 13.5

【相談支援・地域生活支援事業等の所持手帳別利用意向（18歳以上）】

単位：上段…人、下段…%

	n	相談支援	要約筆記者等の派遣 手話通訳者・	入院時コミュニケーション支援	日常生活用具の給付・貸与	移動支援	地域活動支援センター	福祉ホーム	障がい者入浴サービス	日中一時支援	生活サポート	自立支援医療
身体障害者手帳	691	161 23.3	51 7.4	76 11.0	150 21.7	119 17.2	104 15.1	87 12.6	92 13.3	93 13.5	111 16.1	98 14.2
療育手帳	156	65 41.7	1 0.6	27 17.3	14 9.0	48 30.8	29 18.6	23 14.7	16 10.3	34 21.8	24 15.4	24 15.4
精神障害者保健福祉手帳	123	41 33.3	3 2.4	9 7.3	10 8.1	17 13.8	18 14.6	8 6.5	7 5.7	12 9.8	13 10.6	58 47.2

4. 団体ヒアリング調査の結果

(1) 成果目標達成に向けての必要な施策

①障がい者の地域生活への移行

「障がい者の地域生活への移行」については、「親亡き後の対応」「地域生活移行のための環境」「地域における理解」に対しての意見が多くありました。

「親亡き後の対応」については、具体的な将来のイメージが描けないことや、今後ますます家族の負担が増えてくることへの不安、本人の自立を支援するためのサービスの充実、いつでも対応可能な相談体制の構築を求める意見などがありました。

「地域生活移行のための環境」については、グループホームをはじめとした居住系サービスが少ないことを指摘する声が多く、グループホームの整備や障がい者が自立して暮らしていくための機会と体験の場を求める意見などもありました。

「地域における理解」については、生活の場が自宅、グループホームのいずれであっても、地域住民とお互いに理解し合うことが重要であるという意見が多くなりありました。地域の理解促進を図っていくためには、地域住民に対する啓発や協力を求めるだけでなく、保育所や小学校などを通じて、障がいのある人が幼い頃から地域と関わりを持つことも必要であるという意見などもありました。

②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」については、地域全体で精神障がい者を支援していくために、当事者と地域住民、行政、関係機関が適切な関係を築いていくことや障がいに対する理解の浸透、高齢者福祉分野の地域包括ケアシステムを基本とする体制整備の推進が必要などの意見がありました。

③地域生活支援拠点等の整備

「地域生活支援拠点等の整備」については、「緊急時の受け入れ体制」「24 時間対応の相談体制」の2点が主な意見として挙げられていました。

「緊急時の受け入れ体制」は、家族が急病等で介護できなくなった場合に必要な機能であるという意見が多く、「24 時間対応の相談体制」については、どんな時でも適切なアドバイスや支援先へのコーディネートを行う相談体制を求める意見などがありました。

整備の方法としては、支援体制や関係機関の円滑な連携の構築には多機能拠点型による整備を進めるべきであるといった意見や、向日市や乙訓圏域の実情から面的整備を進めていくことが望ましいといった意見もありました。

④福祉施設から一般就労への移行等

「福祉施設から一般就労への移行等」については、就労支援を行う事業所が少ないことや、一般就労移行後の定着が難しいこと、福祉的就労から一般就労への動機づけとなる機会が少ないなどの意見がありました。

また、支援事業所や実習先の拡充、就労を支援する人材の育成、事業所において一般就労に必要なスキルを習得するプログラムを求める意見などもありました。

⑤障がい児支援の提供体制の整備等

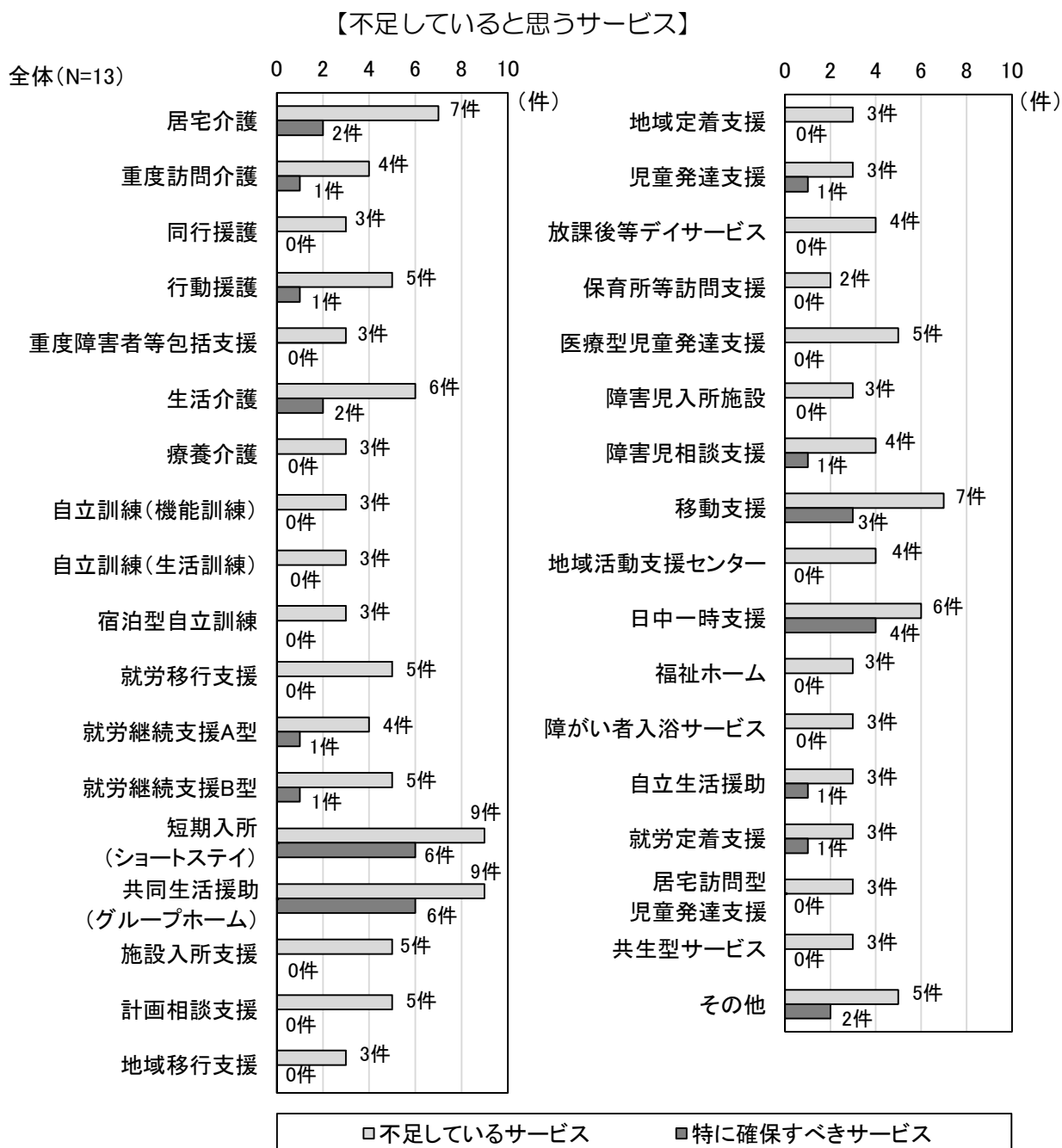
「障がい児支援の提供体制の整備等」については、就学時に支援機関が変わる場合もあり、必要な支援の提供先を保護者が新たに探す必要があるといった意見や、新たな支援機関には改めて児童の情報を伝えなければならないといった意見などがありました。

また、ライフステージや直面している課題に対する適切なアドバイスや支援をコーディネートする機関の充実を求める意見、支援が必要な児童の情報を集約して必要な時に活用できる体制の構築を求める意見などもありました。

(2) 不足していると思うサービス

不足していると思うサービスは、「短期入所（ショートステイ）」「共同生活援助（グループホーム）」が最も多く9件となっています。次いで「居宅介護」「移動支援」が7件となっています。

特に確保すべきサービスについては、「短期入所（ショートステイ）」「共同生活援助（グループホーム）」が6件で最も多く、次いで「日中一時支援」が4件となっています。



5. 事業所調査の結果

事業所調査に回答いただいた 73 事業所のうち、今後定員増を予定しているサービスは「居宅介護」「就労継続支援 A 型」がそれぞれ 2 事業所、「自立訓練（生活訓練）」「就労継続支援 B 型」「共同生活援助」がそれぞれ 1 事業所となっています。

また、今後新規に実施が予定されているサービスは「重度障害者等包括支援」「生活介護」「就労継続支援 B 型」がそれぞれ 1 事業所となっていますが、乙訓圏域での新規実施の予定はありませんでした。

■定員増が予定されているサービス

サービス名	増員時期	場所	定員
居宅介護	平成 29 年 8 月	乙訓圏域外	5 人増
居宅介護	平成 29 年 12 月	乙訓圏域外	5 人増
自立訓練（生活訓練）	平成 29 年 9 月	乙訓圏域外	2 人増
就労継続支援 A 型	平成 30 年 8 月	乙訓圏域外	4 人増
就労継続支援 A 型	平成 30 年 3 月	乙訓圏域外	10 人増
就労継続支援 B 型	平成 30 年 4 月	乙訓圏域外	10 人増
共同生活援助	平成 30 年 9 月	乙訓圏域	1 人増

■新規に実施が予定されているサービス

サービス名	開設時期	開設場所	定員
重度障害者等包括支援	平成 30 年 3 月	乙訓圏域外	1 人
生活介護	平成 29 年 9 月	乙訓圏域外	10 人
就労継続支援 B 型	平成 29 年 9 月	乙訓圏域外	10 人

6. 現状のまとめ

(1) 訪問系サービスの状況

市民アンケート	☐ いずれの年齢層においても「居宅介護」の利用意向が高い ☐ いずれの障がい種別においても「居宅介護」の利用意向が高い ☐ 18 歳未満においては、「行動援護」の利用意向も高い
団体ヒアリング	☐ 重症心身障がい児者を支援する人材の育成が必要 ☐ 精神障がい者やその家族へのアウトリーチ（訪問支援）の充実が求められる
事業所調査	☐ サービス提供事業者が必要と考える 18 歳以上を対象としたサービスのうち、「居宅介護」は上位 2 番目 ☐ 現在、乙訓圏域内で訪問系サービスの新規開設や定員増を予定している事業所はない

(2) 日中活動系サービスの状況

①生活介護

市民アンケート	☐ 利用状況・利用意向ともに 18～39 歳の年齢層において高い ☐ 療育手帳所持者の利用意向は他の手帳所持者と比べて最も高い
団体ヒアリング	☐ サービス提供事業所数が少ない ☐ 利用するサービス種別と障がいの状態が合致していない場合がある
事業所調査	☐ サービス提供事業所が必要と考える 18 歳以上を対象としたサービスのうち、「生活介護」は上位 2 番目 ☐ 現在、乙訓圏域内で新規開設や定員増を予定している事業所はない

②自立訓練（機能訓練・生活訓練）

市民アンケート	☐ 18 歳未満の年齢層の利用意向は他の年齢層に比べて最も高い
団体ヒアリング	☐ 3 団体が「不足しているサービス」に挙げている
事業所調査	☐ 現在、乙訓圏域内で新規開設や定員増を予定している事業所はない

③就労系サービス（就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型）

市民アンケート	○就労系サービスの利用意向は 18 歳未満の年齢層において高くなっており、特に「就労移行支援」の利用意向は他の年齢層と比べて最も高い ○利用状況は、「就労継続支援 B 型」が「就労移行支援」「就労継続支援 A 型」よりも多い ○精神障害者保健福祉手帳所持者では「就労移行支援」「就労継続支援 A 型」の利用意向が高く、療育手帳所持者では「就労継続支援 B 型」の利用意向が高い
団体ヒアリング	○就労移行支援事業所数が少ない ○精神障がい者に対応した就労支援事業所のニーズが高い ○就労継続支援（A 型・B 型）から一般就労に移行した場合、職場定着が難しい場合が多い
事業所調査	○現在、乙訓圏域内で就労系サービスの新規開設を予定している事業所はない

④短期入所

市民アンケート	○全体的に利用意向は高いが、特に 18 歳未満や 18～39 歳の年齢層において利用意向が高い
団体ヒアリング	○多くの団体が「不足しているサービス」や「特に確保すべきサービス」に挙げている ○利用を希望する日程が重なり、利用できる日数が少ない ○自立した生活を送るための訓練の場として求められている ○医療的ケアが必要な人で地域の福祉型短期入所の利用を希望する人は多い
事業所調査	○事業所からみた利用者のニーズは増加傾向にある ○サービス提供事業所が必要と考える 18 歳以上を対象としたサービス、18 歳未満を対象としたサービスのいずれにおいても、「短期入所」は上位に挙げられている ○現在、乙訓圏域内での新規開設を予定している事業所はない

(3) 居住系サービスの状況

市民アンケート	○18～39 歳の年齢層は他の年齢層に比べて「共同生活援助」の利用意向が高い ○「今後の暮らし方」として、18～39 歳の年齢層で「グループホームで暮らしたい」と回答した人は他の年代に比べて多い ○「障がいのある人が地域で生活していくために必要に思うこと」として「障がいに配慮した公営住宅や、グループホームの整備など、生活の場の確保」と回答した人は 18 歳未満や 18～64 歳の年齢層において多い
団体ヒアリング	○グループホームは数が少なく、希望しても利用が難しい ○グループホームで働く人材の確保が必要
事業所調査	○事業所からみた「共同生活援助」に対する利用者ニーズとして、「増えている」と回答した事業所が多い ○現在、乙訓圏域内で「共同生活援助」の定員増を予定している事業所はあるものの、新規開設を予定している事業所はない

(4) 相談支援の状況

市民アンケート	○いずれの年齢層においても「相談支援」の利用意向が最も高い ○「障がいのある人が地域で生活していくために必要に思うこと」として「相談支援体制の充実」と回答した人はどの年齢層においても多い
団体ヒアリング	○24 時間対応の相談支援体制を整備してほしい ○適切な機関やサービス提供事業所につなげるコーディネート機能が求められる
事業所調査	○報酬単価の見直しや関係機関によるネットワークの構築が必要 ○事業所からみた「計画相談支援」に対する利用者ニーズとして、「増えている」と回答した事業所が多い ○現在、乙訓圏域内で相談支援の新規開設を予定している事業所はない

(5) 障害児通所支援等の状況

市民アンケート	○18 歳未満におけるサービス利用状況・利用意向のいずれも「放課後等デイサービス」が最も高い ○「児童発達支援」の利用状況・利用意向は「放課後等デイサービス」に次いで高い ○「放課後や長期休業中の過ごし方」として、「放課後等デイサービスに行く」と回答した人は、「家族と過ごす」に次いで多い
団体ヒアリング	○児童発達支援は希望者がすぐに利用できないことがある
事業所調査	○サービス提供事業所が必要と考える 18 歳未満を対象としたサービスにおいて、「児童発達支援」と「障害児相談支援」が上位に挙げられている ○現在、乙訓圏域内で障害児通所支援等の新規開設を予定している事業所はない

(6) 地域生活支援事業の状況

市民アンケート	○18 歳未満や 18～39 歳の年齢層において、「移動支援」や「日中一時支援」の利用意向が高くなっている
団体ヒアリング	○多くの団体が「移動支援」と「日中一時支援」を「不足しているサービス」や「特に確保すべきサービス」に挙げている ○「移動支援」は支援者の不足で利用できない場合もある ○「日中一時支援」は事業所が少なく、利用できる時間も短い。利用希望が重なる週末は利用しづらい状況にある
事業所調査	○事業所からみた「移動支援」に対する利用者ニーズとして、「増えている」と回答した事業所が多い ○現在、乙訓圏域内で地域生活支援事業の新規開設を予定している事業所はない

第3章 障害者総合支援法に基づくサービスについて

1. 提供体制の確保に係る目標

障がいのある人の自立支援を推進する観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、本計画期間において必要な障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標（成果目標）を、国の基本指針※に基づくとともに、本市や乙訓圏域の実情を考慮し、次のとおり設定します。

※「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成18年厚生労働省告示第395号）」

（1）福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の基本指針	①地域生活に移行する人数：平成28年度末施設入所者の <u>9%以上</u> 平成28年度末時点の施設入所者数（37人）の9%以上が地域生活へ移行することを基本とし、これまでの実績や地域の実情を踏まえて設定。
	②施設入所者の減少数：平成28年度末の <u>2%以上削減</u> 平成32年度末の施設入所者数を平成28年度末時点の施設入所者から2%以上減少することを基本として、これまでの実績や地域の実情を踏まえて設定。

①地域生活に移行する人数

平成32年度末の目標値	2人
-------------	----

平成28年度末時点での施設入所者数は37人であり、国の指針に基づく4人（37人×9%÷4人）になりますが、これまでの実績を踏まえ、その半数の2人を第5期計画における目標値に設定します。

【第4期計画の実績】

	地域生活移行者数
目標値（A）※平成29年度末	4人
実績（B）※平成28年度末	0人
達成率（B/A）	0.0%

②施設入所者の減少数

平成 32 年度末の目標値	1 人
---------------	-----

平成 28 年度末時点での施設入所者数は 37 人であり、第 5 期計画における目標値は、国の指針に基づいて算出し、1 人（37 人×2%÷1 人）と設定します。

【第 4 期計画の実績】

	減少数
目標値（A）※平成 29 年度末	2 人
実 績（B）※平成 28 年度末	3 人増
達成率（B/A）	0.0%

（２）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の 基本指針	●市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置【新項目】 平成 32 年度末までに市町村ごと（単独での設置が困難な場合には複数市町村による共同設置）に協議会やその専門部会など保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを基本として設定。
------------	--

平成 32 年度末の目標値	圏域で設置
---------------	-------

乙訓圏域で協議の場を設置し、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築について、協議を行います。

（３）地域生活支援拠点等の整備

国の 基本指針	●地域生活支援拠点等（地域生活支援拠点又は面的な体制）の整備 平成 32 年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備することを基本として設定。
------------	--

平成 32 年度末の目標値	圏域で整備
---------------	-------

地域生活支援拠点等は平成 28 年 9 月時点において、全国で 22 の自治体（障害保健福祉圏域含む）で整備されている状況です。

国では、地域生活支援拠点等整備推進モデル事業が実施され、その成果がとりまとめられるとともに、整備手法や必要な機能については、地域の実情に応じて判断していくものとされています。

本市では、国の方針や先進事例、乙訓圏域障がい者自立支援協議会での検討を踏まえ、乙訓圏域での整備に向けて取組を進めていきます。

（４）福祉施設から一般就労への移行等

国の 基本指針	①一般就労への移行者数：平成 28 年度の <u>1.5 倍</u> 福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて平成 32 年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定する。目標値の設定にあたっては、平成 28 年度の移行実績（1 人）の 1.5 倍以上とすることを基本として、これまでの実績と地域の実情を踏まえて設定。
	②就労移行支援事業利用者：平成 28 年度の <u>2 割増</u> 平成 32 年度末における就労移行支援事業利用者数が平成 28 年度末の利用者数（11 人）から 2 割以上増加することを基本として、これまでの実績と地域の実情を踏まえて設定。
	③就労定着支援 1 年後の職場定着率： <u>80%以上</u>【新項目】 就労定着支援事業による支援を開始した時点から 1 年後の職場定着率を 8 割以上とすることを基本として、地域の実情を踏まえて設定。

①就労移行支援事業所等を通じて、平成 32 年度中に一般就労する者の数

平成 32 年度末の目標値	2 人
---------------	-----

平成 28 年度末時点での移行者数は 1 人であり、第 5 期計画における目標値は、国の基本指針に基づいて算出し、2 人（1 人×1.5 倍÷2 人）と設定します。

【第 4 期計画の実績】

	年間一般就労移行者数
目標値（A）※平成 29 年度末	2 人
実 績（B）※平成 28 年度末	1 人
達成率（B/A）	50.0%

②就労移行支援事業の利用者数

平成 32 年度末の目標値	18 人
---------------	------

平成 28 年度末時点での利用者数は 11 人ですが、平成 29 年 6 月時点では 15 人と増加しており、国の基本指針に基づく目標値（11 人×1.2 倍÷14 人）をすでに上回っています。

そのため、第 5 期計画における目標値は、平成 29 年 6 月時点の利用者の 1.2 倍とし、18 人（15 人×1.2 倍＝18 人）と設定します。

【第 4 期計画の実績】

	利用者数
目標値（A）※平成 29 年度末	8 人
実 績（B）※平成 28 年度末	11 人
達成率（B/A）	137.5%

③就労定着支援事業による支援開始から 1 年後の職場定着率

平成 32 年度末の目標値	100.0%
---------------	--------

平成 30 年度と 31 年度における就労定着支援の新規利用者数をそれぞれ 1 人と見込んでいることから、第 5 期計画における目標値は、国の基本指針に基づいて、1 人（100.0%）と設定します。

2. サービス見込み量と確保の方策

(1) 訪問系サービス

■訪問系サービスの概要

サービス名	サービスの概要
①居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で入浴・排せつ・食事などの介護や調理・洗濯などの家事を行います。
②重度訪問介護	重度の肢体不自由者や重度の知的障がい、精神障がいのある人で、常に介護が必要な人に、自宅や入院中の医療機関で入浴・排泄・食事などの介護から外出時の介護までを総合的にを行います。
③同行援護	視覚障がいにより移動に著しい困難を有する人に、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつや食事等の介護、その他外出する際に必要な援助を行います。
④行動援護	知的障がいや精神障がいにより行動する際に困難が伴い、常に介護を必要とする障がい児者に対して、行動する時の危険を回避するための援助や外出時の介護を行います。
⑤重度障害者等 包括支援	常に介護が必要な障がいのある人の中で、四肢麻痺などのため介護の必要性が非常に高いと認められた人に対し、居宅介護や生活介護、行動援護、共同生活援助などのサービスを包括的に提供します。

■見込み量確保のための方策

障がいのある人のニーズや心身の状態に応じた支援が行えるよう、サービス提供事業所や相談支援事業所などの関係機関との連携会議を開催して情報共有を図り、適切なサービスの提供に努めます。

また、障がいのある人のニーズに合った必要な支援を提供するためには、支援者の確保は不可欠です。事業者から、人材の確保や育成に対する支援を求める意見は多く、事業者等に対してヘルパー養成研修等に関する情報提供に努めるとともに、京都府や乙訓2市1町、乙訓圏域障がい者自立支援協議会等の関係機関と連携し、取組を進めていきます。

①居宅介護（ホームヘルプ）

【利用実績】

各年度の利用人数は、100 人分／月程度で推移しています。利用時間をみると、平成 27 年度から平成 29 年度にかけてほぼ横ばいとなっており、平成 29 年度では 2,027 時間分／月の利用となっています。

計画値と比較すると、利用人数はほぼ計画値どおりとなっていますが、利用時間は計画値を下回っています。

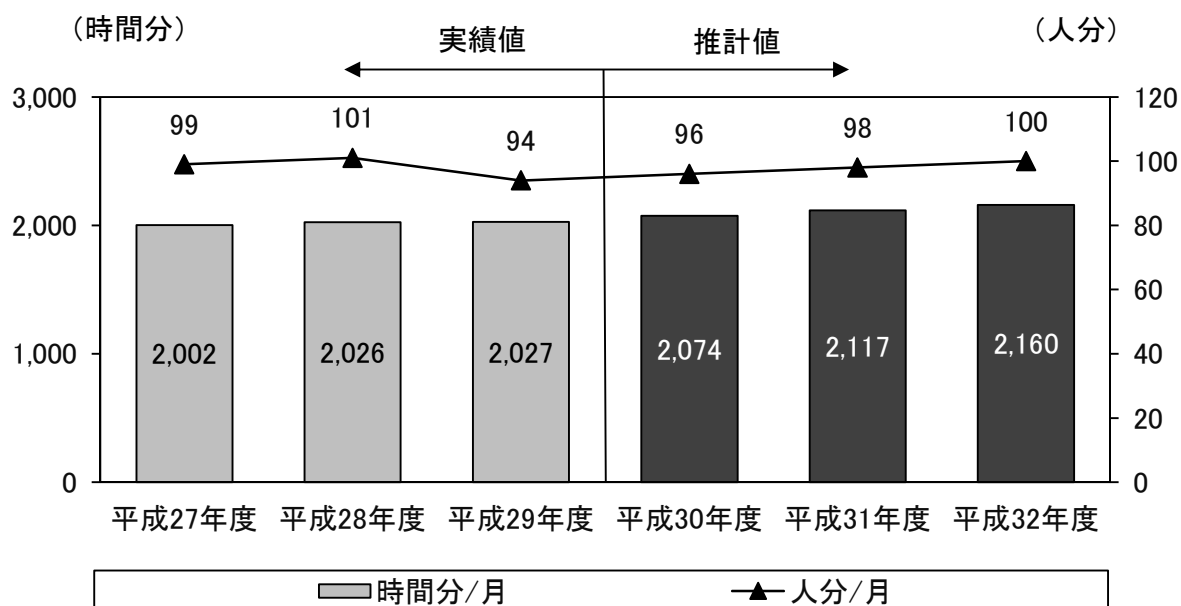
【サービスの見込み量】

これまでの実績やアンケート調査結果を踏まえ、平成 32 年度で 100 人分／月（2,160 時間分／月）を見込みます。

単位	進捗度	第 4 期計画（実績）			第 5 期計画（見込み）		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
時間分／月	実績	2,002	2,026	2,027	—	—	—
	計画値	2,500	2,550	2,550	2,074	2,117	2,160
	計画比	80.1%	79.5%	79.5%	—	—	—
人分／月	実績	99	101	94	—	—	—
	計画値	96	97	97	96	98	100
	計画比	103.1%	104.1%	96.9%	—	—	—

資料：障がい者支援課（平成 27・28 年度は3月実績、平成 29 年度は6月実績）

注：計画比＝「実績」÷「計画値」× 100



②重度訪問介護

【利用実績】

各年度の利用人数は、平成 29 年度に 2 人増えて 15 人分／月となっています。利用時間をみると、平成 27 年度から平成 28 年度にかけてはほぼ横ばいですが、平成 29 年度には 2,933 時間分／月と大きく増加しています。

計画値と比較すると、利用時間はほぼ計画値どおりとなっていますが、利用人数は計画値を上回っています。

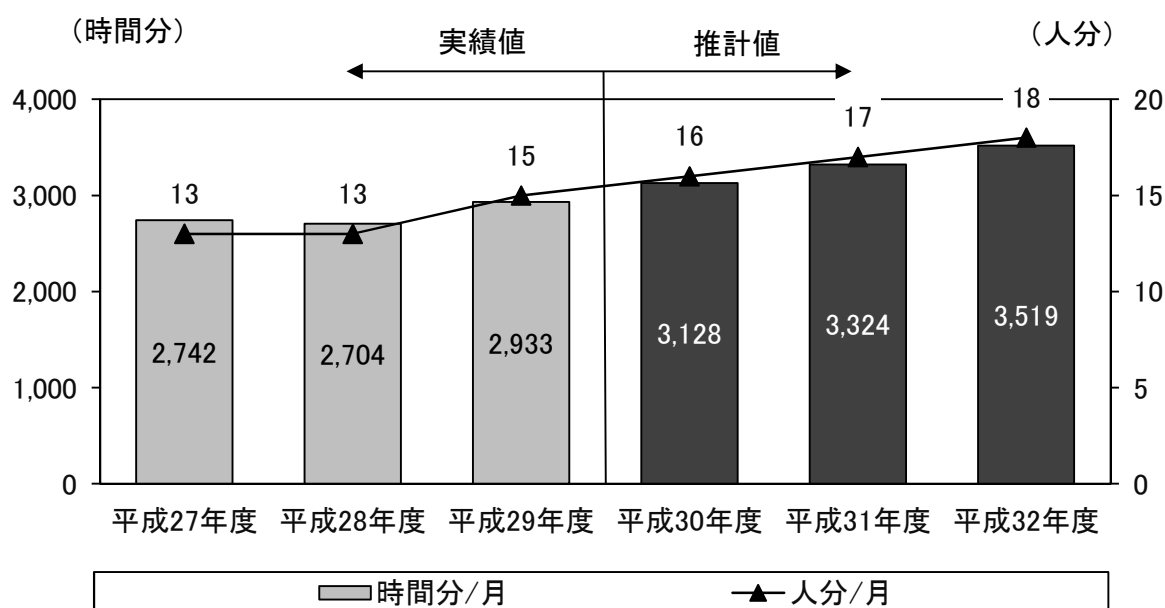
【サービスの見込み量】

重度訪問介護は、平成 30 年 4 月から訪問先が拡大され、入院中の医療機関においても利用できるようになります。制度改正やこれまでの実績、アンケート調査結果を踏まえ、平成 32 年度で 18 人分／月（3,519 時間分／月）を見込みます。

単位	進捗度	第 4 期計画（実績）			第 5 期計画（見込み）		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
時間分／月	実績	2,742	2,704	2,933	—	—	—
	計画値	2,600	2,800	3,000	3,128	3,324	3,519
	計画比	105.5%	96.6%	97.8%	—	—	—
人分／月	実績	13	13	15	—	—	—
	計画値	8	9	10	16	17	18
	計画比	162.5%	144.4%	150.0%	—	—	—

資料：障がい者支援課（平成 27・28 年度は 3 月実績、平成 29 年度は 6 月実績）

注：計画比＝「実績」÷「計画値」× 100



③同行援護

【利用実績】

利用人数・利用時間ともに増加しており、平成 29 年度で 12 人分／月、172 時間分／月となっています。

計画値と比較すると、利用人数・利用時間ともに計画値を上回っています。

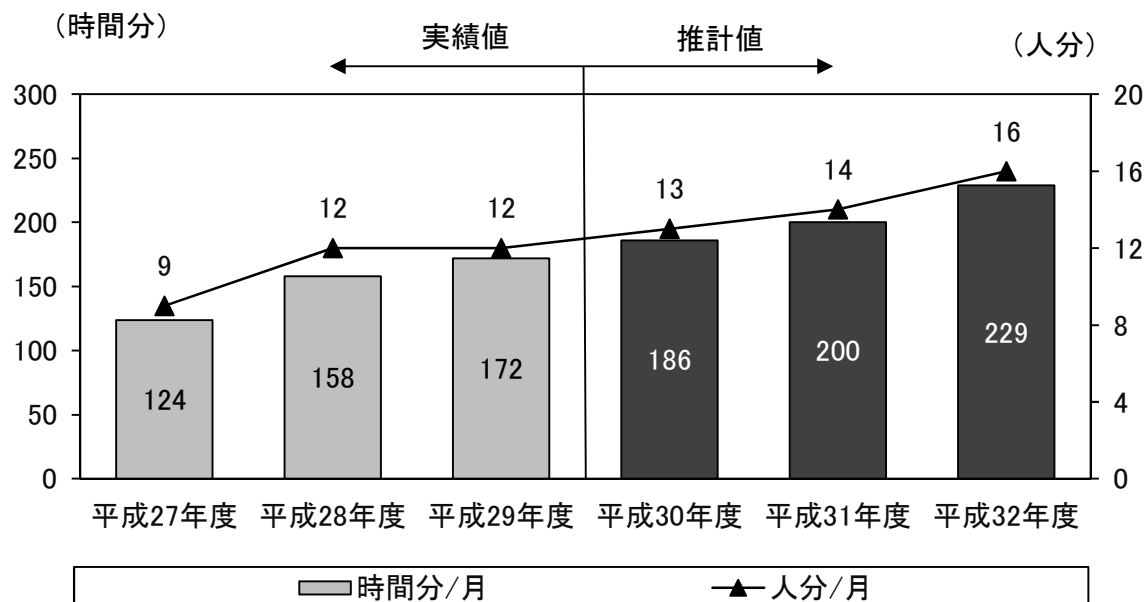
【サービスの見込み量】

これまでの実績やアンケート調査結果を踏まえ、平成 32 年度で 16 人分／月（229 時間分／月）を見込みます。

単位	進捗度	第 4 期計画（実績）			第 5 期計画（見込み）		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
時間分 ／月	実績	124	158	172	—	—	—
	計画値	120	120	120	186	200	229
	計画比	103.3%	131.7%	143.3%	—	—	—
人分 ／月	実績	9	12	12	—	—	—
	計画値	8	9	10	13	14	16
	計画比	112.5%	133.3%	120.0%	—	—	—

資料：障がい者支援課（平成 27・28 年度は3月実績、平成 29 年度は6月実績）

注：計画比＝「実績」÷「計画値」× 100



④行動援護

【利用実績】

各年度の利用人数は、34 人分／月程度で推移しています。利用時間は増加しており、平成 29 年度時点では 719 時間分／人となっています。

計画値と比較すると、利用人数・利用時間ともにほぼ計画値どおりとなっています。

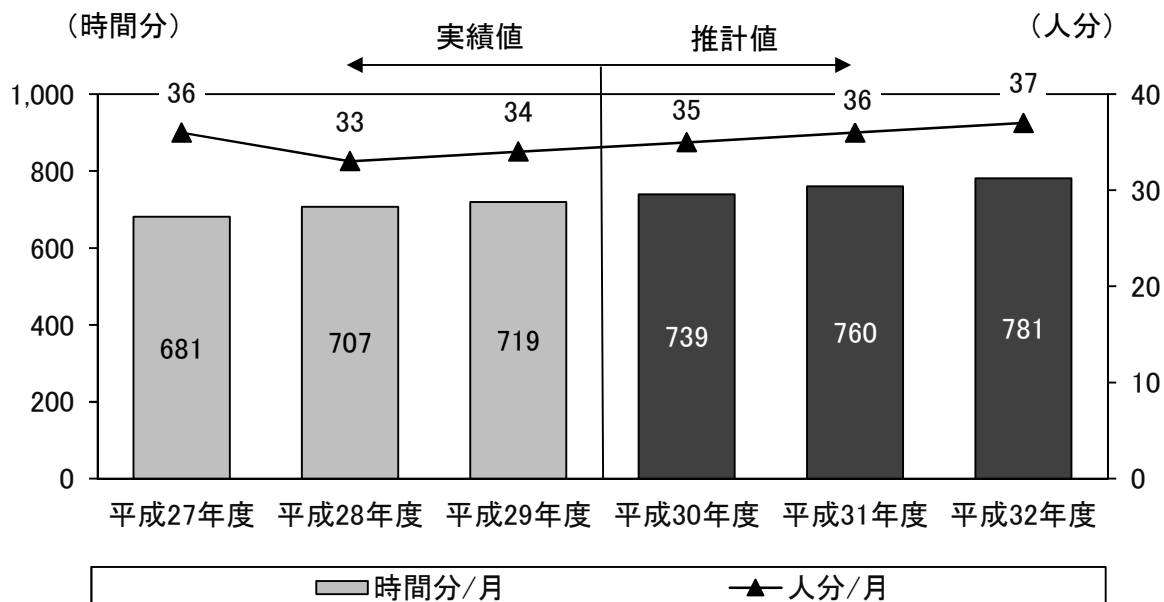
【サービスの見込み量】

これまでの実績やアンケート調査結果を踏まえ、平成 32 年度で 37 人分／月（781 時間分／月）を見込みます。

単位	進捗度	第 4 期計画（実績）			第 5 期計画（見込み）		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
時間分 ／月	実績	681	707	719	—	—	—
	計画値	700	700	700	739	760	781
	計画比	97.3%	101.0%	102.7%	—	—	—
人分 ／月	実績	36	33	34	—	—	—
	計画値	35	35	35	35	36	37
	計画比	102.9%	94.3%	97.1%	—	—	—

資料：障がい者支援課（平成 27・28 年度は3月実績、平成 29 年度は6月実績）

注：計画比＝「実績」÷「計画値」×100



⑤重度障害者等包括支援

【利用実績及びサービスの見込み量】

重度障害者等包括支援は、第4期計画期間中の利用実績がありませんでした。サービス対象者やサービス提供事業所が限られており、第5期計画期間中においてもこうした状況に変化はないと見込まれるため、利用者はないものと見込みます。

(2) 日中活動系サービス

■日中活動系サービスの概要

サービス名	サービスの概要
①生活介護	常に介護が必要な障がいのある人に対して、昼間に障害者支援施設等で入浴・排泄・食事などの介護や創作的活動、生産活動の機会を提供します。
②自立訓練 (機能訓練)	身体に障がいのある人に対し、地域生活を営むことができるよう、有期限の支援計画に基づき、身体的リハビリテーション、日常生活に係る訓練などの支援を行います。
③自立訓練 (生活訓練)	知的障がいや精神障がいのある人に対し、地域生活を営むことができるよう、有期限の支援計画に基づき、日常生活能力の向上を図り、サービス提供事業者との連絡調整を行うなどの支援を行います。
④就労移行支援	一般企業の雇用に向けた移行支援で、就労に必要な知識・能力の向上を図るための訓練や、職場実習などの訓練を行います。
⑤就労継続支援 A 型	事業者と雇用契約を結び、就労機会の提供、知識や能力の向上のために必要な訓練などを行います。
⑥就労継続支援 B 型	雇用契約を結ばず、一定の賃金水準に基づく就労機会の提供、就労に必要な知識・能力の向上を図る訓練を行います。
⑦就労定着支援	就労移行支援などを利用して一般就労へ移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう支援します。
⑧療養介護	医療を必要とする障がい者で常に介護が必要な人に対して、昼間に病院で機能訓練、療養上の管理、看護、介護などを行います。
⑨短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴・排泄・食事の介護などを行います。

■見込み量確保のための方策

障がいのある人の希望や特性に応じた多様な活動の場の整備を進めるために、今後も国や京都府で実施する事業を活用するとともに、乙訓 2 市 1 町で連携してサービス提供事業者に対する必要な支援を続けていきます。

就労支援施設等の自主製品や役務に対する優先的な発注や、施設が実施する事業を支援し、工賃水準の向上を図り、障がいのある人が地域で生きがいを持って活動できるように努めます。

特別支援学校卒業後の進路の検討にあたっては、卒業生や家族、学校、関係機関等と連携し、卒業後も希望や能力に応じた就労や活動ができるように支援していきます。

短期入所については、アンケート調査等において、利用者のニーズに対して圏域の社会資源の不足を指摘する意見が多くありました。圏域における新たな整備が見通せない中、まずは既存の社会資源をより有効活用していくための方策について、関係機関と連携し、検討していきます。

①生活介護

【利用実績】

各年度の利用人数・日数ともに少しずつ増加しており、平成 29 年度で 129 人分／月、2,627 人日分／月となっています。

計画値と比較すると、利用人数・日数ともに概ね計画値どおりとなっています。

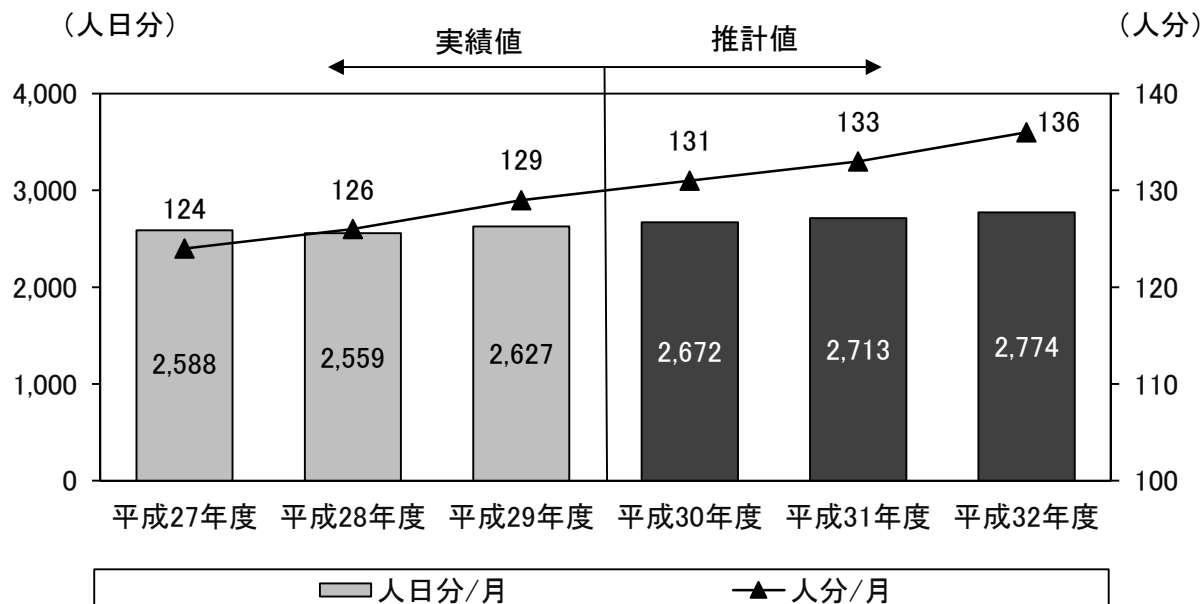
【サービスの見込み量】

これまでの実績やアンケート調査結果、新規卒業生の動向などを踏まえ、平成 32 年度で 136 人分／月（2,774 人日分／月）を見込みます。

単位	進捗度	第 4 期計画（実績）			第 5 期計画（見込み）		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
人日分 ／月	実績	2,588	2,559	2,627	—	—	—
	計画値	2,540	2,600	2,680	2,672	2,713	2,774
	計画比	101.9%	98.4%	98.0%	—	—	—
人分 ／月	実績	124	126	129	—	—	—
	計画値	121	124	128	131	133	136
	計画比	102.5%	101.6%	100.8%	—	—	—

資料：障がい者支援課（平成 27・28 年度は3月実績、平成 29 年度は6月実績）

注：計画比＝「実績」÷「計画値」× 100



②自立訓練（機能訓練）

【利用実績】

平成 27 年度の利用はありませんでしたが、平成 28 年度以降の利用人数は横ばいであり、平成 29 年度時点では 2 人分／月となっています。利用日数は平成 29 年度時点で 26 人日分／月となっています。

計画値と比較すると、利用人数は計画値どおりとなっていますが、利用日数については計画値を上回っています。

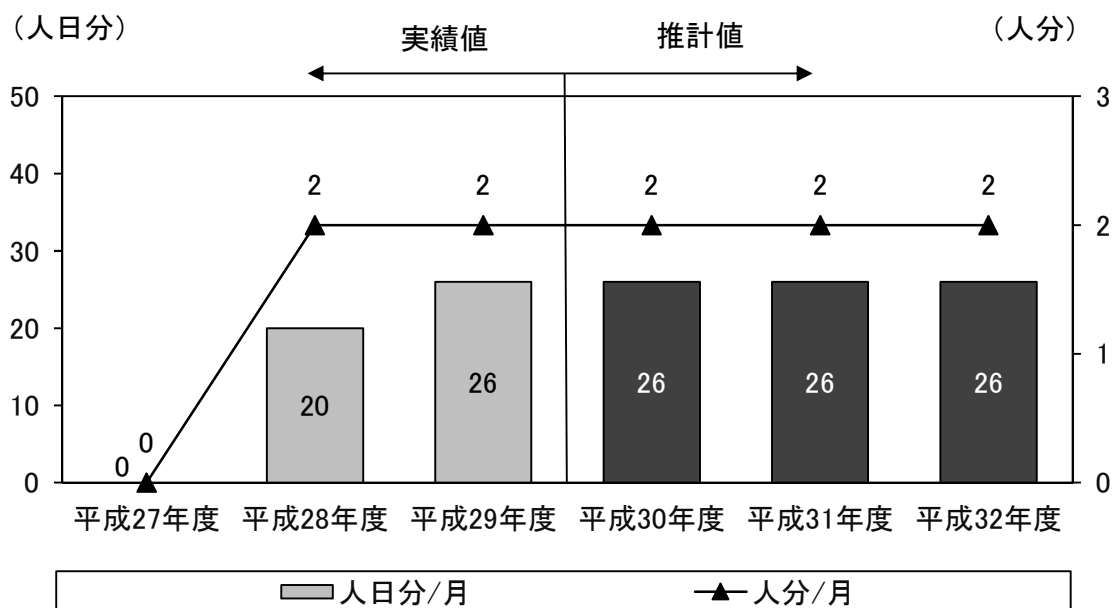
【サービスの見込み量】

これまでの実績やアンケート調査結果を踏まえ、各年度で 2 人分／月（26 人日分／月）を見込みます。

単位	進捗度	第 4 期計画（実績）			第 5 期計画（見込み）		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
人日分 ／月	実績	0	20	26	—	—	—
	計画値	15	15	15	26	26	26
	計画比	0.0%	133.3%	173.3%	—	—	—
人分 ／月	実績	0	2	2	—	—	—
	計画値	2	2	2	2	2	2
	計画比	0.0%	100.0%	100.0%	—	—	—

資料：障がい者支援課（平成 27・28 年度は 3 月実績、平成 29 年度は 6 月実績）

注：計画比＝「実績」÷「計画値」× 100



③自立訓練（生活訓練）

【利用実績】

利用人数については、平成 27 年度から 28 年度にかけて大幅に増加しており、平成 29 年度時点では 10 人分／日となっています。利用日数については平成 29 年度時点で 111 人日分／月となっています。

計画値と比較すると、利用人数・日数ともに計画値を下回っています。

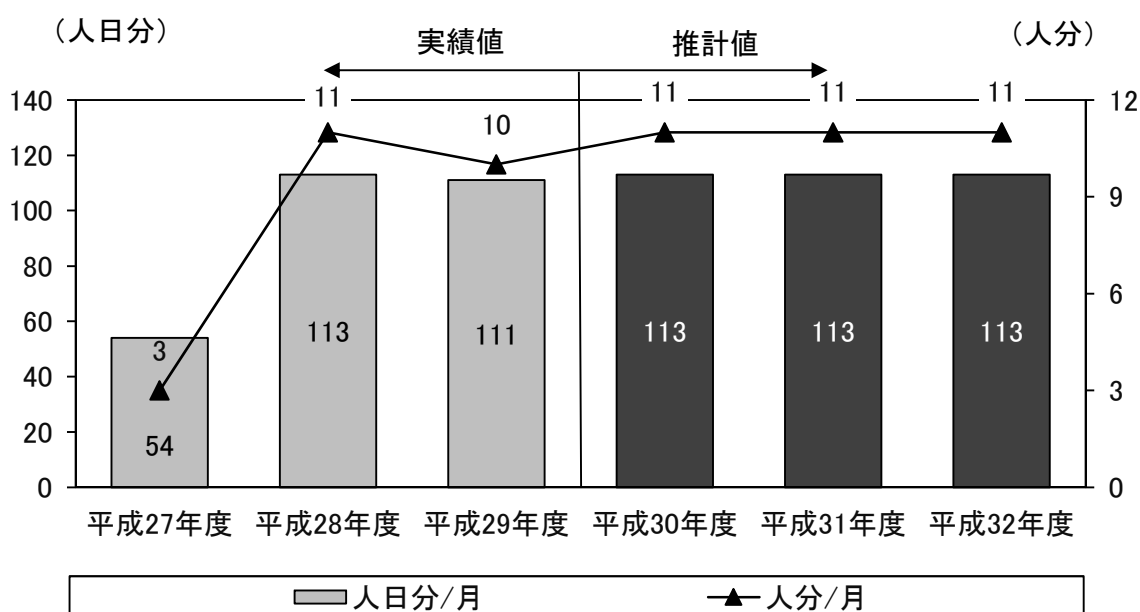
【サービスの見込み量】

これまでの実績やアンケート調査結果を踏まえ、各年度で 11 人分／月（113 人日分／月）を見込みます。

単位	進捗度	第 4 期計画（実績）			第 5 期計画（見込み）		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
人日分／月	実績	54	113	111	—	—	—
	計画値	260	260	260	113	113	113
	計画比	20.8%	43.5%	42.7%	—	—	—
人分／月	実績	3	11	10	—	—	—
	計画値	13	13	13	11	11	11
	計画比	23.1%	84.6%	76.9%	—	—	—

資料：障がい者支援課（平成 27・28 年度は 3 月実績、平成 29 年度は 6 月実績）

注：計画比＝「実績」÷「計画値」× 100



④就労移行支援

【利用実績】

利用人数・利用日数ともに年々増加傾向にあり、平成 29 年度時点では 15 人分／月、269 人日分／月となっています。

計画値と比較すると、利用人数・日数ともに計画値を上回っています。

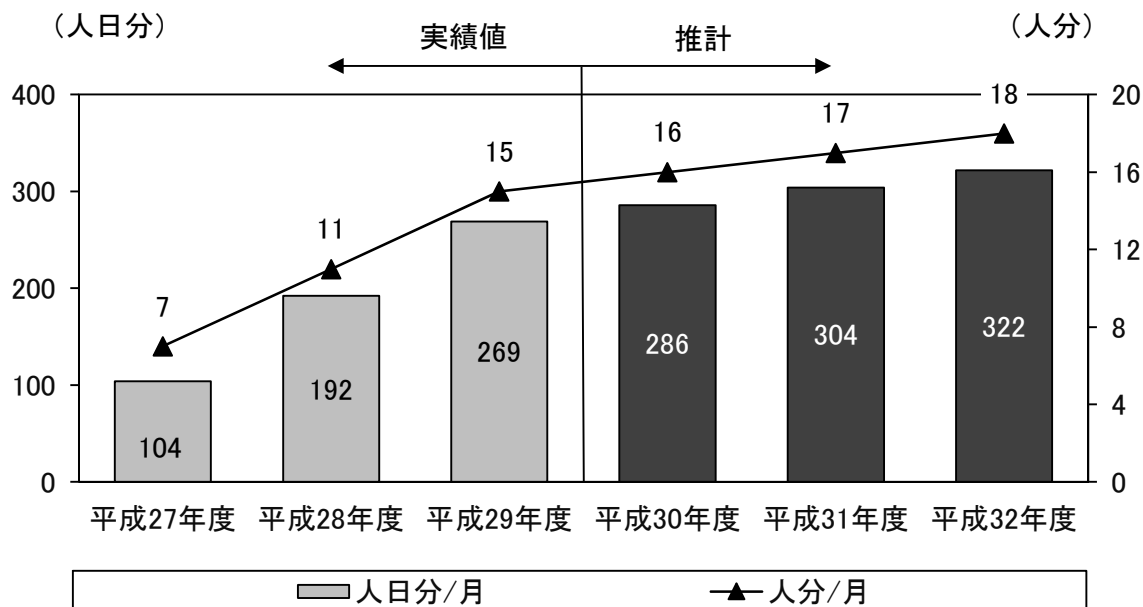
【サービスの見込み量】

これまでの実績やアンケート調査結果を踏まえ、平成 32 年度で 18 人分／月（322 人日分／月）を見込みます。

単位	進捗度	第 4 期計画（実績）			第 5 期計画（見込み）		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
人日分 ／月	実績	104	192	269	—	—	—
	計画値	120	140	160	286	304	322
	計画比	86.7%	137.1%	168.1%	—	—	—
人分 ／月	実績	7	11	15	—	—	—
	計画値	6	7	8	16	17	18
	計画比	116.7%	157.1%	187.5%	—	—	—

資料：障がい者支援課（平成 27・28 年度は3月実績、平成 29 年度は6月実績）

注：計画比＝「実績」÷「計画値」× 100



⑤就労継続支援A型

【利用実績】

利用人数・利用日数ともに年々増加傾向にあり、平成29年度時点では35人分／月、685人日分／月となっています。

計画値と比較すると、利用人数・日数ともに計画値を上回っています。

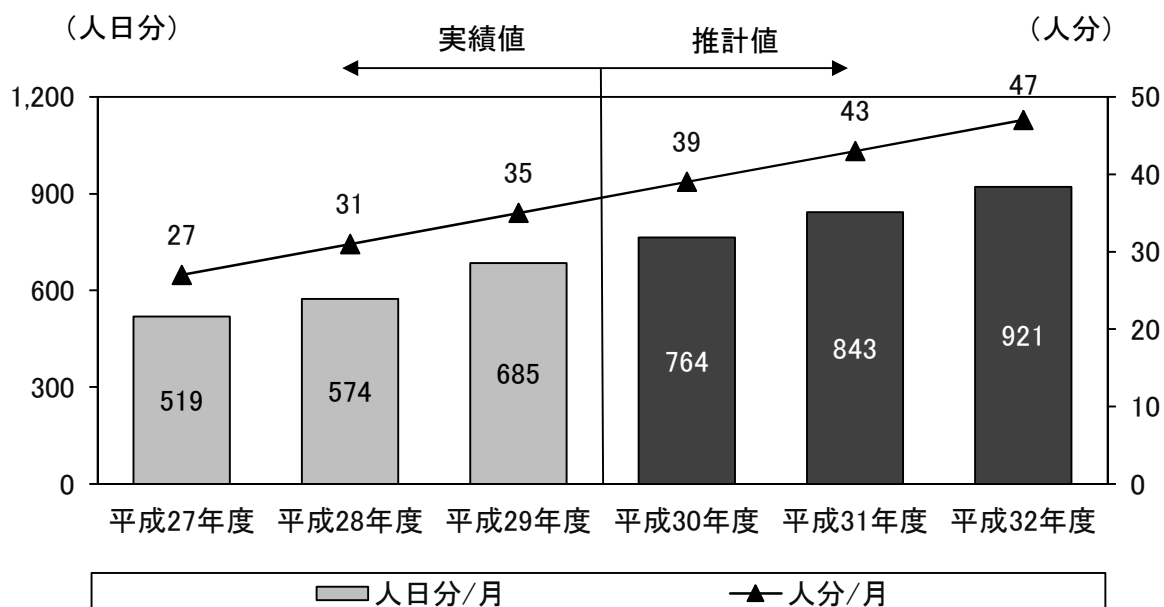
【サービスの見込み量】

これまでの実績やアンケート調査結果、新規卒業生の動向、事業者の状況などを踏まえ、平成32年度で47人分／月（921人日分／月）を見込みます。

単位	進捗度	第4期計画（実績）			第5期計画（見込み）		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
人日分／月	実績	519	574	685	—	—	—
	計画値	300	300	300	764	843	921
	計画比	173.0%	191.3%	228.3%	—	—	—
人分／月	実績	27	31	35	—	—	—
	計画値	15	15	15	39	43	47
	計画比	180.0%	206.7%	233.3%	—	—	—

資料：障がい者支援課（平成27・28年度は3月実績、平成29年度は6月実績）

注：計画比＝「実績」÷「計画値」×100



⑥就労継続支援B型

【利用実績】

利用人数・日数ともに、各年度を通してほぼ横ばいとなっており、平成29年度時点では83人分／月、1,548人日分／月となっています。

計画値と比較すると、利用人数・日数ともにほぼ計画値どおりとなっています。

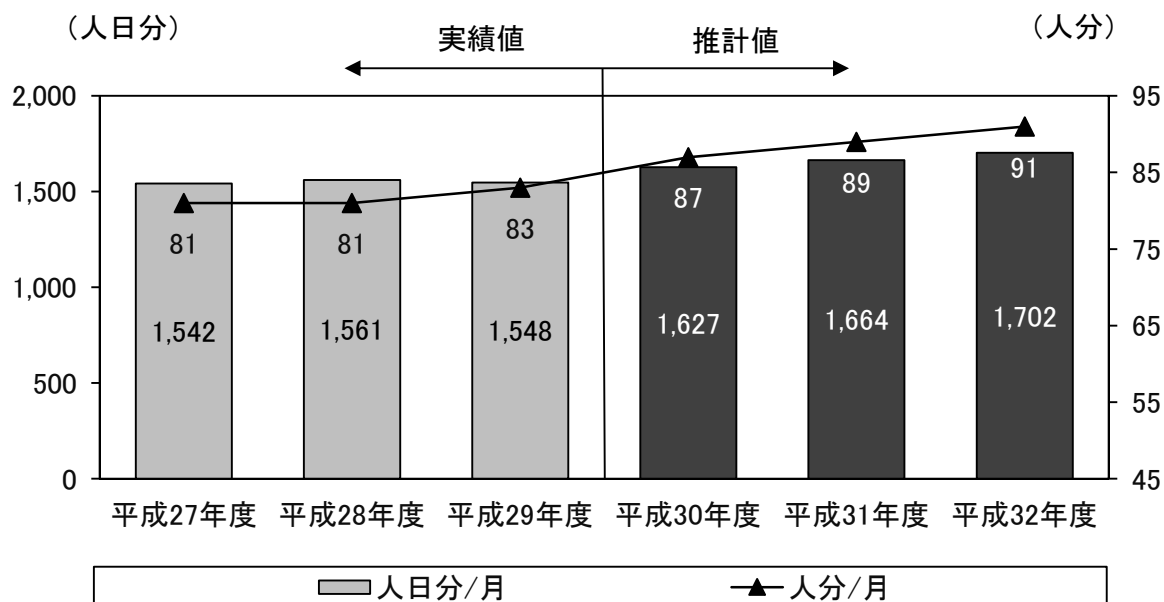
【サービスの見込み量】

これまでの実績やアンケート調査結果、新規卒業生の動向、事業所の状況などを踏まえ、平成32年度で91人分／月（1,702人日分／月）を見込みます。

単位	進捗度	第4期計画（実績）			第5期計画（見込み）		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
人日分／月	実績	1,542	1,561	1,548	—	—	—
	計画値	1,460	1,500	1,560	1,627	1,664	1,702
	計画比	105.6%	104.1%	99.2%	—	—	—
人分／月	実績	81	81	83	—	—	—
	計画値	73	75	78	87	89	91
	計画比	111.0%	108.0%	106.4%	—	—	—

資料：障がい者支援課（平成27・28年度は3月実績、平成29年度は6月実績）

注：計画比＝「実績」÷「計画値」×100



⑦就労定着支援

【サービスの見込み量】

就労定着支援は平成 30 年度からの新たなサービスであるため、第 4 期計画期間の実績はありませんが、福祉施設から一般就労への移行実績を踏まえ、平成 32 年度で 3 人分／月を見込みます。

単位	進捗度	第 4 期計画（実績）			第 5 期計画（見込み）		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
人分 ／月	実績	—	—	—	—	—	—
	計画値	—	—	—	1	2	3
	計画比	—	—	—	—	—	—

⑧療養介護

【利用実績】

利用人数については、平成 29 年度に 1 名増加し、11 人分／月となっています。

計画値と比較すると、平成 27 年度と平成 28 年度は計画値どおりですが、平成 29 年度は計画値を上回っています。

【サービスの見込み量】

これまでの実績やアンケート調査結果を踏まえ、各年度で 11 人分／月を見込みます。

単位	進捗度	第 4 期計画（実績）			第 5 期計画（見込み）		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
人分 ／月	実績	10	10	11	—	—	—
	計画値	10	10	10	11	11	11
	計画比	100.0%	100.0%	110.0%	—	—	—

資料：障がい者支援課（平成 27・28 年度は 3 月実績、平成 29 年度は 6 月実績）

注：計画比＝「実績」÷「計画値」× 100

⑨短期入所（ショートステイ）

【利用実績】

利用人数・日数ともに年々減少傾向にあり、平成 29 年度時点では 40 人分／月、166 人日分／月となっています。

計画値と比較すると、利用日数は各年度において計画値を上回っています。利用人数については、平成 27 年度と 28 年度は計画値を上回っていますが、平成 29 年度では計画値どおりとなっています。

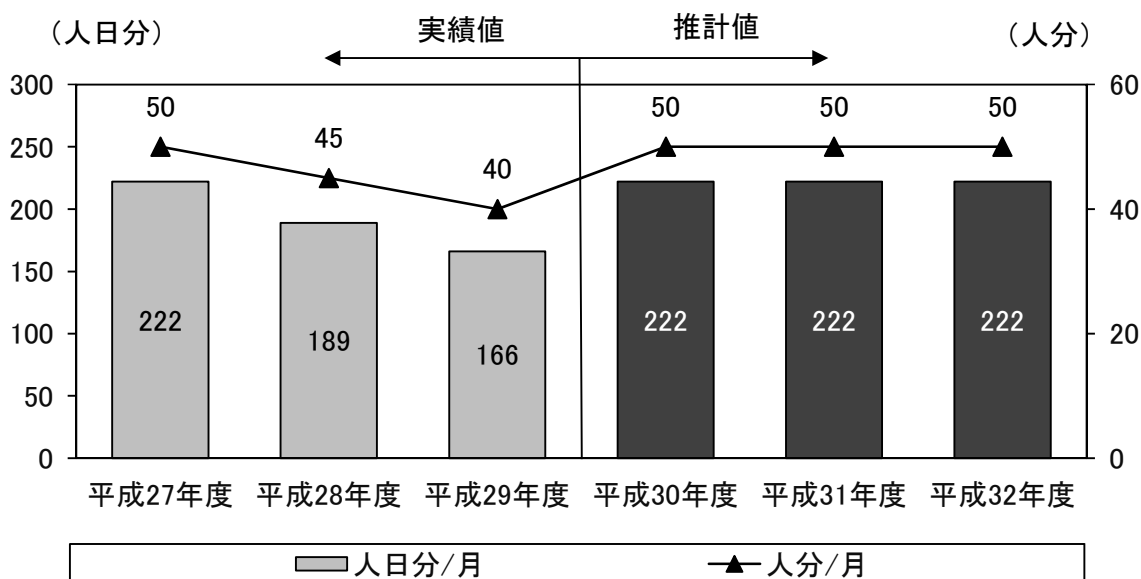
【サービスの見込み量】

これまでの実績やアンケート調査結果に基づく高い利用ニーズを踏まえ、各年度で 50 人分／月（222 人日分／月）を見込みます。

単位	進捗度	第 4 期計画（実績）			第 5 期計画（見込み）		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
人日分 ／月	実績	222	189	166	—	—	—
	計画値	150	155	160	222	222	222
	計画比	148.0%	121.9%	103.8%	—	—	—
人分 ／月	実績	50	45	40	—	—	—
	計画値	38	39	40	50	50	50
	計画比	131.6%	115.4%	100.0%	—	—	—

資料：障がい者支援課（平成 27・28 年度は 3 月実績、平成 29 年度は 6 月実績）

注：計画比＝「実績」÷「計画値」× 100



(3) 居住系サービス

■ 居住系サービスの概要

サービス名	サービスの概要
① 自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障がいや精神障がいのある人に、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、一人暮らしに必要な生活力等を補う支援を行います。
② 共同生活援助	障がいのある人が共同生活をしている住居において、主に夜間に相談、入浴、排泄、食事の介護等の日常生活上の援助を行います。
③ 施設入所支援	施設に入所している人に、主に夜間に入浴、排泄、食事の介護、生活に関する相談等、日常生活上の支援を行います。

■ 見込み量確保のための方策

障がいのある人やその家族の高齢化が進んでおり、地域での暮らしの基盤となるグループホームに対するニーズは高まっています。乙訓圏域においては、少しずつグループホームの整備が進んできているものの、今後もサービス提供事業者との連携強化や情報提供、国や京都府で実施する事業の活用など、確保に向けた取組を進めていく必要があります。

また、障がいのある人が円滑に地域生活に移行し、地域の一員として自立した暮らしを営んでいくには、障がいのある人に対する差別や偏見を解消する取組は重要であり、障がいに関する正しい知識等について、啓発活動に努めます。

① 自立生活援助

【サービスの見込み量】

自立生活援助は平成 30 年度からの新たなサービスであるため、第 4 期計画期間の実績はありませんが、各年度で1人分／月を見込みます。

単位	進捗度	第 4 期計画（実績）			第 5 期計画（見込み）		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
人分 ／月	実績	—	—	—	—	—	—
	計画値	—	—	—	1	1	1
	計画比	—	—	—	—	—	—

②共同生活援助

【利用実績】

利用人数については年々増加傾向にあり、平成 29 年度時点では 39 人分／月となっています。計画値と比較すると、各年度において計画値を下回っています。

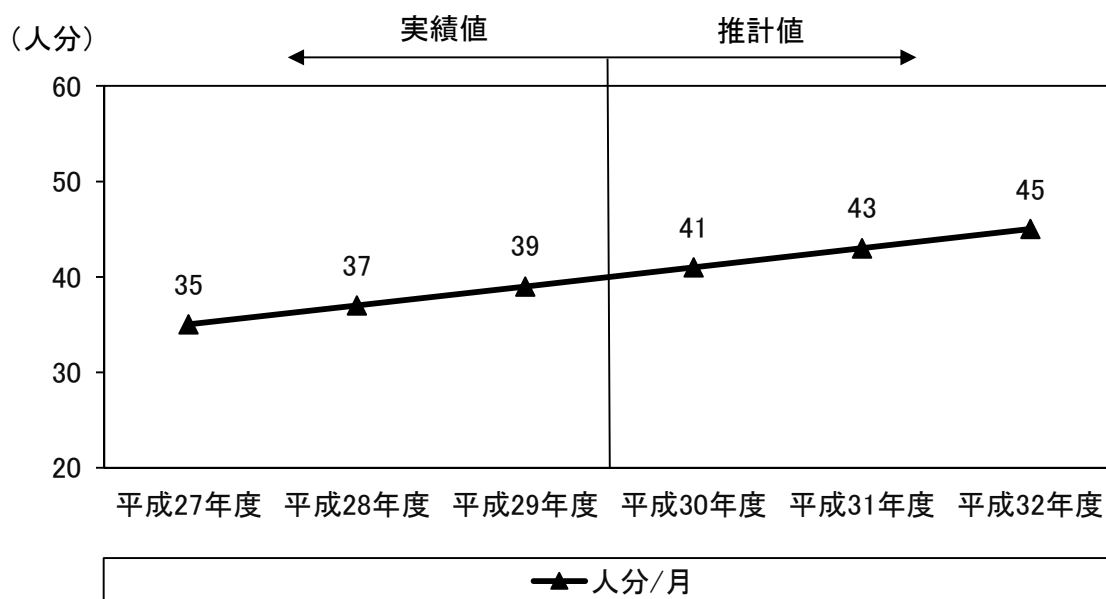
【サービスの見込み量】

これまでの実績やアンケート調査結果を踏まえ、平成 32 年度で 45 人分／月を見込みます。

単位	進捗度	第 4 期計画（実績）			第 5 期計画（見込）		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
人分／月	実績	35	37	39	—	—	—
	計画値	40	42	44	41	43	45
	計画比	87.5%	88.1%	88.6%	—	—	—

資料：障がい者支援課（平成 27・28 年度は3月実績、平成 29 年度は6月実績）

注：計画比＝「実績」÷「計画値」× 100



③施設入所支援

【利用実績】

利用人数については各年度を通してほぼ横ばいとなっており、平成 29 年度時点で 37 人分／月となっています。

計画値と比較すると、各年度において計画値を上回っています。

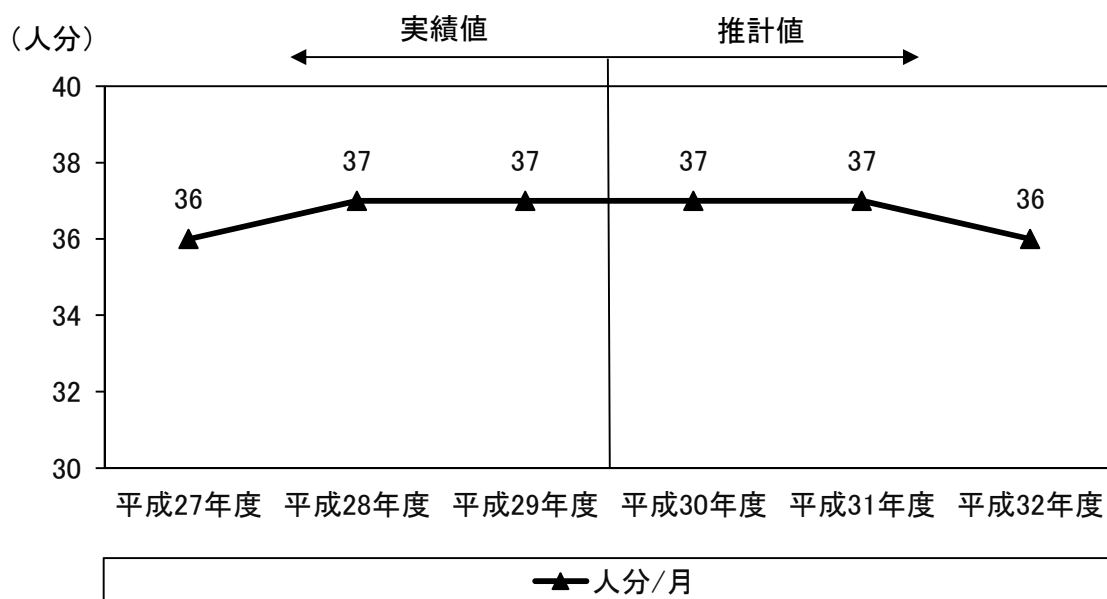
【サービスの見込み量】

国の基本方針に基づいて設定した平成 32 年度の成果目標を踏まえ、平成 32 年度で 36 人分／月を見込みます。

単位	進捗度	第 4 期計画（実績）			第 5 期計画（見込み）		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
人分／月	実績	36	37	37	—	—	—
	計画値	34	33	32	37	37	36
	計画比	105.9%	112.1%	115.6%	—	—	—

資料：障がい者支援課（平成 27・28 年度は3月実績、平成 29 年度は6月実績）

注：計画比＝「実績」÷「計画値」× 100



(4) 相談支援

■相談支援の概要

サービス名	サービスの概要
①計画相談支援	障害福祉サービスを利用する人の心身の状況や環境、サービス利用の意向などを踏まえ、最も適切なサービスの組み合わせを検討し、サービス等利用計画を作成します。
②地域移行支援	病院や施設から地域生活に移行する人を対象に、住居の確保などの活動を支援します。
③地域定着支援	地域生活に移行した人が安定した生活を送れるよう、緊急事態の相談などに対応します。

■見込み量確保のための方策

計画相談支援は、平成 27 年度から障害福祉サービスを利用するすべての人が対象になり、本市でもすべての人が利用していますが、現状の報酬単価では安定的な事業運営が困難であるとの意見が多いため、国や京都府に対して報酬の見直しを求めています。また、相談支援専門員の育成やスキルアップに向け、関係機関と連携して取り組みます。その他、事業所指定基準や運営方法等についての情報提供に努め、体制整備の促進につなげていきます。

困難事例や圏域課題に対しては、基幹相談支援センターやサービス提供事業所等との関係者会議の開催等を通じて、必要な支援を行っていきます。

地域移行支援及び地域定着支援については、対象となる人の把握に取り組み、今後の動向を踏まえ、サービスの確保を検討します。

①計画相談支援

【利用実績】

計画相談支援は、年間の総実利用者数を「12（か月）」で除した実利用者数を利用実績としており、平成 29 年度では 62 人分／月となっています。

計画値と比較すると、各年度において計画値を上回っています。

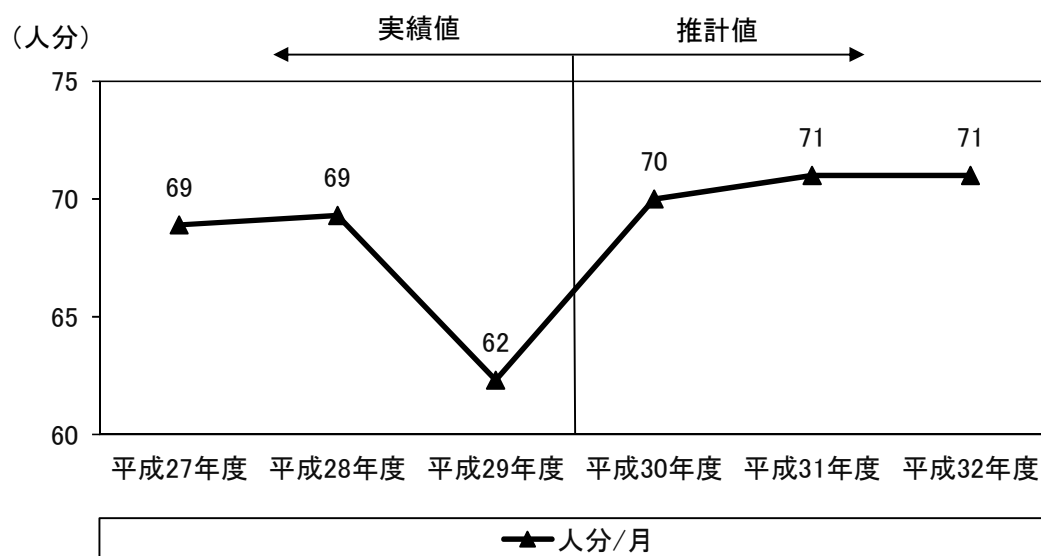
【サービスの見込み量】

これまでの実績やアンケート調査結果から、新規利用者や更新者の人数を勘案し、平成 32 年度で 71 人分／月を見込みます。

単位	進捗度	第 4 期計画（実績）			第 5 期計画（見込み）		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
人分 ／月	実績	69	69	62	—	—	—
	計画値	50	55	60	70	71	71
	計画比	138.0%	125.5%	103.3%	—	—	—

資料：障がい者支援課（平成 27・28 年度は3月までの実績、平成 29 年度は6月までの実績）

注：計画比＝「実績」÷「計画値」× 100



②地域移行支援

【利用実績及びサービスの見込み量】

第4期計画期間中では利用はありませんでしたが、対象者の把握に取り組み、今後の動向も踏まえ、1人分／月で見込みます。

単位	進捗度	第4期計画（実績）			第5期計画（見込み）		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
人分／月	実績	0	0	0	—	—	—
	計画値	1	1	1	1	1	1
	計画比	0.0%	0.0%	0.0%	—	—	—

資料：障がい者支援課（平成27・28年度は3月までの実績、平成29年度は6月までの実績）

注1：本計画の見込み量の数値は年間の総実利用者数を「12（か月）」で除した実利用者数

注2：計画比＝「実績」÷「計画値」×100

③地域定着支援

【利用実績及びサービスの見込み量】

第4期計画期間中では利用はありませんでしたが、対象者の把握に取り組み、今後の動向も踏まえ、1人分／月で見込みます。

単位	進捗度	第4期計画（実績）			第5期計画（見込み）		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
人分／月	実績	0	0	0	—	—	—
	計画値	1	1	1	1	1	1
	計画比	0.0%	0.0%	0.0%	—	—	—

資料：障がい者支援課（平成27・28年度は3月までの実績、平成29年度は6月までの実績）

注1：本計画の見込み量の数値は年間の総実利用者数を「12（か月）」で除した実利用者数

注2：計画比＝「実績」÷「計画値」×100

3. 地域生活支援事業の見込み量と確保の方策

■見込み量確保のための方策

平成 29 年 3 月 3 日に向日市手話言語条例が施行され、手話に対する理解の促進や普及が図られ、手話によるコミュニケーションを支援する環境の構築が進んでいます。この手話通訳者の派遣などの意思疎通支援事業の利用が増える見込まれるため、必要な支援を提供するための体制の整備を図ります。

移動支援事業は、必要なときに適切に利用できるよう、乙訓圏域障がい者自立支援協議会と連携を図り、支援者の確保や育成に向けて事業者への情報提供等に努めるとともに、現状の社会資源をより有効に利用するための方策について、関係機関と連携し、検討していきます。

日中一時支援事業については、利用者の動向や詳細なニーズの把握に努め、サービス提供の拡充に向けて、事業者への働きかけを推進します。

そのほか、障がいの状態やニーズに応じて日常生活用具を給付するなど、障がいのある人の生活の質の向上のための支援を充実させていきます。

(1) 必須事業

①理解促進研修・啓発事業

サービス名	サービスの概要
理解促進研修・啓発事業	障がいのある人が日常生活や社会生活を営むうえで生じる「社会的障壁」を除去するため、障がいのある人への理解を深めるための研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化する事業です。

【実績及びサービスの見込み量】

第 4 期計画期間中は、計画どおり各年度継続して、障がい者福祉に関する啓発事業を実施する団体への支援を行ってきました。今後も継続して事業を実施していきます。

単位	進捗度	第 4 期計画（実績）			第 5 期計画（見込み）		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
実施の有無	実績	有	有	有	—	—	—
	計画値	有	有	有	有	有	有

②自発的活動支援事業

サービス名	サービスの概要
自発的活動支援事業	障がいのある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障がいのある人やその家族、地域住民などによる地域における自発的な取組を支援する事業です。

【実績及びサービスの見込み量】

本市では、これまでから地域で自発的に活動している団体への支援を行ってきましたが、平成 28 年度をもって団体としての活動が終了となったため、それ以降の実績はありません。今後、地域で自発的な取組を始めた団体等に対して、支援を検討します。

単位	進捗度	第 4 期計画（実績）			第 5 期計画（見込み）		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
実施の有無	実績	有	有	無	—	—	—
	計画値	有	有	有	検討	検討	検討

③相談支援事業

サービス名	サービスの概要
障害者相談支援事業	障がいのある人やその家族等に対し、相談及び必要な情報の提供等を行うとともに、虐待防止やその早期発見のための関係機関との連絡調整や障がいのある人の権利擁護のために必要な援助を行います。
基幹相談支援センター	地域における相談支援の中核的な役割を担う機関です。
市町村相談支援機能強化事業	相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を市町村に配置することによって、相談支援機能の強化を図る事業です。

【利用実績】

障がい者相談支援事業、基幹相談支援センター、市町村相談支援機能強化事業は、すべて目標を達成しています。

【サービスの見込み量】

今後も相談支援の提供体制の確保に取り組むため、次のとおり見込みます。

項目	単位	進捗度	第4期計画（実績）			第5期計画（見込み）		
			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
障害者相談支援事業	か所	実績	5	6	6	—	—	—
		計画値	5	5	5	6	6	6
		計画比	100.0%	120.0%	120.0%	—	—	—
基幹相談支援センター	設置の有無	実績	有	有	有	—	—	—
		計画値	有	有	有	有	有	有
市町村相談支援機能強化事業	実施の有無	実績	有	有	有	—	—	—
		計画値	有	有	有	有	有	有

資料：障がい者支援課（平成27・28年度は3月実績、平成29年度は6月実績）

注：計画比＝「実績」÷「計画値」×100

④成年後見制度利用支援事業

サービス名	サービスの概要
成年後見制度 利用支援事業	障害福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がいや精神障がいのある人に対して、成年後見制度の利用を支援します。

【利用実績】

利用人数は、平成 27 年度では 1 人分／年でしたが、平成 28 年度と平成 29 年度では 3 人分／年と増加しています。

計画値と比較すると、平成 28 年度以降は計画値を上回っています。

【サービスの見込み量】

これまでの実績から、平成 32 年度で 6 人の利用を見込みます。

単位	進捗度	第 4 期計画（実績）			第 5 期計画（見込み）		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
人分 ／年	実績	1	3	3	—	—	—
	計画値	1	1	1	4	5	6
	計画比	100.0%	300.0%	300.0%	—	—	—

資料：障がい者支援課（平成 27・28 年度は 3 月までの実績、平成 29 年度は 6 月までの実績）

注：計画比＝「実績」÷「計画値」× 100

⑤成年後見制度法人後見支援事業

サービス名	サービスの概要
成年後見制度 法人後見支援事業	成年後見制度における後見の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。

【実績及びサービスの見込み量】

成年後見制度法人後見支援事業は、全国的に実施率が低いため、他市町村の動向を確認しながら引き続き、調査・検討していきます。

単位	進捗度	第 4 期計画（実績）			第 5 期計画（見込み）		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
実施の有無	実績	無	無	無	—	—	—
	計画値	検討	検討	検討	検討	検討	検討

⑥意思疎通支援事業

■意思疎通支援事業の概要

サービス名	サービスの概要
手話通訳者派遣事業	聴覚言語障がいのある人の社会生活における円滑な意思疎通を援助するため、手話通訳者を派遣します。
要約筆記者派遣事業	中途失聴者、難聴者等の社会生活における円滑な意思疎通を援助するため、要約筆記者を派遣します。
手話通訳者設置事業	聴覚障がいのある人のコミュニケーションの円滑化を図られるよう、手話通訳者を設置し、意思伝達の仲介、手話通訳者・要約筆記者の派遣調整、関係機関との連絡調整を行います。
重度障がい児者入院時コミュニケーション支援事業	意思の疎通が困難な重度の障がいのある人が入院した場合に、コミュニケーション支援員を入院先に派遣し、入院時のコミュニケーションを支援します。

【利用実績】

意思疎通支援事業において、手話通訳者派遣事業、手話通訳者設置事業はほぼ計画値どおりとなっていますが、要約筆記者派遣事業、重度障がい児者入院時コミュニケーション支援事業は計画値を下回っている状況です。

【サービスの見込み量】

各事業の見込み量については、第4期計画期間中の実績を踏まえ、平成32年度時点で手話通訳者派遣事業を71件／月、要約筆記者派遣事業を20件／月、手話通訳者設置事業を4人、重度障がい児者入院時コミュニケーション支援事業を3人分／年（315時間分／年）を見込みます。

○手話通訳者派遣事業

単位	進捗度	第4期計画（実績）			第5期計画（見込み）		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
件／月	実績	56	71	65	—	—	—
	計画値	65	65	65	67	69	71
	計画比	86.2%	109.2%	100.0%	—	—	—

資料：障がい者支援課（平成27・28年度は3月実績、平成29年度は6月実績）

注：計画比＝「実績」÷「計画値」×100

○要約筆記者派遣事業

単位	進捗度	第4期計画（実績）			第5期計画（見込み）		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
件／月	実績	13	5	3	—	—	—
	計画値	20	20	20	20	20	20
	計画比	65.0%	25.0%	15.0%	—	—	—

資料：障がい者支援課（平成27・28年度は3月実績、平成29年度は6月実績）

注：計画比＝「実績」÷「計画値」×100

○手話通訳者設置事業

単位	進捗度	第4期計画（実績）			第5期計画（見込み）		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
人	実績	2	3	4	—	—	—
	計画値	2	2	2	4	4	4
	計画比	100.0%	150.0%	200.0%	—	—	—

資料：障がい者支援課（平成27・28年度は3月実績、平成29年度は6月実績）

注：計画比＝「実績」÷「計画値」×100

○重度障がい児者入院時コミュニケーション支援事業

単位	進捗度	第4期計画（実績）			第5期計画（見込み）		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
時間分／年	実績	20	173	6	—	—	—
	計画値	315	315	315	315	315	315
	計画比	6.3%	54.9%	1.9%	—	—	—
人分／年	実績	1	3	2	—	—	—
	計画値	3	3	3	3	3	3
	計画比	33.3%	100.0%	66.7%	—	—	—

資料：障がい者支援課（平成27・28年度は3月までの実績、平成29年度は6月までの実績）

注：計画比＝「実績」÷「計画値」×100

⑦日常生活用具給付等事業

サービス名	サービスの概要
日常生活用具給付等事業	障がいのある人などに対し、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付または貸与を行います。

【利用実績】

各サービスとも利用が毎年度増減している状況です。

【サービスの見込み量】

これまでの利用実績を踏まえ、次のとおり見込みます。

項目	単位	進捗度	第4期計画（実績）			第5期計画（見込み）		
			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
介護訓練 支援用具	件／ 年	実績	0	5	1	—	—	—
		計画値	6	6	6	5	5	5
		計画比	0.0%	83.3%	16.7%	—	—	—
自立生活 支援用具	件／ 年	実績	16	12	6	—	—	—
		計画値	15	15	15	15	15	15
		計画比	106.7%	80.0%	40.0%	—	—	—
在宅療養 等支援用 具	件／ 年	実績	15	29	1	—	—	—
		計画値	10	10	10	10	10	10
		計画比	150.0%	290.0%	10.0%	—	—	—
情報・意 思疎通支 援用具	件／ 年	実績	5	6	5	—	—	—
		計画値	20	20	20	10	10	10
		計画比	25.0%	30.0%	25.0%	—	—	—
排泄管理 支援用具	件／ 年	実績	1,204	1,165	613	—	—	—
		計画値	1,200	1,220	1,240	1,200	1,200	1,200
		計画比	100.3%	95.5%	49.4%	—	—	—
住宅改修 費	件／ 年	実績	2	2	0	—	—	—
		計画値	1	1	1	2	2	2
		計画比	200.0%	200.0%	0.0%	—	—	—

資料：障がい者支援課（平成27・28年度は3月までの実績、平成29年度は6月までの実績）

注：計画比＝「実績」÷「計画値」×100

⑧手話奉仕員養成研修事業

サービス名	サービスの概要
手話奉仕員養成研修事業	手話による日常会話に必要な手話語彙（ごい）や手話表現技術の修得者を養成し、意思疎通に支援が必要な人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、支援します。

【利用実績】

手話奉仕員養成研修の修了者は増加傾向にあり、平成 28 年度以降は 15 人となっています。

【サービスの見込み量】

本市の手話奉仕員養成研修は手話教室「入門課程」を市単独で開催し、手話教室「基礎課程」を乙訓 2 市 1 町で共催しています。例年、手話教室「入門課程」の参加者に対して半数程度が養成研修を修了することから、手話教室「入門課程」の定員（40 人）の半数である 20 人を各年度見込みます。

単位	進捗度	第 4 期計画（実績）			第 5 期計画（見込み）		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
人	実績	12	15	15	—	—	—
	計画値	20	20	20	20	20	20
	計画比	60.0%	75.0%	75.0%	—	—	—

資料：障がい者支援課（平成 27・28 年度は 3 月までの実績、平成 29 年度は 6 月までの実績）

注：計画比＝「実績」÷「計画値」× 100

⑨移動支援事業

サービス名	サービスの概要
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人に対して、地域での自立生活や社会参加を促すため、外出のための支援を行います。

【利用実績】

利用人数・利用時間ともに、平成 28 年度に一度減少しているものの、平成 29 年度で再び増加しています。平成 29 年度では、利用人数は 90 人分／月、利用時間は 879 時間分／月となっています。

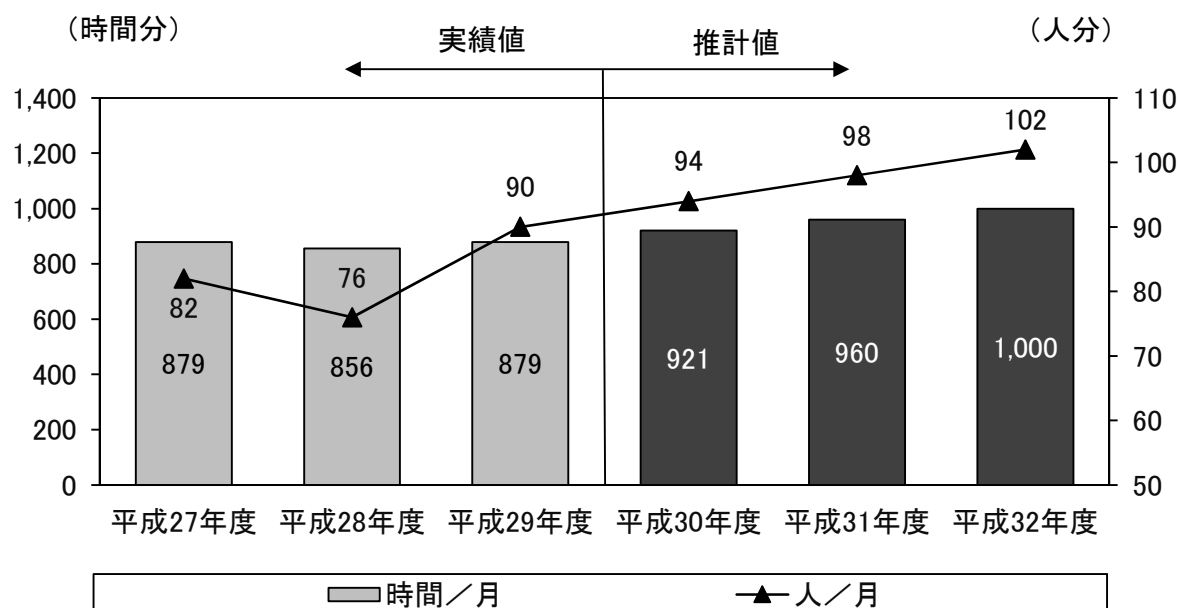
【サービスの見込み量】

これまでの実績やアンケート調査結果を踏まえ、平成 32 年度で 102 人分／月（1,000 時間分／月）を見込みます。

単位	進捗度	第 4 期計画（実績）			第 5 期計画（見込み）		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
時間分／月	実績	879	856	879	—	—	—
	計画値	940	970	990	921	960	1,000
	計画比	93.5%	88.2%	88.8%	—	—	—
人分／月	実績	81	76	90	—	—	—
	計画値	85	88	90	94	98	102
	計画比	96.5%	86.4%	100.0%	—	—	—

資料：障がい者支援課（平成 27・28 年度は3月実績、平成 29 年度は6月実績）

注：計画比＝「実績」÷「計画値」× 100



⑩地域活動支援センター

サービス名	サービスの概要
地域活動支援センター	障がいのある人などに創作的活動や生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進などの支援を行います。

【利用実績】

実施か所数は各年度で変化はなく、3か所となっています。利用人数は19人分／月程度で推移しており、計画値と比較すると、各年度において計画値を下回っている状況です。

【サービスの見込み量】

実施か所数については、これまでどおりの各年度3か所を見込みます。利用人数は、これまでの実績やアンケート調査結果を踏まえ、平成32年度で22人分／月を見込みます。

単位	進捗度	第4期計画（実績）			第5期計画（見込み）		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
か所	実績	3	3	3	—	—	—
	計画値	3	3	3	3	3	3
	計画比	100.0%	100.0%	100.0%	—	—	—
人分／月	実績	17	20	19	—	—	—
	計画値	23	23	23	20	21	22
	計画比	73.9%	87.0%	82.6%	—	—	—

資料：障がい者支援課（平成27・28年度は3月実績、平成29年度は6月実績）

注：計画比＝「実績」÷「計画値」×100

(2) 任意事業

①福祉ホーム事業

サービス名	サービスの概要
福祉ホーム事業	障がいのある人の地域生活を支援するため、低額な料金で、居室その他の設備を提供し、日常生活に必要な支援を行います。

【利用実績】

実施か所数・利用人数ともに計画値どおりとなっています。

【サービスの見込み量】

実施か所数・利用人数ともに、これまでの実績から、それぞれ2か所、4人分／月を各年度で見込みます。

単位	進捗度	第4期計画（実績）			第5期計画（見込み）		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
か所	実績	2	2	2	—	—	—
	計画値	2	2	2	2	2	2
	計画比	100.0%	100.0%	100.0%	—	—	—
人分／月	実績	4	4	4	—	—	—
	計画値	4	4	4	4	4	4
	計画比	100.0%	100.0%	100.0%	—	—	—

資料：障がい者支援課（平成27・28年度は3月実績、平成29年度は6月実績）

注：計画比＝「実績」÷「計画値」×100

②障がい者入浴サービス事業

サービス名	サービスの概要
障がい者入浴サービス事業	身体に障がいのある人の地域生活を支援するため、居宅を訪問し入浴サービスを提供します。

【利用実績】

各年度とも利用はありませんでした。

【サービスの見込み量】

アンケート調査結果を踏まえ、各年度で1人分／月（2回／月）を見込みます。

単位	進捗度	第4期計画（実績）			第5期計画（見込み）		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
回数／月	実績	0	0	0	—	—	—
	計画値	4	4	4	2	2	2
	計画比	0.0%	0.0%	0.0%	—	—	—
人分／月	実績	0	0	0	—	—	—
	計画値	2	2	2	1	1	1
	計画比	0.0%	0.0%	0.0%	—	—	—

資料：障がい者支援課（平成27・28年度は3月実績、平成29年度は6月実績）

注：計画比＝「実績」÷「計画値」×100

③日中一時支援事業

サービス名	サービスの概要
日中一時支援事業	障がいのある人を日常的に介護している家族の一時的な休息などを目的に、障がいのある人の日中における活動の場を提供します。

【利用実績】

利用時間については年々減少傾向にあり、各年度において計画値を下回っています。利用人数については、1人ずつ減少していますが、各年度において計画値を上回っています。

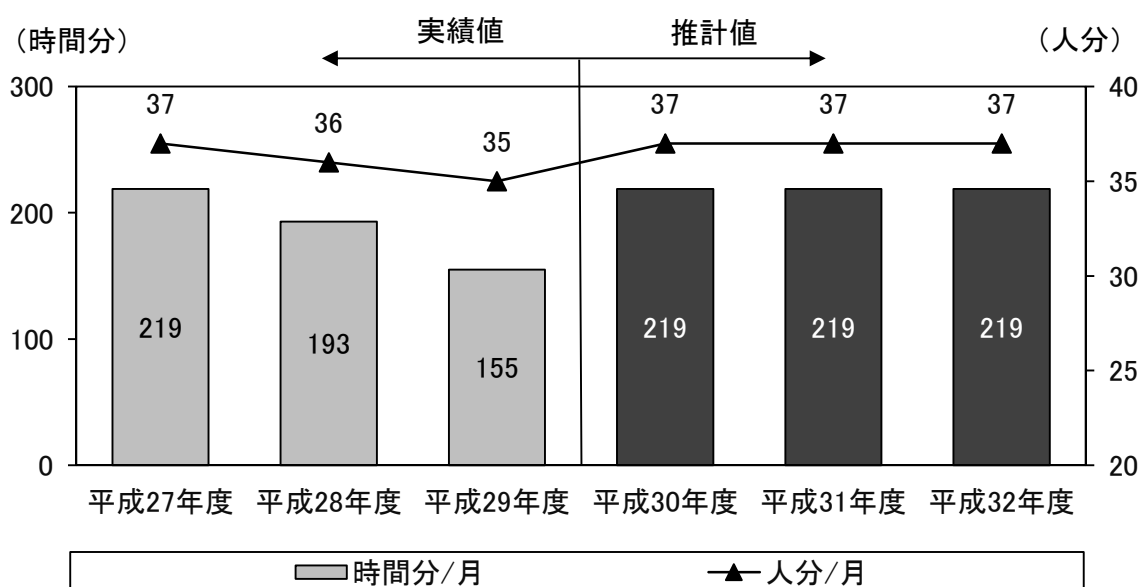
【サービスの見込み量】

これまでの利用実績やアンケート調査結果に基づく高い利用ニーズを踏まえ、各年度で37人分／月（219時間分／月）を見込みます。

単位	進捗度	第4期計画（実績）			第5期計画（見込み）		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
時間分／月	実績	219	193	155	—	—	—
	計画値	220	220	220	219	219	219
	計画比	99.5%	87.7%	70.5%	—	—	—
人分／月	実績	37	36	35	—	—	—
	計画値	32	32	32	37	37	37
	計画比	115.6%	112.5%	109.4%	—	—	—

資料：障がい者支援課（平成27・28年度は3月実績、平成29年度は6月実績）

注：計画比＝「実績」÷「計画値」×100



第4章 児童福祉法に基づくサービスについて

1. 提供体制の確保に係る目標

障がいのある児童の健やかな育成を図るため、本計画期間において必要な障がい児支援等の提供体制の確保に係る目標（成果目標）を、国の基本指針に基づくとともに、本市や乙訓圏域の実情を考慮し、次のとおり設定します。

（1）障がい児支援の提供体制の整備等

国の 基本指針	●児童発達支援センターの <u>設置</u> 【新項目】
	児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、平成32年度末までに児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上（単独での設置が困難な場合には圏域で）設置することを基本として設定。

平成32年度末の目標値

圏域での設置に向けた検討

児童発達支援センターは、児童発達支援事業を実施するとともに、専門機能を活かし、相談支援や保育所等訪問支援等の地域支援を合わせて行う中核的な療育支援施設です。

本市や乙訓圏域には児童発達支援センターはありませんが、乙訓圏域での設置に向けて、圏域の課題やセンターに求める機能等について、検討を進めていきます。

国の 基本指針	●保育所等訪問支援を利用できる体制の <u>構築</u> 【新項目】
	障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、平成32年度末までに保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本として設定。

平成32年度末の目標値

利用できる体制の継続

これまで、本市における保育所等訪問支援の利用はありませんが、乙訓圏域においては、サービス提供事業所が1か所設置されており、利用実績もあるため、ニーズの把握や関係機関との調整を進め、支援を必要とする児童にサービスを利用いただけるよう取り組んでいきます。

国の 基本指針	●主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保【新項目】 重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けられるように、平成 32 年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村（単独での確保が困難な場合には圏域）に少なくとも 1 か所以上確保することを基本として設定。
------------	--

平成 32 年度末の目標値	圏域での提供体制の継続
---------------	-------------

乙訓圏域にはすでに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所があり、重度の障がいのある児童や医療的ケアを必要とする児童が通所し、必要な支援を受けています。今後も支援を必要とする児童に、サービスが適切に提供されるよう取り組んでいきます。

国の 基本指針	●医療的ケア児支援のための協議の場の設置【新項目】 医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、平成 30 年度末までに、各市町村（単独での設置が困難な場合には圏域）において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本として設定。
------------	--

平成 30 年度末の目標値	圏域での協議の継続
---------------	-----------

これまで乙訓圏域では、医療的ケアを必要とする児童の支援について、行政や関係機関で連携を図り、協議を行ってきました。今後も圏域として、関係機関との連携を図っていきます。

2. サービス見込み量と確保の方策

(1) 障害児通所支援・障害児相談支援

■障害児通所支援・障害児相談支援の概要

サービス名	サービスの概要
①児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。
②医療型児童発達支援	上下肢または体幹の機能に障がいのある児童に、児童発達支援に加え、治療を行います。
③放課後等 デイサービス	放課後や学校休業中において、生活能力向上の訓練や創作活動などを行います。
④保育所等訪問支援	保育所などに通う障がいのある児童が、集団生活に適應できるよう支援します。
⑤居宅訪問型 児童発達支援	重症心身障がい児などの重度の障がいがあり、障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な児童に、居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与などを行います。
⑥障害児相談支援	障害児支援利用計画の作成などにより、適切なサービス利用や課題の解決を支援します。

■見込み量確保のための方策

障がいのある児童の健やかな育成と発達支援を図るため、子ども・子育て支援事業計画との調和を保ち、関係機関と連携して支援体制の構築に努めていきます。

支援を必要とする児童の家族に対する情報提供や関係機関との連携に努め、早期療育につながるよう支援します。

障がいのある児童が、発達の段階や障がいの状態など個々の状況に応じた支援が受けられるよう、サービス提供事業所や相談支援事業所などの関係機関との連携会議を開催して情報共有を図り、適切なサービス提供に努めます。

障害児相談支援については、安定的な事業運営となるよう、国や京都府に対して報酬の見直しを求めています。また、事業所指定基準や運営方法等についての情報提供に努め、体制整備の促進を図ります。

①児童発達支援

【利用実績】

利用人数・利用日数ともに、平成 27 年度から 28 年度にかけて増加しており、平成 29 年度では 48 人分／月（163 人日分／月）となっています。

計画値と比較すると、利用人数は各年度において計画値を上回っています。利用日数については、平成 27 年度は計画値を下回っていましたが、平成 28 年度以降は計画値を上回っています。

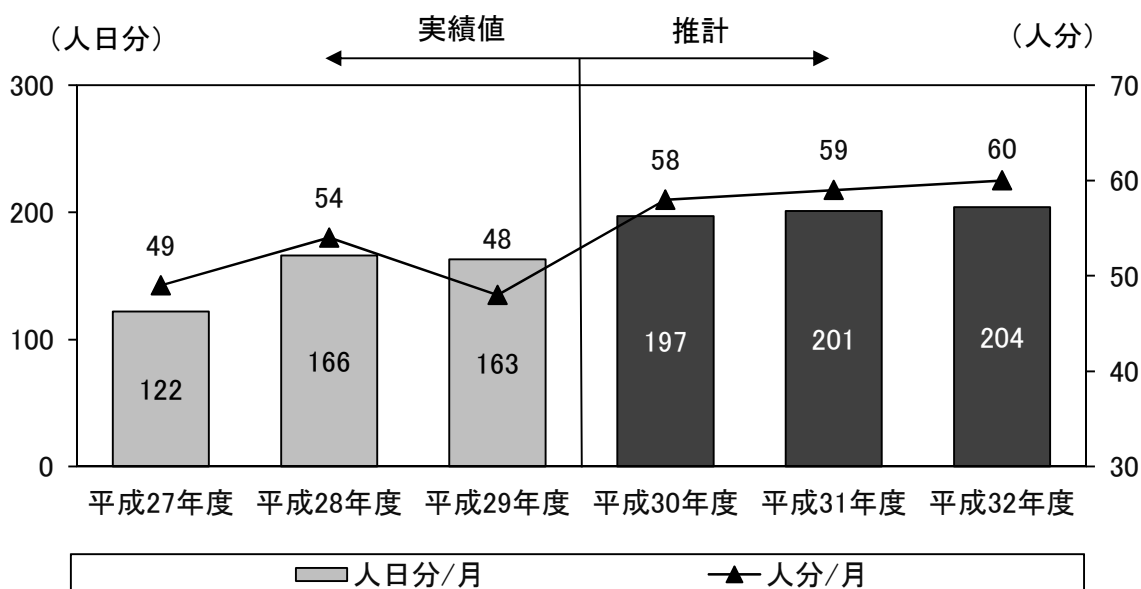
【サービスの見込み量】

これまでの実績やアンケート調査結果、未就学児人口の推移を踏まえ、平成 32 年度で 60 人分／月（204 人日分／月）を見込みます。

単位	進捗度	第 4 期障がい福祉計画（実績）			第 1 期障がい児計画（見込み）		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
人日分／月	実績	122	166	163	—	—	—
	計画値	140	140	140	197	201	204
	計画比	87.1%	118.6%	116.4%	—	—	—
人分／月	実績	49	54	48	—	—	—
	計画値	40	40	40	58	59	60
	計画比	122.5%	135.0%	120.0%	—	—	—

資料：障がい者支援課（平成 27・28 年度は 3 月実績、平成 29 年度は 6 月実績）

注：計画比＝「実績」÷「計画値」× 100



②医療型児童発達支援

【利用実績】

利用人数については、平成 28 年度に増加し、平成 29 年度で 2 人分／月となっています。

計画値と比較すると、利用人数については、平成 27 年度は計画値どおりでしたが、平成 28 年度以降は計画値を上回っています。利用日数については、各年度において計画値を大きく上回っています。

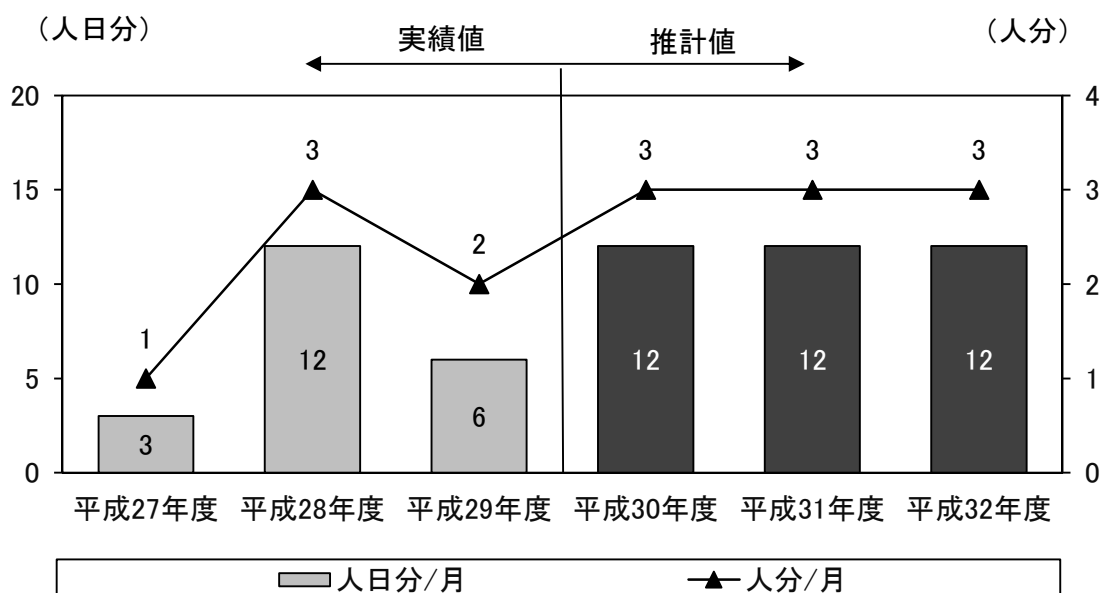
【サービスの見込み量】

これまでの実績やアンケート調査結果を踏まえ、平成 32 年度で 3 人分／月（12 人日分／月）を見込みます。

単位	進捗度	第 4 期障がい福祉計画（実績）			第 1 期障がい児計画（見込み）		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
人日分／月	実績	3	12	6	—	—	—
	計画値	1	1	1	12	12	12
	計画比	300.0%	1200.0%	600.0%	—	—	—
人分／月	実績	1	3	2	—	—	—
	計画値	1	1	1	3	3	3
	計画比	100.0%	300.0%	200.0%	—	—	—

資料：障がい者支援課（平成 27・28 年度は 3 月実績、平成 29 年度は 6 月実績）

注：計画比＝「実績」÷「計画値」× 100



③放課後等デイサービス

【利用実績】

利用人数・利用日数ともに年々増加傾向にあり、平成 29 年度時点では 96 人分／月（680 人日分／月）となっています。

計画値と比較すると、利用日数・利用人数ともに計画値を大きく上回っています。

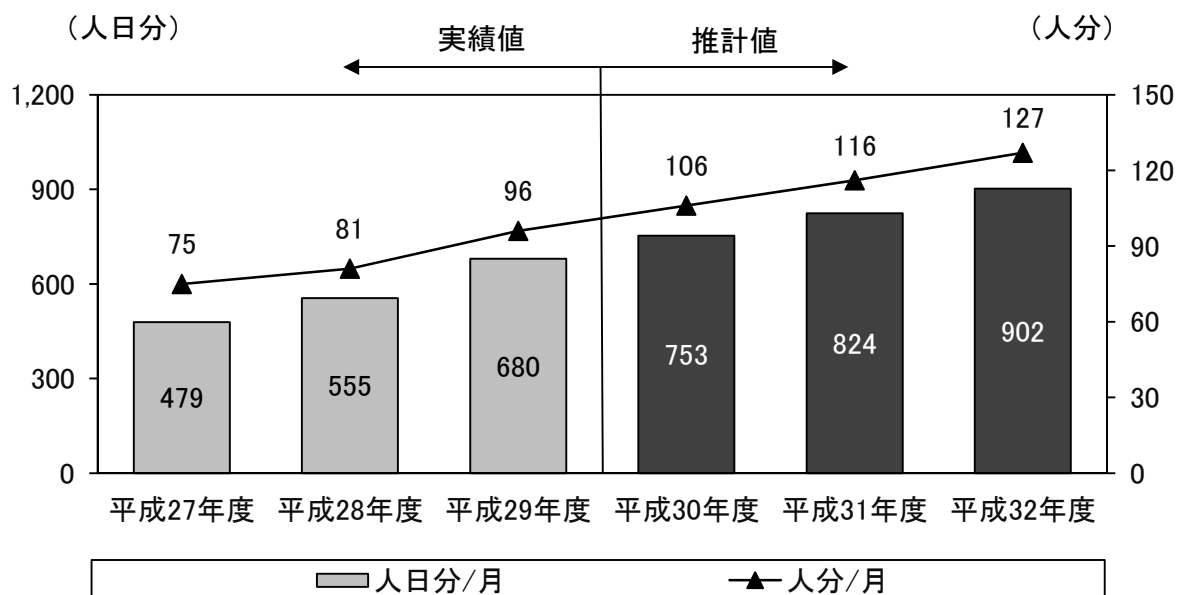
【サービスの見込み量】

これまでの実績やアンケート調査結果を踏まえ、平成 32 年度で 127 人分／月（902 人日分／月）を見込みます。

単位	進捗度	第4期障がい福祉計画（実績）			第1期障がい児計画（見込み）		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
人日分 ／月	実績	479	555	680	—	—	—
	計画値	300	310	320	753	824	902
	計画比	159.7%	179.0%	212.5%	—	—	—
人分 ／月	実績	75	81	96	—	—	—
	計画値	60	62	64	106	116	127
	計画比	125.0%	130.6%	150.0%	—	—	—

資料：障がい者支援課（平成 27・28 年度は3月実績、平成 29 年度は6月実績）

注：計画比＝「実績」÷「計画値」× 100



④保育所等訪問支援

【利用実績及びサービスの見込み量】

第４期計画期間中では保育所等訪問支援の利用はありませんでしたが、各年度で１人分／月（２人日分／月）を見込みます。

単位	進捗度	第４期障がい福祉計画（実績）			第１期障がい児計画（見込み）		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
人日分 ／月	実績	0	0	0	—	—	—
	計画値	1	1	1	2	2	2
	計画比	0.0%	0.0%	0.0%	—	—	—
人分 ／月	実績	0	0	0	—	—	—
	計画値	1	1	1	1	1	1
	計画比	0.0%	0.0%	0.0%	—	—	—

資料：障がい者支援課（平成 27・28 年度は３月実績、平成 29 年度は６月実績）

注：計画比＝「実績」÷「計画値」× 100

⑤居宅訪問型児童発達支援

【利用実績及びサービスの見込み量】

居宅訪問型児童発達支援は平成 30 年度からの新たなサービスであるため、第４期計画期間中の実績はありませんが、各年度で１人分／月（５人日分／月）を見込みます。

単位	進捗度	第４期障がい福祉計画（実績）			第１期障がい児計画（見込み）		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
人日分 ／月	実績	—	—	—	—	—	—
	計画値	—	—	—	5	5	5
	計画比	—	—	—	—	—	—
人分 ／月	実績	—	—	—	—	—	—
	計画値	—	—	—	1	1	1
	計画比	—	—	—	—	—	—

⑥障害児相談支援

【利用実績】

年間の総実利用者数を「12（か月）」で除した実利用数を利用実績としており、利用人数は年々増加傾向にあります。

計画値と比較すると、各年度において計画値を上回っています。

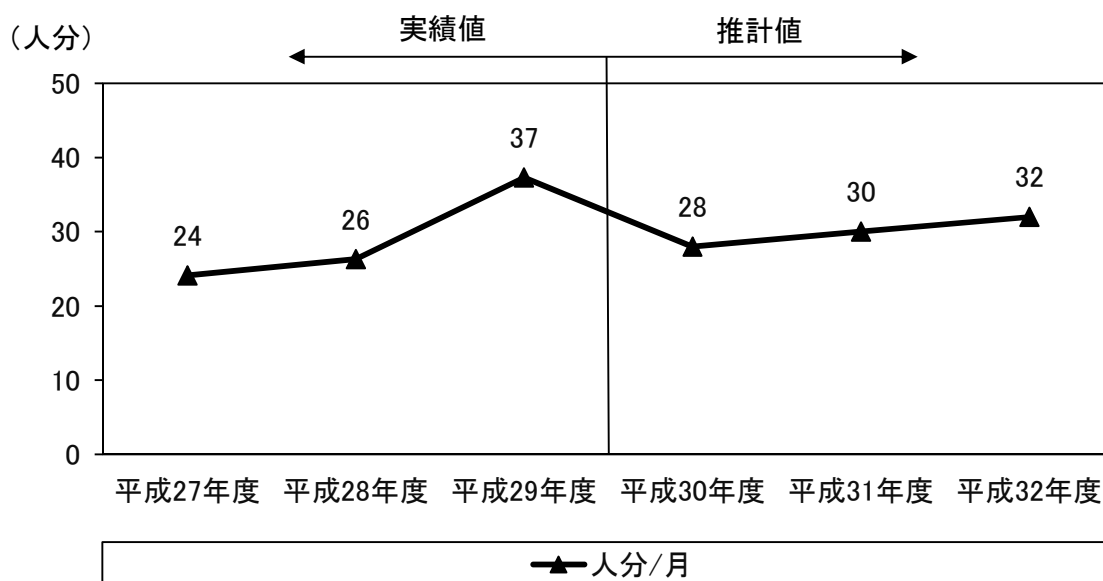
【サービスの見込み量】

これまでの実績やアンケート調査結果から、新規利用者や更新者の人数を勘案し、平成 32 年度で 32 人分／月を見込みます。

単位	進捗度	第4期障がい福祉計画（実績）			第1期障がい児計画（見込み）		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
人分／月	実績	24	26	37	—	—	—
	計画値	20	20	20	28	30	32
	計画比	120.0%	130.0%	185.0%	—	—	—

資料：障がい者支援課（平成 27・28 年度は3月までの実績、平成 29 年度は6月までの実績）

注：計画比＝「実績」÷「計画値」×100



(2)「子ども・子育て支援等」の定量的な目標、医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

国の基本指針では、障がいの有無にかかわらず児童がともに成長できるよう、地域社会への参加・包容（インクルーシブ）を推進するため、都道府県及び市町村において障がいのある児童の子ども・子育て支援等の利用ニーズの把握及びその提供体制の整備を行うものとされています。

本市においては、これまでから、保育所や放課後児童健全育成事業（留守家庭児童会）等の子ども・子育て支援等における障がいのある児童の利用ニーズの把握に取り組み、利用を希望する児童が必要なサービスを利用できるよう努めてきました。今後も引き続き、希望に沿った利用ができるよう受け入れ体制の整備に努めます。

医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターは、国の基本指針において、医療的ケア児が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、協議の場に参画し、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進する役割を担うとされています。

コーディネーターの配置については、京都府で実施される養成研修の内容や他の自治体における事例等を踏まえ、本市や乙訓圏域においてコーディネーターの担う役割や関連機関との連携方法等を明確にしたうえで、将来的な配置について検討を行います。

第5章 計画の推進

本計画の推進にあたり、次の点に留意して、計画の着実な推進を目指します。

1. 連携体制の充実・理解の促進

障がいのある人やその家族の生活を支えていくためには、保健・医療・福祉・教育・雇用など多様な分野の連携が不可欠であり、庁内関係各課との連携体制の充実を図ります。

障害福祉サービス等の確保にあたっては、乙訓2市1町や京都府が連携し、協力して取り組んでいくことが重要であり、連携や協力体制の充実に努めます。

また、圏域の課題を共有と解決に向け、乙訓圏域障がい者自立支援協議会や基幹相談支援センター、相談支援事業所、サービス提供事業所等の関係機関との連携を推進するとともに、個別の関係者会議等を通じて、連携体制の充実を図ります。

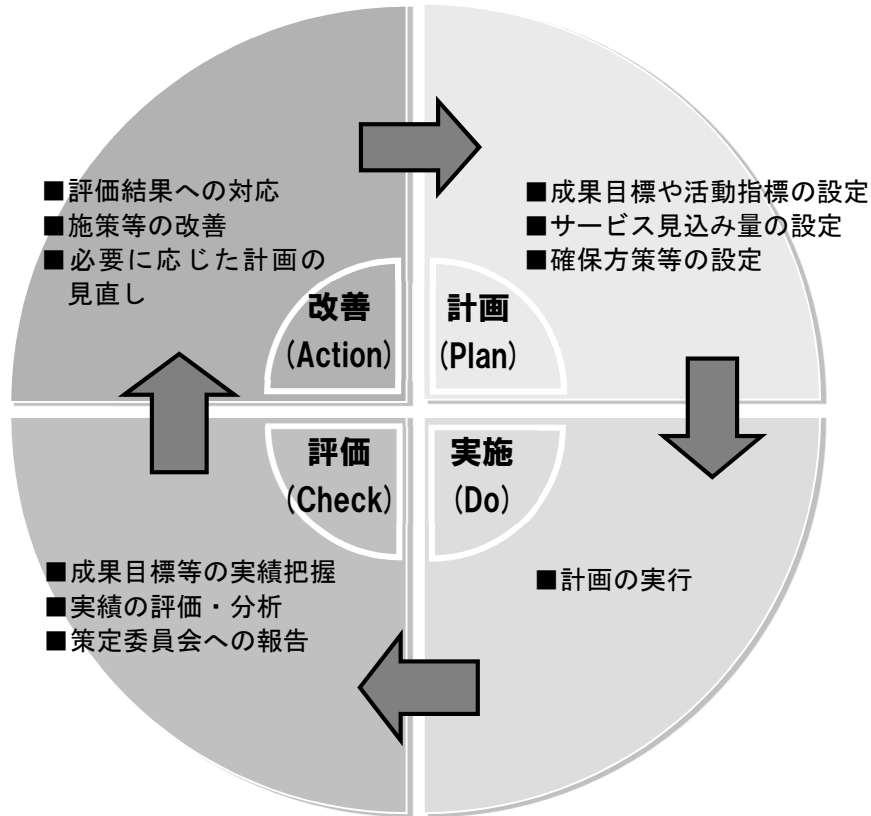
障がいのある人もない人も地域の一員として、いきいきと共に暮らせるまちづくりを進めていくには、相互の理解を更に深めていくことが重要です。そのため、様々な機会を通じて広報や周知を行うとともに、啓発活動を実施する団体を今後も支援し、計画の推進を図ります。

2. 計画の進捗管理と評価

本計画をより実効性のあるものにするため、本計画では、PDCAサイクルに沿って事業を実施します。各事業の進捗状況や成果目標の達成状況については、年に1回以上、実績を把握するとともに、向日市障害者計画策定委員会において障がい者施策や関連施策の動向も踏まえた分析と評価を行い、必要がある場合には、計画の変更や事業の見直し等を行います。

○●PDCAサイクル●○

PDCAサイクルとは、さまざまな分野・領域における品質改善や業務改善などに広く利用されているマネジメント手法であり、PDCAとは「Plan（計画）」「Do（実行）」「Check（評価）」「Action（改善）」のそれぞれの頭文字を示しています。業務の遂行にあたり、計画を立て、それを実行し、結果を評価した後、改善して次のステップへとつなげていく過程が、計画の質を高めていくうえで重要となります。



3. 国や京都府への働きかけ

本計画を推進するために、法制度の改正や整備、広域的な事業の実施が効果的であると判断したもののについては、国や府に必要な対策や支援などの要望を行っていきます。

また、厳しい財源状況にある中、事業の実施や体制の整備を適正に行うために必要な財源については、国や府にも一定の負担が求められます。今後も引き続き、確実な財源措置が行われるよう、国や府に対して必要な要望を行っていきます。

資料編

1. 向日市障がい者計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 障がい者の総合的な福祉施策を計画的に推進し、障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項の規定に基づく障害者計画を策定するため、向日市障害者計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 障害者計画の策定に関すること。
- (2) 障害者計画の推進に関すること。
- (3) その他障害者計画に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、20人以内の委員をもつて組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 行政関係者
- (4) その他市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。

(意見の聴取)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会の会議に出席させ、説明させ又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、障がい者支援課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮つて定める。

附 則

この要綱は、平成 8 年 7 月 16 日から施行する。

附 則(平成 16 年 6 月 30 日告示第 48 号)

この告示は、平成 16 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 3 月 31 日告示第 24 号)

この告示は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 3 月 31 日告示第 36 号)

この告示は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 9 月 5 日告示第 86 号)

この告示は、平成 23 年 9 月 5 日から施行する。

附 則(平成 24 年 3 月 30 日告示第 33 号)

この告示は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

2. 向日市障がい者計画策定委員名簿（敬称略）

◎委員長 ○副委員長

氏 名	所属名・職名
◎ 拾 井 雅 人	神戸医療福祉大学教授
○ 加 藤 博 文	乙訓医師会
宮 本 義 信	乙訓歯科医師会
山 本 啓 子	向日市身体障害者協会・会長
因 幡 ふえみ	乙訓の障害者福祉を進める連絡会
稲 葉 伊佐子	乙訓やよい会
石 井 恵	乙訓の障害者福祉を進める連絡会
森 井 詳 太	乙訓ひまわり園 センター長
栗 森 雄 児	乙訓障害者支援事業所連絡協議会
植 田 進	向日市社会福祉協議会・会長
宮 川 生 子	向日市民生児童委員連絡協議会
山 口 卓 哉	市民公募委員
山 本 明	京都府乙訓保健所福祉室・室長
堀 川 文 範	京都府立向日が丘支援学校・高等部
能 塚 隆 裕	乙訓圏域障害者総合相談支援センター・相談支援専門職員
桶 谷 美 幸	向日市教育部・指導主事
水 上 信 之	向日市健康福祉部・部長

任期：平成 29 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日

3. 策定経過

期日等	内 容
平成 29 年 1 月 23 日～2月 10 日 アンケート調査	市内に住む身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している人を対象に、生活状況や考え、ニーズ等を把握するためのアンケート調査を実施
平成 29 年 7 月 28 日 第 1 回障害者計画策定委員会	(1) 計画の概要 (2) 計画策定の手順・スケジュール (3) 向日市の現状及びアンケート調査報告 (4) 計画の骨子 (5) その他
平成 29 年 8 月 25 日～9月 8 日 事業所調査	障害福祉サービスを提供している事業者に対して、市民へのサービス提供状況や今後のサービス展開への意向等を把握するため、アンケート調査を実施
平成 29 年 9 月 12 日～14 日、22 日 障がい児者団体へのヒアリング調査	障がい者施策に関係する障がい児者団体に対して、障害福祉サービスのニーズや生活実態を把握するため、事前にアンケート調査を実施し、その結果をもとに、団体ごとにヒアリング調査を実施
平成 29 年 11 月 22 日 第 2 回障害者計画策定委員会	(1) アンケート調査結果等について (2) 基本理念、障害者総合支援法に基づくサービス等について (3) 児童福祉法に基づくサービスについて
平成 30 年 1 月 10 日～2月 8 日 パブリックコメント	計画について市民から広く意見を募集するため、パブリックコメントを実施
平成 30 年 2 月 20 日	(1) パブリックコメントの結果について (2) 第 5 期向日市障がい福祉計画・第 1 期向日市障がい児福祉計画最終案について (3) 第 3 次向日市障がい者計画進捗状況について (4) 第 4 期向日市障がい福祉計画進捗状況について

4. 各種サービス内容及び乙訓圏域における施設数

(1) 障害福祉サービス内容及び施設数

サービス名		内容	乙訓圏域の施設数	
			向日市	向日市以外
訪問系サービス	居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で入浴・排泄・食事などの介護や調理・洗濯などの家事を行います。	13	22
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者や重度の知的障がい、精神障がいのある人で、常に介護が必要な人に、自宅や入院中の医療機関で入浴・排泄・食事などの介護から外出時の介護までを総合的にを行います。	11	17
	同行援護	視覚障がいにより移動に著しい困難を有する人に、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排泄や食事等の介護、その他外出する際に必要な援助を行います。	3	5
	行動援護	知的障がいや精神障がいにより行動する際に困難が伴い、常に介護を必要とする障がい児者に対して、行動する時の危険を回避するための援助や外出時の介護を行います。	4	10
	重度障害者等 包括支援	常に介護が必要な障がいのある人の中で、四肢麻痺などのため介護の必要性が非常に高いと認められた人に対し、居宅介護や生活介護、行動援護、共同生活援助などのサービスを包括的に提供します。	0	0
日中活動系サービス	生活介護	常に介護が必要な障がいのある人に対して、昼間に障害者支援施設等で入浴・排泄・食事などの介護や創作的活動、生産活動の機会を提供します。	2	7 ※基準該当施設含む
	自立訓練 (機能訓練)	身体に障がいのある人に対し、地域生活を営むことができるよう、有期限の支援計画に基づき、身体的リハビリテーション、日常生活に係る訓練などの支援を行います。	0	0

サービス名		内容	乙訓圏域の施設数	
			向日市	向日市以外
日中活動系サービス	自立訓練 (生活訓練)	知的障がいや精神障がいのある人に対し、地域生活を営むことができるよう、有期限の支援計画に基づき、日常生活能力の向上を図り、サービス提供事業者との連絡調整を行うなどの支援を行います。	0	3
	就労移行支援	一般企業の雇用に向けた移行支援で、就労に必要な知識・能力の向上を図るための訓練や、職場実習などの訓練を行います。	0	2
	就労継続支援 A型	事業者と雇用契約を結び、就労機会の提供、知識や能力の向上のために必要な訓練などを行います。	2	2
	就労継続支援 B型	雇用契約を結ばず、一定の賃金水準に基づく就労機会の提供、就労に必要な知識・能力の向上を図る訓練を行います。	5	7
	就労定着支援	就労移行支援などを利用して一般就労へ移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう支援します。	新規サービス (平成 30 年度開始)	
	療養介護	医療を必要とする障がい者で常に介護が必要な人に対して、昼間に病院で機能訓練、療養上の管理、看護、介護などを行います。	0	0
	短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴・排泄・食事の介護などを行います。	1	6
居住系サービス	自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障がいや精神障がいのある人に、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、一人暮らしに必要な生活力等を補う支援を行います。	新規サービス (平成 30 年度開始)	
	共同生活援助 (グループホーム)	障がいのある人が共同生活をしている住居において、主に夜間に相談、入浴、排泄、食事の介護等の日常生活上の援助を行います。	3	19
	施設入所支援	施設に入所している人に、主に夜間に入浴、排泄、食事の介護、生活に関する相談等、日常生活上の支援を行います。	0	1

※サテライト型等を含む

サービス名		内容	乙訓圏域の施設数	
			向日市	向日市以外
相談支援	計画相談支援	障害福祉サービスを利用する人の心身の状況や環境、サービス利用の意向などを踏まえ、最も適切なサービスの組み合わせを検討し、サービス等利用計画を作成します。	3	10
	地域移行支援	病院や施設から地域生活に移行する人を対象に、住居の確保などの活動を支援します。	1	4
	地域定着支援	地域生活に移行した人が安定した生活を送れるよう、緊急事態の相談などに対応します。	1	3

(2) 地域生活支援事業の内容

サービス名		内容
必須事業	理解促進研修・啓発事業	障がいのある人が日常生活や社会生活を営むうえで生じる「社会的障壁」を除去するため、障がいのある人への理解を深めるための研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化する事業です。
	自発的活動支援事業	障がいのある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障がいのある人やその家族、地域住民などによる地域における自発的な取組を支援する事業です。
	相談支援事業	障がいのある人やその家族等からの相談に応じるとともに、必要な情報の提供等を行ったり、権利擁護のために必要な援助を行います。
	成年後見制度利用支援事業	障害福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がいや精神障がいのある人に対して、成年後見制度の利用を支援します。
	成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。
	意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人などに、手話通訳等の方法により、障がいのある人などその他の人の意思疎通を仲介する手話通訳者などの派遣等を行います。
	日常生活用具給付等事業	障がいのある人などに対し、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付または貸与を行います。
	手話奉仕員養成研修事業	手話による日常会話に必要な手話語彙（ごい）や手話表現技術の修得者を養成し、意思疎通に支援が必要な人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、支援します。

サービス名		内容
必須事業	移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人に対して、地域での自立生活や社会参加を促すため、外出のための支援を行います。
	地域活動支援センター	障がいのある人などに創作的活動や生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進などの支援を行います。
任意事業	福祉ホーム事業	障がいのある人の地域生活を支援するため、低額な料金で、居室その他の設備を提供し、日常生活に必要な支援を行います。
	障がい者入浴サービス事業	身体に障がいのある人の地域生活を支援するため、居宅を訪問し入浴サービスを提供します。
	日中一時支援	障がいのある人を日常的に介護している家族の一時的な休息などを目的に、障がいのある人の日中における活動の場を提供します。

(3) 障がい児支援サービスの内容及び施設数

サービス名	内容	乙訓圏域の施設数	
		向日市	向日市以外
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。	3	2
医療型児童発達支援	上下肢または体幹の機能に障がいのある児童に、児童発達支援に加え、治療を行います。	0	0
放課後等デイサービス	放課後や学校休業中において、生活能力向上の訓練や創作活動などを行います。	4	6
保育所等訪問支援	保育所などに通う障がいのある児童が、集団生活に適応できるよう支援します。	0	1
居宅訪問型児童発達支援	重症心身障がい児などの重度の障がいがあり、障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な児童に、居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与などを行います。	新規サービス (平成 30 年度開始)	
障害児相談支援	障害児支援利用計画の作成などにより、適切なサービス利用や課題の解決を支援します。	3	5

※施設数は WAMNET(平成 29 年 12 月時点)及び障害児通所支援事業所・障害児入所施設等の一覧
(京都府障害者支援課・平成 30 年 1 月 4 日現在)を参照

第5期向日市障がい福祉計画・
第1期向日市障がい児福祉計画

平成30年3月発行

編集・発行：向日市健康福祉部障がい者支援課
〒617-8665 京都府向日市寺戸町中野20番地

TEL：075-931-1111（代表）

FAX：075-932-0800

平成29年度 第3次向日市障がい者計画進捗状況

(資料3)

施策体系							進捗状況		
基本目標	基本目標	基本施策	基本施策	施策項目	施策項目	具体的施策	平成29年度 取組の内容	評価	評価の理由
1	共生社会の実現に向けた条件整備	(1)	人権尊重、差別の禁止、合理的配慮の広報・啓発活動の推進	①	障がいの理解を深める啓発の推進	障がいに対する正しい理解と認識を深めるため、「広報むこう」や市ホームページ、啓発リーフレット、講座の開催などさまざまな場面で、障がいのある人に対する理解の促進を図ります。	ノーマライゼーション意識の普及と障がい者理解を図るため、「広報むこう」やホームページで障害者週間や軽・中等度難聴児支援事業、ヘルプマーク等の周知徹底に努めた。 「障害者差別解消法」をテーマに人権研修会を実施した。 障がい者の日実行委員会「啓発部会」において、障がいへの理解と認識の推進を図るために啓発物品を作成し、市内の小中学生に配布する。	達成	障がいに対する正しい理解の促進を図ることができたため。
						向日市障がい者の日実行委員会を支援するとともに、京都府や障がい者団体が行う啓発活動に協力し、障がいへの理解が深まるよう広報・啓発を図ります。	向日市障がい者の日実行委員会に補助金を交付するとともに、事務局として運営に携わり、「スポーツのつどい」や「あそびの広場」の開催と啓発活動を実施した。 京都府と向日市身体障害者協会が実施した障害者週間の街頭啓発を支援した。	達成	「スポーツのつどい」などの事業が障がいへの理解を広める機会となっており、参加者も増えてきているため。 【スポーツのつどい競技参加申込者数】 96人(28年度)→ 131人(29年度)
				②	障がいのある人の利益を守る各種制度の活用	向日市社会福祉協議会と連携し、成年後見制度や福祉サービス利用援助事業、相談支援事業の周知に努め、制度の利用を促進します。	障がいのある人の成年後見制度の利用や権利擁護についての相談に対して、向日市社協で実施する福祉サービス利用援助事業や相談支援事業等を案内するなどして、制度の利用促進を図った。	達成	成年後見制度利用支援事業の相談や利用者が増えてきているため。 【成年後見制度利用支援事業利用者】 3名(28年度)→ 3名(29年度)
				③	障がいのある人への虐待防止の推進	乙訓障がい者虐待防止センターとの連携を図り、虐待防止の啓発に努めるとともに、障がいのある人や養護者への相談、助言等を行います。	乙訓障がい者虐待防止センターと連携し、通報の受理や安否確認、訪問調査、当事者や養護者への支援を行った。 また、虐待を防止するための研修を通じて、啓発を行った。	達成	虐待事案への対応や虐待を未然に防ぐための研修等の実施により、虐待防止の推進が図れているため。

施策体系							進捗状況		
基本目標	基本目標	基本施策	基本施策	施策項目	施策項目	具体的施策	平成29年度 取組の内容	評価	評価の理由
1	共生社会の実現に向けた条件整備	(1)	人権尊重、差別の禁止、合理的配慮の広報・啓発活動の推進	④	学校教育における相互理解の促進と福祉教育の推進	学校は、子ども、保護者、地域の方に、特別支援教育への理解、障がいの有無に関わらず共に暮らすことへの理解を促進するために、各校の授業や交流の集いなどの取組の充実を図ります。	各小学校において、校区単位で、特別支援学校、特別支援学級在籍児童生徒と通常の学級在籍児童生徒との交流行事「交流のつどい」を夏と冬に年3日間程度実施した。小学校において、校区在住の特別支援学校在籍児童と交流会を実施した。 (向日が丘支援学校との交流及び共同学習)	達成	「交流のつどい」は、継続して実施しているが、児童生徒は、一緒に遊ぶことが中心となっており、特別支援教育への理解、障がいの有無に関わらず共に暮らすことへの理解について促進が図れるように、取組の質的改善をしていきたい。
						学校は、児童生徒が、共生社会の形成に向け、経験を広め、社会性を高め、豊かな人間性を深める学習活動として、障がいのある人・高齢者等との交流や福祉施設での体験活動等を充実します。	中学2年生の職場体験活動として、福祉施設での介護等を体験した。(希望生徒のみ) 小中学校の福祉教育の一環として、視覚障がい者、聴覚障がい者等のお話を聞く、点字、アイマスク体験等の活動や盲導犬等の学習を実施した。また、認知症サポーター養成講座の実施など、福祉施設との交流を図った。	達成	中学校2年生では、希望生徒が体験を実施できた。アイマスク体験等は小学校・中学校の週に1時間の特別活動の中で行っている。福祉施設との交流については乙訓ひまわり園等との交流を実施。認知症サポーター養成講座を基に総合的な学習時間の中で、地域への発信をするなど取組の内容充実が図れたため。
				⑤	差別解消に向けた取組の推進	市内の企業や団体等に対し、「障害者差別解消法」に基づき、合理的配慮の提供が推進されるよう、周知に努めます。	12月の障害者週間に合わせて、障害者差別解消法で規定する不当な差別的取扱の禁止や合理的配慮の提供の義務化に関する内容を広報むこうに掲載した。	一部達成	民間事業者における差別的取扱の禁止や合理的配慮の提供等について、広報に掲載したことで、一定の周知が図れたため。
						市職員等が障がいのある人に対して、市職員対応要領に基づく適切な対応ができるよう、研修等を実施するとともに、市主催のイベント開催等に、手話通訳や要約筆記などの障がいの特性に配慮した対応を推進します。	対応要領に基づき、障がいの特性に配慮した対応を実施した。とりわけ、講演会や式典等の事業実施時には手話通訳や要約筆記の提供、優先席の設置等を行った。 また、障がいに配慮した対応を推進するための職員研修を実施した。	達成	筆談での対応や車いすの方が参加できる会場の設定など、障がいの特性に配慮した取組を進めることができているため。
						「向日市手話言語条例」に基づき、職員等に対する手話への理解や普及に努めます。	手話に関する基礎的知識・技法を習得するため、市職員を対象に手話研修を実施した。 各課の手話リーダーを中心に、日常会話や窓口対応で必要となる手話の習得に努めた。	達成	研修や各課の取組を通して、職員一人一人の意識や技法が向上し、多くの職員が手話であいさつができるようになっているため。

平成29年度 第3次向日市障がい者計画進捗状況

(資料3)

施策体系							進捗状況		
基本目標	基本目標	基本施策	基本施策	施策項目	施策項目	具体的施策	平成29年度 取組の内容	評価	評価の理由
1	共生社会の実現に向けた条件整備	(2)	スポーツ・文化・学習活動の促進	①	スポーツ・レクリエーションの機会の拡充	向日市障がい者の日実行委員会が開催する「スポーツのつどい」や、京都府が実施する各種スポーツ大会を支援し、障がいのある人もない人も共に身体を動かし、楽しみながらスポーツの振興と地域の交流を図ります。	向日市障がい者の日実行委員会事務局として「スポーツのつどい」を開催した。 京都府が主催する、障害者ふれあい広場「スポーツ・レクリエーション」や「乙訓障害者スポーツ・レクリエーション広場(年4回)」の参加・協力を行った。	達成	いずれの事業も、障がいのある人もない人も一緒に参加して、楽しめる内容であり、スポーツの振興と交流を図る機会となっているため。
				②	学習環境の整備	大活字本など図書館資料の充実と、公民館講座において、手話通訳や要約筆記などの障がいのある人に配慮したサービスの提供に努めます。	大活字本や聴覚障がい関連資料の収集を行った。 手話関係図書「ふれあい深める手話コーナー」を新しく設置し、図書館HPから検索できるようにした。 講座等において支援が必要な人に、個別の対応や支援(手話通訳等)を行った。	達成	大活字本や聴覚障がい関連資料、手話の図書の利用が増えているため。
				③	障がいのある人の活動の支援	地域の方々をはじめ、学校や企業、自治会、町内会や向日市社会福祉協議会などと協力・連携し、ボランティア活動や各種地域活動などに、障がいのある人もない人も共に参加し、交流できる活動・場づくりの促進に努めます。	向日市障がい者の日実行委員会では市社会福祉協議会や地域の団体等も参画して障がいのある人もない人も共に参加できる事業を実施した。 社会福祉協議会が実施しているボランティア団体への活動支援等に対して支援を行った。	一部 達成	向日市障がい者の日実行委員会の事業が障がいの有無に関わらず誰でも参加できる機会となっているため。
2	住み慣れた地域における自立と社会参加の促進	(1)	障がいのある子どもへの支援体制の強化	①	療育支援体制、相談体制の充実	育児相談、各種教室、家庭訪問等を通して日常生活の中での関わり方や環境整備などについて保護者に寄り添った支援を行います。	乳幼児健診後のフォロー事業や発達相談、ことばの相談等専門職による個別相談を実施した。 育児相談では必要に応じて家庭訪問を実施するなど、日常生活の相談に対してアドバイスをを行っている。 その他、療育機関や相談支援事業所と連携して、保護者からの相談等に対応した。	達成	発達相談等の回数を増やして対応しており、関係機関と連携して専門的な助言等を行なっているため。
						心身障がいや発達に課題のある乳幼児など、療育が必要な子どもに必要な支援が行き届くよう、療育機関との連携強化を図ります。	個別ケアマネジメント会議や事例検討会等を通じて関係機関と情報共有を図り、児童の心身の状況に応じて、適切な児童発達支援等の支給決定を行った。 療育機関が集団で過ごす児童の様子を観察するなど、保育所と療育機関の連携を図った。 委託事業として、向日市社協で療育事業(絵本の読み聞かせ)を実施した。	達成	療育が必要な乳幼児が早期に療育を開始できるよう、関係者間で情報共有を進め、適切な支援を提供するための連携が図れているため。

平成29年度 第3次向日市障がい者計画進捗状況

(資料3)

施策体系							進捗状況		
基本目標	基本目標	基本施策	基本施策	施策項目	施策項目	具体的施策	平成29年度 取組の内容	評価	評価の理由
2	住み慣れた地域における自立と社会参加の促進	(1)	障がいのある子どもへの支援体制の強化	①	療育支援体制、相談体制の充実	市や相談支援事業所が中心となって、専門機関、児童発達支援事業所、地域の医療機関などと連携し、療育相談の充実を図ります。	市や相談支援事業所等の関係機関が個別ケアマネジメント会議等を通じて連携を図るとともに、相談支援事業の委託(6事業所)を行い、療育相談の充実を図った。	達成	関係者間の連携が図れていることや、相談支援事業の委託により身近で専門的な相談支援事業所に相談できる体制が確保できているため。
						障がいや発達に課題のある子どもの成長にあわせて、支援に必要な情報を幼稚園、保育所、学校、医療機関、福祉施設、職場などに円滑に伝えるための「支援ファイル」(記録簿)の導入を検討します。	他市町村での事例の情報収集を行った。 関係団体や庁内関係課との意見交換を行った。	一部達成	支援ファイルの検討に当たった基礎的な情報収集を行ったため。
				②	一人ひとりの子どもの状況に応じた保育・特別支援教育の充実	一人ひとりの発達や障がいの状況を把握し、個別課題を考慮しながら、要配慮児への継続的な支援を行います。	保育所において、一人ひとりの状況に合わせて課題を整理し、加配保育士を配置した。	達成	要配慮児に対して継続的な支援を実施し、集団の中で共に育ち合えることを大切にしているため。
						一人ひとりの子どもの教育的ニーズに的確に応える指導を行うため、小中学校特別支援教育に係る担当者の会議等を通じて、実践交流・研修会を継続的に実施します。	小中学校特別支援教育に係る担当者の会議等を通じて、実践交流・研修会を継続的に実施した。特別支援教育の充実のため、臨床心理士や作業療法士等の専門家による市の巡回相談や向日が丘相談・支援センターと連携し、教育相談を実施した。	達成	アセスメント票や個別の指導計画、個別の教育支援計画を作成し、個々の教育的ニーズに応じた指導・支援を行えたため。
						校内委員会・特別支援教育コーディネーターを中心に、特別な支援を必要とする児童生徒のニーズの把握や、取組の具体化を進めるとともに、特別支援学校との連携を行います。	校内委員会や特別支援教育コーディネーターを中心に、特別な支援を必要とする児童生徒のニーズの把握や、各学校での取組の具体化を進めるとともに、向日が丘相談・支援センターと連携し、巡回相談等を活用した。	達成	教育センター機能を担う向日が丘支援学校を中心に、相談等に対応できたため。

平成29年度 第3次向日市障がい者計画進捗状況

(資料3)

施策体系							進捗状況		
基本目標	基本目標	基本施策	基本施策	施策項目	施策項目	具体的施策	平成29年度 取組の内容	評価	評価の理由
2	住み慣れた地域における自立と社会参加の促進	(1)	障がいのある子どもへの支援体制の強化	②	一人ひとりの子どもの状況に応じた保育・特別支援教育の充実	一人ひとりの教育的ニーズを把握し、持てる力を高めるための適切な指導や必要な支援を行うための教育環境の充実、教員の指導力向上に努めます。	アセスメント票、個別の指導計画、個別の教育支援計画を作成し、個々の教育的ニーズに応じた指導・支援を行った。 各校の特別支援コーディネーターや特別支援教育担当者、教職員対象とした研修を実施した。 学校における施設のバリアフリー化等を進め、障がいのある児童生徒の教育環境の充実を図った。	達成	一人ひとりの教育的ニーズを把握し、持てる力を高めるための適切な指導や必要な支援を行うための教育環境の充実、教員の指導力向上に努められたため。 誰もが使用しやすい施設になるよう、改修や修繕時に教育環境の充実を図ったため。
					③	放課後や長期休業期間における支援の充実	留守家庭児童会において、早朝や長期休業中に対応するなどニーズに応じた運営を行った。また、保護者の要望に応じて加配をつける等の対応を行った。 放課後等デイサービスは利用者の状況に応じた適切な支給決定を行い、給付費を支給した。また日中一時支援事業を実施した。	達成	留守家庭児童会では利用者のニーズに応える体制整備が図れたため。 放課後等デイサービスでは障害児支援利用計画や個別支援計画に基づく生活能力の向上のための訓練等の提供により、健全な育成を推進できているため。
						障がいのある児童生徒が長期休業期間中に学校外の活動や交流、創作的活動等に取り組むことができるよう努めます。	放課後等デイサービスは利用者の状況に応じた適切な支給決定を行い、給付費を支給した。 委託事業として市社会福祉協議会で余暇活動支援事業(創作活動)を実施した。	達成	放課後等デイサービスはサービス提供事業者の増加に伴って利用者も増え、放課後や長期休業期間における活動の場や機会が増えているため。 【放課後等デイサービス利用者数】 79人(28年6月)→96人(29年6月)
				④	進路相談や卒業後の支援の充実	一人ひとりの生徒の能力と希望に応じた進路に向け、京都府教育委員会、労働・福祉関連部門などとの連携を強化するとともに、向日市教育支援委員会における相談等の機能をいかし、特別な支援を必要とする児童生徒に対して、心身の障がいに応じた適切な就学相談、進路相談の充実を図ります。	特別支援学校の進路相談等の場に市の担当職員が参加し、学校やハローワーク、通所施設等との連携を図った。 市教育委員会では、就学に係る相談に適切に応じるため、専門性を生かしながら、相談担当を分担し相談や審議を行った。また、対象幼児児童生徒の保育・授業参観及び保護者懇談、療育関係機関とも連携し、継続的な支援を行った。	達成	生徒が希望する進路の実現に向け、関係機関との連携強化が図れているため。 市教育支援委員会における相談等の機能をいかし、特別な支援を必要とする児童生徒に対して、心身の障がいに応じた適切な就学相談、進路相談の充実を図ったため。
						障がいのある児童生徒が学校卒業後、通所施設における機能訓練や就労に向けた訓練等を通じて活動的な生活を送ることができるよう、訓練等給付事業の各サービスの利用を促進します。	市の担当職員が参加する特別支援学校の進路相談等の場において、通所施設等との調整や必要な手続きの案内と説明を行った。	達成	生徒が希望する進路の実現に向け、制度利用にあたって必要な手続きが適切に行えているため。

平成29年度 第3次向日市障がい者計画進捗状況

(資料3)

施策体系							進捗状況		
基本目標	基本目標	基本施策	基本施策	施策項目	施策項目	具体的施策	平成29年度 取組の内容	評価	評価の理由
2	住み慣れた地域における自立と社会参加の促進	(1)	障がいのある子どもへの支援体制の強化	④	進路相談や卒業後の支援の充実	障がいのある人の余暇活動の充実に向けて、民間事業者等の取組が広がるよう、働きかけや情報提供を行います。	特になし	未達成	
					⑤	療育・教育・保育に携わる人材の資質向上	特別支援学級担当者の研修はもとより、全教職員を対象とした特別支援教育に関する啓発・研修の実施を、京都府などの関係機関と連携を図りながら促進します。	達成	特別支援学級担当者の研修はもとより、全教職員を対象とした特別支援教育に関する啓発・研修の実施を、京都府などの関係機関と連携を図りながら促進できたため。
						保育所において、障がいや発達に課題のある子どもに配慮し、適切な対応ができるよう、保育所等訪問支援の活用や研修の実施などにより、障がいへの理解や知識の習得がさらに推進するよう努めます。	各保育所において、年2回の発達相談員による巡回相談や向日が丘支援学校の授業相談事業を利用し、授業相談や研修会等を実施した。また、個別ケアマネジメント会議等において、関係者間で必要な配慮や適切な対応について検討した。	達成	発達相談員による巡回相談や研修会により、障がいへの理解や知識の習得に努め、児童一人ひとりの発達課題や障がいの状況を継続的に把握し、個別課題を考慮しながら、集団の中でともに育ち合えることを大切にする保育ができていたため。また、相談支援事業者が中心となり、情報や認識の共有を図っているため。
		(2)	雇用・就労などの支援	①	一般就労を推進するための体制整備	障がいのある人が能力を十分に発揮し、活躍できるよう福祉・労働・教育などの行政や支援機関、一般企業が連携・協力し、就労を支援するネットワークづくりを推進します。	就労を希望する方からの相談や特別支援学校の進路相談等において、福祉・教育・労働行政や企業等と連携して対応した。	達成	関係機関と連携を図り、個々のニーズに基づく適切な支援を検討していく中で、就労を支援するネットワークが構築されているため。
						障がいのある人の身近な地域において、就業面と生活面の一体的な相談・支援を行う就業・生活支援センターの利用促進に努め、自立・安定した職業生活の実現に向けた相談支援を推進します。	障がいのある方の仕事や暮らしに関する相談内容により、しょうがい者就業・生活支援センター アイリスを紹介するなど、関係機関と連携して職業生活に係る支援を行なった。	達成	市とアイリス等の関係機関が連携を図り、障がいのある方の就業や生活に関する相談に対応し、必要な支援を行えているため。

平成29年度 第3次向日市障がい者計画進捗状況

(資料3)

施策体系							進捗状況		
基本目標	基本目標	基本施策	基本施策	施策項目	施策項目	具体的施策	平成29年度 取組の内容	評価	評価の理由
2	住み慣れた地域における自立と社会参加の促進	(2)	雇用・就労などの支援	②	一人ひとりの希望や障がいの状況に応じた一般就労への支援	乙訓圏域障がい者自立支援協議会において、障がいのある人の就労に関する情報交換や課題の検討を行うとともに、ハローワーク等関係機関における各種施策の活用等により、一般就労を目指す障がいのある人の支援に努めます。	自立支援協議会に平成29年度から新たに「就労支援部会」を設置し、障がいのある方の就労促進のための支援策について協議した。一般就労を希望する方の相談内容に応じて、関係機関と連携し、適切な施策の活用を検討した。	達成	就労支援部会における新たな取組や、相談者のニーズに応じた支援策の検討により、一般就労への支援を推進しているため。
						障がいのある人が安心して働き続けることができるよう、職場定着のための支援に努めます。	関係機関と連携して相談等の対応や支援を行なった。	一部達成	アイリス等の関係機関と連携して対応していることが職場定着につながるため。
				③	福祉的就労機会の充実と就労支援施設商品の販路拡大	「向日市障害者就労施設等からの物品等の調達方針」に基づき、就労支援施設の自主製品等を優先的に発注するなどして、障がいのある人の雇用・就労機会の充実に努めます。	平成29年度の物品調達方針を定め、就労支援施設等の自主製品等の優先調達に努めた。	達成	調達方針を定め、優先調達を推進することで、施設における新たな訓練や作業の機会の創出となるため。
						就労支援施設が実施する事業を支援し、福祉的就労に係る工賃水準の向上を図ります。	向日市障がい者共同作業所等運営整備補助金の交付等を通じて施設を支援した。	達成	就労支援施設等で必要となる設備等に対する助成により、新たな事業展開等による工賃水準の向上につながるため。
3	福祉サービスの充実	(1)	障がい福祉サービスの充実	①	居宅を中心として暮らす人への福祉サービスの充実	障がいのある人が安心して自立した在宅生活を送るために必要となるサービスを提供するために、自立支援給付による訪問介護などの在宅生活を支援するサービスの充実を図ります。	在宅生活に必要な支援が提供されるよう利用者の状況に応じて適切にサービスの支給決定を行い、給付費を支給した。	達成	訪問系サービスを利用する方や機会が増えてきているため。 【サービス利用者(居宅介護)】 89人(28年6月)→94人(29年6月)

平成29年度 第3次向日市障がい者計画進捗状況

(資料3)

施策体系							進捗状況		
基本目標	基本目標	基本施策	基本施策	施策項目	施策項目	具体的施策	平成29年度 取組の内容	評価	評価の理由
3	福祉サービスの 充実	(1)	障がい福祉 サービスの充 実	①	居宅を中心とし て暮らす人への 福祉サービス の充実	介護をされる家族の負担軽減や、介 護者の急病時の対応として、ショ ートステイや日中一時支援などのサ ービス提供体制の充実につながる支 援に努めます。	乙訓圏域における日中一時事業の定員が1名分 拡大した。 短期入所や児童発達支援、放課後等デイサービス の利用を促進する心身障がい者サービス利用支 援事業を実施した。	達成	日中一時事業の定員拡大により、サービスを利用 できる機会が広がったため。 【日中一時事業サービス提供事業所(乙訓圏域)】 2事業所・合計定員9人(28年度) → 2事業所・合計定員10人(29年度)
						民間福祉施設の運営や施設整備に 対する支援を行うとともに、地域生 活支援拠点について、近隣市町と連 携を図りつつ、整備に向けた検討を 行います。	民間心身障がい者福祉施設運営費補助金を交付 した。 地域生活支援拠点について、乙訓2市1町や京都 府と協議を重ねるとともに先進地の視察を行なっ た。	一部 達成	補助金の交付により、通所施設における支援員配 置等の充実につながっているため。 地域生活支援拠点については、圏域での協議や 視察により、乙訓2市1町における整備に関する認 識の共有が図れたため。
						意思疎通を図ることが困難な聴覚障 がいのある人等に対し、手話通訳者 や要約筆記者の派遣を行うととも に、「向日市手話言語条例」に基づ き、手話に対する理解の促進、手話 を使いやすい環境整備を推進しま す。	手話通訳者・要約筆記者派遣事業を実施した。 手話ろう者の暮らしについて広くPRする手話動 画を制作した。 広報むこうにあいさつや簡単な手話単語を紹介す る記事を毎月掲載した。	達成	手話通訳者や要約筆記者の派遣により、聴覚障が い者の意思疎通を支援できているため。 手話動画や広報むこうでの紹介によって、これまで より手話が身近なものとなり、手話の理解促進や 使いやすい環境整備を推進できているため。
						聴覚障がいのある人の活動を支え る人材を確保するため、手話奉仕員 養成講座・要約筆記者養成講座や 登録手話通訳者・要約筆記者への 現任研修の実施により、人材育成 や資質の向上を図ります。また、要 約筆記については新たな手法の導 入を検討します。	手話奉仕員養成講座、要約筆記者養成講座、登 録通訳者や要約筆記者への現任研修を実施した。 パソコンを活用した要約筆記を広域で派遣するた め、近隣市町と調整や準備を行なった。	達成	各種講座や研修の実施により、人材の確保や資質 の向上が図れているため。 パソコンによる要約筆記は実施に向けて具体的に 準備を進められているため。 【手話教室(基礎課程)修了者】 15人(28年度)→15人(29年度)
				②	安心して暮ら せる住まいの 確保	グループホームなど居住系サービス の整備の促進につながる支援に努 め、施設入所から地域生活への円 滑な移行に向けて相談支援を推進 します。また、重度障がいのある人 の住まいのバリアフリー化を支援し ます。	障がい者住宅改修助成事業を実施した。	一部 達成	重度の身体障がい者や知的障がい者の住まいの バリアフリー化が推進したため。 【住宅改修助成事業利用件数】 5件(28年度)→2件(29年度)

平成29年度 第3次向日市障がい者計画進捗状況

(資料3)

施策体系							進捗状況		
基本目標	基本目標	基本施策	基本施策	施策項目	施策項目	具体的施策	平成29年度 取組の内容	評価	評価の理由
3	福祉サービスの充実	(1)	障がい福祉サービスの充実	③	さまざまな日中活動の場の確保	地域で暮らす障がいのある人の活動の場として、また、障がいのある生徒の進路として、就労訓練や創作的活動等を提供する日中活動系サービスの利用促進を図ります。	利用者のニーズや状況に基づいて適切に支給決定し、給付費を支給した。	達成	日中活動系サービスの利用者が増えているため。 【サービス利用者(生活介護)】 126人(28年6月)→129人(29年6月)
						サービス提供事業者に対する情報提供や関係機関の連携強化により、多様な日中活動を提供する事業者の参入促進に努めます。	乙訓2市1町や京都府と定期的に協議し、連携強化を図るとともに、事業者に対して機会あるごとに圏域の社会資源や地域ニーズ等について情報提供した。	一部達成	サービスの充実に向けて関係機関の連携強化や情報提供に努めているため。
				④	移動・外出の支援	移動や外出を支援する各種施策(ガイドヘルプサービス、福祉タクシー料金の助成、自動車改造や運転免許取得に係る助成)を実施し、障がいのある人の社会参加や余暇活動の促進を図ります。	移動支援事業(ガイドヘルプサービス)、福祉タクシー事業、身体障害者自動車運転免許取得教習費助成事業、身体障害者自動車改造助成事業を実施した。	達成	移動支援事業では、29年6月に90人(延880時間)の利用があり、社会参加や余暇活動の促進が図られているため。
				⑤	医療と福祉の連携	医療的ケアが必要な方に対するサービス提供の充実に向け、保健・医療と福祉などの関係者の連携を図ります。また、入院時における重度障がいのある人の意思疎通等の支援を行います。	個別ケアマネジメント会議を開催し、関係者間で情報共有や連携を図った。自立支援協議会「医療的ケア」委員会に参画し、「医療的ケア」が必要な方の支援等について協議した。重度障がい児者入院時コミュニケーション支援事業を実施した。	達成	個別ケアマネジメント会議や自立支援協議会において関係者間の連携を推進しており、コミュニケーション支援事業によって入院時における円滑な意思疎通を図るための環境整備が図れているため。
				⑥	施設・病院から地域生活への移行を支援するための体制づくり	入院や入所生活から地域での暮らしに移行を希望される方に、住まいや医療、就労、日中活動に関する支援など、必要な支援を継続的に受けられるよう、関係機関が連携して障がいのある人の暮らしを支える体制の整備に努めます。	病院等から地域生活への移行を希望される方のニーズに応じた住まいや日中活動に関する必要な支援が提供されるよう、関係者で連携し、協議・検討を行った。	達成	関係者間の連携により支援体制づくりが進んだため。

平成29年度 第3次向日市障がい者計画進捗状況

(資料3)

施策体系							進捗状況		
基本目標	基本目標	基本施策	基本施策	施策項目	施策項目	具体的施策	平成29年度 取組の内容	評価	評価の理由
3	福祉サービスの 充実	(1)	障がい福祉 サービスの充 実	⑦	サービスの質 の確保	地域生活支援事業について、適切 なサービスの提供に努め、サービス の質のさらなる向上に努めます。	地域生活支援事業の利用を希望される方の相談 に応じ、ニーズ等の把握に努めた上で、その方の 状況に応じた適切な支給決定を行い、給付費を支 給した。	達成	サービス提供体制の整備が進み、サービスの地域 生活支援事業を利用される方が増えているため。 【サービス利用者(移動支援事業)】 84人(28年6月)→90人(29年6月)
						ホームヘルパーなどの福祉サービ ス従事者が、適切な支援を実施する ための知識や技能を向上するため、 自立支援協議会が開催する研修を 支援するとともに、京都府など他の 機関が実施する研修等の情報提供 を行い、サービス従事者のさらなる 資質向上に努めます。	京都府等が実施する研修の情報提供や参加申込 の受付等を行った。 乙訓圏域障がい者自立支援協議会が実施する各 種研修の支援を行なった。	一部 達成	情報提供等を行った研修等に福祉サービス従事者 が参加したことにより、ヘルパー等の資質向上に つながっているため。
		(2)	保健・医療 の充実	①	障がいの原因と なる疾病の予 防や障がいの 早期発見	乳幼児期の各種健康診査を通して、 障がいの早期発見や適切な事後支 援を行います。	乳幼児健康診査(前期健診、後期健診、1歳9か 月健診、3歳児健診)や健診後のフォロー事業を実 施した。	達成	各種健診の受診率はいずれも高く、未受診者フォ ローも含むとほぼ全数把握できており、経過観察 や要精検となった児童については、継続的にフォ ローを行っているため。
						母子に高いリスク(危険性)が予測さ れるハイリスク妊産婦や乳幼児健診 後の要支援者を対象として、訪問等 による事後指導を行います。	ハイリスク妊婦や要支援者を対象に、保健師や助 産師による家庭訪問を実施した。	達成	子育てコンシェルジュや各種健診等で把握された ハイリスク妊婦や要支援者は、関係機関と連携し ながら、事後フォローを行っているため。
						各種教室や専門職による相談を通 じて、障がいのある乳幼児と保護者 に対する支援を行います。	市で実施する乳幼児健診後のフォロー事業や発達 相談、ことばの相談等専門職による各種相談のほ か、保健所の相談なども併用して支援した。	達成	ケースに応じた支援を行えているため。

平成29年度 第3次向日市障がい者計画進捗状況

(資料3)

施策体系							進捗状況		
基本目標	基本目標	基本施策	基本施策	施策項目	施策項目	具体的施策	平成29年度 取組の内容	評価	評価の理由
3	福祉サービスの充実	(2)	保健・医療の充実	①	障がいの原因となる疾病の予防や障がいの早期発見	成人期から高齢期における各種健診を通じて、生活習慣病を予防するとともに、合併症や後遺症などの重症化予防を行います。	特定健診等の実施や健診後の事後フォローを実施した。 ・特定健診等(向日市国民健康保険特定健康診査、長寿健康診査、健康増進法による健康診査) ・事後フォロー(特定保健指導、ヘルスアップ作戦、スリム教室、家庭訪問等の個別相談健診結果相談会)	達成	特定健診・特定保健指導の実施率は、順調に増加してきており、糖尿病重症化予防事業では、約半数の人に検査値の改善が見られたため。
				②	精神保健対策の充実	乙訓保健所等の関係機関と連携を図りながら、心の健康づくりや相談の窓口、医療機関等についての情報提供、社会復帰や日常生活支援などについての相談を行うとともに、集団生活指導(グループワーク)を通して、精神障がいのある人の社会参加を促進します。	乙訓保健所と連携して、家族等からの相談に対応した。 集団生活指導(グループワーク)を毎月第2・第4火曜日に実施した。	達成	グループワークに参加される方が増えており、社会参加が進んでいるため。 【グループワーク参加者(のべ人数)】 9人(28年6月)→16人(29年6月)
						精神保健福祉士による心の健康相談や、携帯電話やパソコンで心の健康状態がチェックできる「こころの体温計」の啓発、利用促進に努めます。	毎週火曜日の午後に、心の健康相談を実施した。「こころの体温計」について、母子手帳交付時や新生児訪問時、成人式等で啓発チラシを配布した。	達成	相談体制を確保しており、「こころの体温計」のアクセス数も月1,000件以上で推移しているため。
				③	受診しやすい環境の推進	障がいのある人の医療費の負担軽減など、地域で安心して医療を受けられ、早期治療を促進する施策を進めます。	自立支援医療(更生医療・育成医療・精神通院医療)の支給や京都府と協調して医療費の負担軽減を図る独自事業を実施した。	達成	受診時の負担軽減が図られ、医療サービスを受けやすい環境が整備されているため。
				④	難病や高次脳機能障がいのある人に対する支援の推進	京都府難病相談・支援センターや京都府リハビリテーション支援センター(高次脳機能障害支援拠点)と連携し、本人や家族への支援体制の整備に努めます。	関係機関と連携して相談等に対応し、必要なサービス等の支給決定等を行った。	達成	相談への対応やサービス等の提供により、支援体制の整備が図られているため。

施策体系							進捗状況		
基本目標	基本目標	基本施策	基本施策	施策項目	施策項目	具体的施策	平成29年度 取組の内容	評価	評価の理由
3	福祉サービスの充実	(3)	相談支援の連携・強化	①	サービスや事業者に関する情報提供の充実	各種サービスや相談窓口などを案内する冊子を発行し、利用方法や相談窓口などを活用いただくための情報提供を行います。	障がいのある方を対象とした制度等をまとめた冊子「障がい者福祉のてびき」を発行し、必要とする方への配布やホームページへの掲載により情報提供を行った。	達成	毎年、掲載内容を更新して作成しており、情報提供の充実につながっているため。
						市政や地域などの必要な情報が「広報むこう」や市ホームページなどを通じて円滑に入手できるよう、障がいの特性に配慮した情報提供を推進します。	ホームページでは、音声読み上げソフトの対応や色彩変更できるなどのウェブアクセシビリティに配慮して作成し、誰もが情報を得やすい環境の整備に取り組んだ。 発行物のフォントサイズの拡大や、漢字等にふりがなをつける等の配慮を行った。 視覚障がいのある方に「広報むこう」や「議会だより」を音声情報として提供した。	達成	配慮を行うことにより、誰もが情報を入手しやすい環境の整備が進んでいるため。
						障がいのある人が身近な場所で、暮らしや福祉サービス等の相談ができ、自らの選択に基づく適切な支援が受けられるよう、相談支援事業所と連携・協力し、さまざまな障がい種別に対応する相談支援を推進します。	6事業者に相談支援事業を委託した。(向日市社協、乙訓ひまわり園、アンサンブル、こらぼ、乙訓若竹苑、乙訓ポニーの学校) 障害福祉サービスを利用する全ての方にサービス等利用計画(計画相談)を作成した。	達成	相談支援事業の委託や事業者との連携により、様々な相談に対応できる体制を整備しているため。
				②	総合的な相談拠点の整備と活用	乙訓障がい者基幹相談支援センターとの連携により、地域における相談支援体制の整備に努めます。	乙訓2市1町で基幹相談支援センターを共同設置し、相談支援事業者に対する助言や指導とともに、研修等を実施した。	達成	センターの取組を通じて、地域の事業者との連携強化を図っているため。
				③	相談機関のネットワークの構築	乙訓圏域障がい者自立支援協議会を通じて保健・医療、教育、福祉、労働等の関係機関やサービス提供事業者、民間団体等とのネットワークを整備し、専門的・継続的な支援体制づくりを推進します。	自立支援協議会で圏域の課題ごとに部会やプロジェクトを立ち上げ、関係機関で協議・検討を行った。	達成	圏域の課題抽出や解決に向けて多分野の機関で協議・検討を行う中で、相談支援事業者を中心に関係機関のネットワークや連携の強化が図られているため。

施策体系							進捗状況		
基本目標	基本目標	基本施策	基本施策	施策項目	施策項目	具体的施策	平成29年度 取組の内容	評価	評価の理由
3	福祉サービスの 充実	(3)	相談支援の 連携・強化	③	相談機関のネッ トワークの構築	市と相談支援事業所、福祉サービス事業所等が連携したケアマネジメント体制の整備を図るとともに、自己選択・自己決定による適切なサービス利用となるよう、利用者のニーズを的確に把握したサービス等利用計画の作成を推進します。	障害福祉サービス等の支給決定にあたり、必要に応じて個別ケアマネジメント会議を開催し、サービス等利用計画案を基に関係者で適切な支援内容について検討した。	達成	個別ケアマネジメント会議において様々な視点から支援内容を検討することによって、より利用者のニーズに基づく計画の作成やサービス利用が推進されているため。
				④	相談支援に関 わる人材の確 保・育成	相談支援専門員の養成やスキルアップのために、関係機関との連携のもと、相談支援従事者研修への参加を促進します。また、自立支援協議会が開催する相談支援に関する研修を支援し、相談支援の質のさらなる向上に努めます。	京都府等が実施する相談支援従事者に対する研修の案内や参加申込の受付等を行った。 自立支援協議会が実施する研修を支援した。	達成	研修等に従事者が参加したことにより、人材の育成や確保につながっているため。
4	安心・安全の まちづくり	(1)	バリアフリー 化の推進	①	公共施設・道路 等のバリアフ リー化の推進	障がいのある人もない人も積極的に地域に出て、自由に行動し、生活できるよう、多目的トイレの設置や点字ブロックの敷設、歩道の段差解消や歩車道の分離など、道路・公共施設・公園等におけるバリアフリー化を推進します。	道路や公園、学校などの公共施設において、段差解消などのバリアフリー化を実施した。	達成	バリアフリー化の推進により、障がいのある人もない人も積極的に活動できる環境の整備が進んだため。
		(2)	緊急時対策 の拡充	①	災害等緊急時 における安全確 保の体制づくり	日常生活において介助を必要とする身体障がいのある人の緊急時や日常生活の不安を解消するため、あんしんホットライン(緊急通報システム)の普及を図り、必要な支援につながるよう努めます。 障がいのある人や家族に対して、積極的に防災情報を提供し、避難所の場所や避難方法など、防災に関する知識の普及・啓発を図ります。	「障がい者福祉のてびき」に掲載して周知を図り、あんしんホットラインの普及に努めた。 「障がいのある人のための防災手帳」の作成にあたり、障がいのある方や関係団体等を対象にワークショップを開催し、その中で防災情報お知らせメールの案内など、防災に関する啓発を行なった。	達成 一部 達成	支援が必要な方に対して、あんしんホットラインの設置を進め、緊急時や日常生活の不安の解消を図ったため。 避難時や避難所を想定してワークショップを行なったことから、防災対策を自身のこととして捉える機会となったため。 防災情報お知らせメールの登録者数が増加したため。 3,952人(29年1月)→4,121人(30年1月)

平成29年度 第3次向日市障がい者計画進捗状況

(資料3)

施策体系							進捗状況		
基本目標	基本目標	基本施策	基本施策	施策項目	施策項目	具体的施策	平成29年度 取組の内容	評価	評価の理由
4	安心・安全の まちづくり	(2)	緊急時対策 の拡充	①	災害等緊急時 における安全確 保の体制づくり	障がいのある人など要支援者を把握し、円滑な避難や支援の実施と安全を確保するための「避難行動要支援者名簿」の周知や利用促進を図るとともに、自治会や民生児童委員、消防、警察などの関係機関と情報の共有を推進します。	避難行動要支援者名簿の周知や登録の促進を図るとともに、名簿を連合自治会、民生児童委員及び社会福祉協議会に提供した。	一部 達成	消防、警察への提供に向け、協議を進めているため。
						災害時に障がいのある人の避難誘導を安全かつ迅速に対応するため、地域の自主防災組織を中心とした防災訓練などを通じて、地域住民が協力できる体制づくりを支援し、避難時や避難所生活における対策を推進します。	向日市防災訓練を第6向陽小学校で開催し、災害時要配慮者に配慮した避難所運営訓練を行った。「障がいのある人のための防災手帳」の作成に取り組んだ。	達成	地域住民に避難手順の確認や避難所生活に関する訓練を実施し、協力体制づくりを進めることができたため。 また、防災手帳は障がいのある人が避難時や避難所で必要な支援を受けやすくするためのものであり、地域住民が支援できる体制づくりが進んだため。

第 4 期障がい福祉計画進捗状況

資料④ 第4期障がい福祉計画 進捗状況

訪問系サービス

			平成27年度	平成28年度	平成29年度
居宅介護	時間分／月	計画(見込)	2,500	2,550	2,550
		実績	2,002	2,026	2,027
		達成率	80.1%	79.5%	79.5%
		前年度比	—	101.2%	100.0%
	人分／月	計画(見込)	96	97	97
		実績	99	101	94
		達成率	103.1%	104.1%	96.9%
		前年度比	—	102.0%	93.1%
重度訪問介護	時間分／月	計画(見込)	2,600	2,800	3,000
		実績	2,742	2,704	2,933
		達成率	105.5%	96.6%	97.8%
		前年度比	—	98.6%	108.5%
	人分／月	計画(見込)	8	9	10
		実績	13	13	15
		達成率	162.5%	144.4%	150.0%
		前年度比	—	100.0%	115.4%
同行援護	時間分／月	計画(見込)	120	120	120
		実績	124	158	172
		達成率	103.3%	131.7%	143.3%
		前年度比	—	127.4%	108.9%
	人分／月	計画(見込)	8	9	10
		実績	9	12	12
		達成率	112.5%	133.3%	120.0%
		前年度比	—	133.3%	100.0%
行動援護	時間分／月	計画(見込)	700	700	700
		実績	681	707	719
		達成率	97.3%	101.0%	102.7%
		前年度比	—	103.8%	101.7%
	人分／月	計画(見込)	35	35	35
		実績	36	33	34
		達成率	102.9%	94.3%	97.1%
		前年度比	—	91.7%	103.0%
重度障害等包括支援	時間分／月	計画(見込)	0	0	0
		実績	0	0	0
		達成率	—	—	—
		前年度比	—	—	—
	人分／月	計画(見込)	0	0	0
		実績	0	0	0
		達成率	—	—	—
		前年度比	—	—	—
計	時間分／月	計画(見込)	5,920	6,170	6,370
		実績	5,549	5,595	5,851
		達成率	93.7%	90.7%	91.9%
		前年度比	—	100.8%	104.6%
	人分／月	計画(見込)	147	150	152
		実績	157	159	155
		達成率	106.8%	106.0%	102.0%
		前年度比	—	101.3%	97.5%

(凡例) 平成27年度 平成28年3月現在の数値
平成28年度 平成29年3月現在の数値
平成29年度 平成29年6月現在の数値

			平成27年度	平成28年度	平成29年度
生活介護	人日分／月	計画(見込)	2,540	2,600	2,680
		実績	2,588	2,559	2,627
		達成率	101.9%	98.4%	98.0%
		前年度比	—	98.9%	102.7%
	人分／月	計画(見込)	121	124	128
		実績	124	126	129
		達成率	102.5%	101.6%	100.8%
		前年度比	—	101.6%	102.4%
自立訓練 (機能訓練)	人日分／月	計画(見込)	15	15	15
		実績	0	20	26
		達成率	0.0%	133.3%	173.3%
		前年度比	—	皆増	130.0%
	人分／月	計画(見込)	2	2	2
		実績	0	2	2
		達成率	0.0%	100.0%	100.0%
		前年度比	—	皆増	100.0%
自立訓練 (生活訓練)	人日分／月	計画(見込)	260	260	260
		実績	54	113	111
		達成率	20.8%	43.5%	42.7%
		前年度比	—	209.3%	98.2%
	人分／月	計画(見込)	13	13	13
		実績	3	11	10
		達成率	23.1%	84.6%	76.9%
		前年度比	—	366.7%	90.9%
就労移行支援	人日分／月	計画(見込)	120	140	160
		実績	104	192	269
		達成率	86.7%	137.1%	168.1%
		前年度比	—	184.6%	140.1%
	人分／月	計画(見込)	6	7	8
		実績	7	11	15
		達成率	116.7%	157.1%	187.5%
		前年度比	—	157.1%	136.4%
就労継続支援 A型	人日分／月	計画(見込)	300	300	300
		実績	519	574	685
		達成率	173.0%	191.3%	228.3%
		前年度比	—	110.6%	119.3%
	人分／月	計画(見込)	15	15	15
		実績	27	31	35
		達成率	180.0%	206.7%	233.3%
		前年度比	—	114.8%	112.9%
就労継続支援 B型	人日分／月	計画(見込)	1,460	1,500	1,560
		実績	1,542	1,561	1,548
		達成率	105.6%	104.1%	99.2%
		前年度比	—	101.2%	99.2%
	人分／月	計画(見込)	73	75	78
		実績	81	81	83
		達成率	111.0%	108.0%	106.4%
		前年度比	—	100.0%	102.5%

資料④ 第4期障がい福祉計画 進捗状況

日中活動系サービス②

計			平成27年度	平成28年度	平成29年度
	人日分／月	計画(見込)	4,395	4,515	4,675
		実績	4,807	5,019	5,266
		達成率	109.4%	111.2%	112.6%
		前年度比	—	104.4%	104.9%
	人分／月	計画(見込)	230	236	244
		実績	242	262	274
		達成率	105.2%	111.0%	112.3%
前年度比		—	108.3%	104.6%	

療養介護			平成27年度	平成28年度	平成29年度
	人分／月	計画(見込)	10	10	10
		実績	10	10	11
		達成率	100.0%	100.0%	110.0%
		前年度比	—	100.0%	110.0%

短期入所			平成27年度	平成28年度	平成29年度
	人日分／月	計画(見込)	150	155	160
		実績	222	189	166
		達成率	148.0%	121.9%	103.8%
		前年度比	—	85.1%	87.8%
	人分／月	計画(見込)	38	39	40
		実績	50	45	40
		達成率	131.6%	115.4%	100.0%
前年度比		—	90.0%	88.9%	

(凡例) 平成27年度 平成28年3月現在の数値
平成28年度 平成29年3月現在の数値
平成29年度 平成29年6月現在の数値

資料④ 第4期障がい福祉計画 進捗状況

居住系サービス

共 援 同 生 活			平成27年度	平成28年度	平成29年度
	人分／月	計画(見込)	40	42	44
		実績	35	37	39
		達成率	87.5%	88.1%	88.6%
		前年度比	--	105.7%	105.4%
施 設 入 所 支 援			平成27年度	平成28年度	平成29年度
	人分／月	計画(見込)	34	33	32
		実績	36	37	37
		達成率	105.9%	112.1%	115.6%
		前年度比	--	102.8%	100.0%

(凡例) 平成27年度 平成28年3月現在の数値
平成28年度 平成29年3月現在の数値
平成29年度 平成29年6月現在の数値

資料④ 第4期障がい福祉計画 進捗状況

相談支援

計画 相談 支援			平成27年度	平成28年度	平成29年度
	人分／月	計画(見込)	50	55	60
		実績	69	69	62
		達成率	138.0%	124.7%	103.3%
		前年度比	—	99.4%	90.4%
地域 移行 支援			平成27年度	平成28年度	平成29年度
	人分／月	計画(見込)	1	1	1
		実績	0	0	0
		達成率	0.0%	0.0%	0.0%
		前年度比	—	—	—
地域 定着 支援			平成27年度	平成28年度	平成29年度
	人分／月	計画(見込)	1	1	1
		実績	0	0	0
		達成率	0.0%	0.0%	0.0%
		前年度比	—	—	—

計画相談支援の計算式

年間の総実利用者数(モニタリング含む)÷12月

(小数点第1位を四捨五入)

地域移行支援・地域定着支援の計算式

年間の総実利用者数÷12月

※計画相談支援実績

【27年度】2015年4月～2016年3月 827件

⇒ $827 \div 12 = 68.916\cdots$

【28年度】2016年4月～2017年3月 831件

⇒ $831 \div 12 = 69.25$

【29年度】2017年4月～2017年6月 187件

⇒ $187 \div 3 = 62.333\cdots$

放課後等 デイサービス			平成27年度	平成28年度	平成29年度
	人日分／月	計画(見込)	300	310	320
		実績	479	555	680
		達成率	159.7%	179.0%	212.5%
		前年度比	--	115.9%	122.5%
	人分／月	計画(見込)	60	62	64
		実績	75	81	96
		達成率	125.0%	130.6%	150.0%
		前年度比	--	108.0%	118.5%
児童発達支援			平成27年度	平成28年度	平成29年度
	人日分／月	計画(見込)	140	140	140
		実績	122	166	163
		達成率	87.1%	118.6%	116.4%
		前年度比	--	136.1%	98.2%
	人分／月	計画(見込)	40	40	40
		実績	49	54	48
		達成率	122.5%	135.0%	120.0%
		前年度比	--	110.2%	88.9%
医療型児童発達支援			平成27年度	平成28年度	平成29年度
	人日分／月	計画(見込)	1	1	1
		実績	3	12	6
		達成率	300.0%	1200.0%	600.0%
		前年度比	--	400.0%	50.0%
	人分／月	計画(見込)	1	1	1
		実績	1	3	2
		達成率	100.0%	300.0%	200.0%
		前年度比	--	300.0%	66.7%
保育所等訪問支援			平成27年度	平成28年度	平成29年度
	人日分／月	計画(見込)	1	1	1
		実績	0	0	0
		達成率	0.0%	0.0%	0.0%
		前年度比	--	--	--
	人分／月	計画(見込)	1	1	1
		実績	0	0	0
		達成率	0.0%	0.0%	0.0%
		前年度比	--	--	--
障害児 相談支援			平成27年度	平成28年度	平成29年度
	人日分／月	計画(見込)	20	20	20
		実績	24	26	37
		達成率	120.0%	130.0%	185.0%
		前年度比	--	108.3%	142.3%
			平成27年度	平成28年度	平成29年度

(凡例) 平成27年度 平成28年3月現在の数値
 平成28年度 平成29年3月現在の数値
 平成29年度 平成29年6月現在の数値

障害児相談支援の計算式

年間の総実利用者数(モニタリング含む)÷12月
 (小数点第1位を四捨五入)

※障害児相談支援実績

【27年度】2015年4月～2016年3月 289件
 ⇒289÷12=24.0833…

【28年度】2016年4月～2017年3月 315件
 ⇒315÷12=26.25

【29年度】2017年4月～6月 112件
 ⇒112÷3=37.333…

資料④ 第4期障がい福祉計画 進捗状況

地域生活支援事業(必須事業)①

理解促進研修・啓発事業			平成27年度	平成28年度	平成29年度
実施の有無		計画(見込)	有	有	有
		実績	有	有	有
自発的活動支援事業			平成27年度	平成28年度	平成29年度
実施の有無		計画(見込)	有	有	有
		実績	有	有	無
相談支援事業	障害者相談支援事業	か所	計画(見込)	5	5
			実績	5	6
			達成率	100.0%	120.0%
			前年度比	--	120.0%
		基幹相談支援センター	設置の有無	計画(見込)	有
	実績			有	有
	市町村支援機能強化事業	実施の有無	計画(見込)	有	有
			実績	有	有
	成年後見制度利用支援事業	人分／年	計画(見込)	1	1
実績			1	3	
達成率			100.0%	300.0%	
前年度比			--	300.0%	
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	計画(見込)	検討	検討	
		実績	無	無	
意思疎通支援事業	手話通訳者派遣事業	件／月	計画(見込)	65	65
			実績	56	71
			達成率	86.2%	109.2%
			前年度比	--	126.8%
		要約筆記者派遣事業	件／月	計画(見込)	20
	実績			13	5
	達成率			65.0%	25.0%
	前年度比			--	38.5%
	手話通訳者設置事業		人	計画(見込)	2
		実績		2	3
		達成率		100.0%	150.0%
		前年度比		--	150.0%

※成年後見制度は市長申立、本人申立への費用助成、報酬助成とし、
報酬助成は年に1人に複数回実施した場合も1人/年とする。

※手話通訳者・要約筆記者派遣事業は、派遣件数

資料④ 第4期障がい福祉計画 進捗状況

地域生活支援事業(必須事業)②

意思疎通支援事業	重度障がい児者入院時 コミュニケーション 支援事業			平成27年度	平成28年度	平成29年度
		時間分／年	計画(見込)	315	315	315
			実績	20	173	6
			達成率	6.3%	54.9%	1.9%
			前年度比	--	865.0%	3.5%
		人分／年	計画(見込)	3	3	3
			実績	1	3	2
			達成率	33.3%	100.0%	66.7%
			前年度比	--	300.0%	66.7%

日常生活用具給付等事業	介護訓練 支援用具	件／年	計画(見込)	6	6	6
			実績	0	5	1
			達成率	0.0%	83.3%	16.7%
			前年度比	--	皆増	20.0%
	自立生活 支援用具	件／年	計画(見込)	15	15	15
			実績	16	12	6
			達成率	106.7%	80.0%	40.0%
			前年度比	--	75.0%	50.0%
	在宅療養等 支援用具	件／年	計画(見込)	10	10	10
			実績	15	29	1
			達成率	150.0%	290.0%	10.0%
			前年度比	--	193.3%	3.4%
	情報・意思疎 通支援用具	件／年	計画(見込)	20	20	20
			実績	5	6	5
			達成率	25.0%	30.0%	25.0%
			前年度比	--	120.0%	83.3%
	排泄管理 支援用具	件／年	計画(見込)	1,200	1,220	1,240
			実績	1,204	1,165	613
			達成率	100.3%	95.5%	49.4%
			前年度比	--	96.8%	52.6%
	住宅改修費	件／年	計画(見込)	1	1	1
			実績	2	2	0
			達成率	200.0%	200.0%	0.0%
			前年度比	--	100.0%	0.0%

手話奉仕員養成研修事業			平成27年度	平成28年度	平成29年度
	人	計画(見込)	20	20	20
		実績	12	15	15
		達成率	60.0%	75.0%	75.0%
		前年度比	--	125.0%	100.0%

※平成26年度～27年度は4月～3月の合計数値、平成28年度は4月～11月の合計数値

※手話奉仕員養成研修事業は手話教室基礎課程を修了した向日市民の人数

資料④ 第4期障がい福祉計画 進捗状況

地域生活支援事業(必須事業)③

移動支援事業			平成27年度	平成28年度	平成29年度
	時間分／月	計画(見込)	940	970	990
		実績	879	856	879
		達成率	93.5%	88.2%	88.8%
		前年度比	--	97.4%	102.7%
	人分／月	計画(見込)	85	88	90
		実績	81	76	90
		達成率	95.3%	86.4%	100.0%
		前年度比	--	93.8%	118.4%
地域活動支援センター			平成27年度	平成28年度	平成29年度
	か所	計画(見込)	3	3	3
		実績	3	3	3
		達成率	100.0%	100.0%	100.0%
		前年度比	--	100.0%	100.0%
	人分／月	計画(見込)	23	23	23
		実績	17	20	19
		達成率	73.9%	87.0%	82.6%
		前年度比	--	117.6%	95.0%

(凡例) 平成27年度 平成28年3月現在の数値
平成28年度 平成29年3月現在の数値
平成29年度 平成29年6月現在の数値

資料④ 第4期障がい福祉計画 進捗状況

地域生活支援事業(任意事業)

			平成27年度	平成28年度	平成29年度
福祉ホーム事業	か所	計画(見込)	2	2	2
		実績	2	2	2
		達成率	100.0%	100.0%	100.0%
		前年度比	--	100.0%	100.0%
	人分/月	計画(見込)	4	4	4
		実績	4	4	4
		達成率	100.0%	100.0%	100.0%
		前年度比	--	100.0%	100.0%
障がい者入浴サービス	回数/月	計画(見込)	4	4	4
		実績	0	0	0
		達成率	0.0%	0.0%	0.0%
		前年度比	--	--	--
	人分/月	計画(見込)	2	2	2
		実績	0	0	0
		達成率	0.0%	0.0%	0.0%
		前年度比	--	--	--
日中一時支援事業	時間分/月	計画(見込)	220	220	220
		実績	219	193	155
		達成率	99.5%	87.7%	70.5%
		前年度比	--	88.1%	80.3%
	人分/月	計画(見込)	32	32	32
		実績	37	36	35
		達成率	115.6%	112.5%	109.4%
		前年度比	--	97.3%	97.2%
自動車運転免許取得教習費事業	件/年	計画(見込)	1	1	1
		実績	1	0	0
		達成率	100.0%	0.0%	0.0%
		前年度比	--	皆減	--
	件/年	計画(見込)	2	2	2
		実績	2	1	0
		達成率	100.0%	50.0%	0.0%
		前年度比	皆増	50.0%	0.0%
更生訓練費	人分/年	計画(見込)	1	1	1
		実績	0	0	0
		達成率	0.0%	0.0%	0.0%
		前年度比	--	--	--

(凡例) 平成27年度 平成28年3月現在の数値
平成28年度 平成29年3月現在の数値
平成29年度 平成29年6月現在の数値

※自動車運転免許取得教習費事業、自動車改造助成事業については、
平成27年度・28年度は4月～3月の合計、平成29年度は4月～6月の合計